

歷  
史

# 第一章 古代

## 第一節 歴史の始源と諸伝承

### はじめに

初期の歴史時代における橿原市と、もっとも関係の深いのは、何といっても、『古事記』・『日本書紀』に示された、イハレヒコノ命―神武天皇―に関する事であろう。

このことについて、まずわれわれの注意を引くことは、神武天皇に関して記された事柄が、初めて日本の人間世界に起った事件として扱われていることである。

すなわち、『日本書紀』は、その巻第一を神代上とし、巻第二を神代下とし、巻第三をもって、改めて神武天皇のことを叙述し始めており、『古事記』は『日本書紀』の巻第一・第二の部分を上巻におさめ、中巻の初めに神武天皇の記事を置いているので、とくにここに神代と人の代と言って区別してはいないが、神武天皇を『日本書紀』と同じ扱いにしていることは否めないところである。

このことは、これらの文献の編纂者の間に、人間の世界以前の世界、言いかえると、「神の世界」が存在したことを信じた残存形態の存在していたことを示すものである。



山傍と 熊野神社

そして、その人間以前の世界というものは、『日本書紀』などには、「天地ひらけ、わかれし代、草木ものがたりせし時」(『欽明十六年二月紀』)ともいわれ、『風土記』などにも、「天地のはじめ、草木ものがたりせし時」(『常陸国風土記』)ともいわれているように、「磐根・木立・草のかき葉も人間と同じようにものを言う」(『祝詞』)というような時代であった、と考えられていたのである。さて、しかし、『日本書紀』や、『古事記』にしても、取扱い態度として、一応、神武天皇をもって人君の初めに置いたにもかかわらず、その記事の中に神代的分子、言いかえると、神異の事件の記事が姿を消してしまっているかといえ、必ずしも、そうではないのである。

およそ、一般的にあって、神武天皇に関する『日本書紀』や、『古事記』の記載には、現実的な地方の地理的記述を多く持ってきているが、ここに注意しなければならぬのは、その中で、著しく神異の行なわれている部分がある。たとえば、『日本書紀』においては、熊野の荒坂津において丹敷戸畔(にしきとべ)を誅するに当って、「神、毒氣(あやしきいき)を吐きて、人ことごとくに瘁(を)えした」といい、また熊野の高倉下(たかくらじ)は、天照大神の霊夢により、受けた師霊(ふつのみたま)の剣を天皇にたてまつった、といい、また天皇親(みか)ら天照大神の霊夢を受けて八咫鳥の嚮導を得たと言っていること、などがそれである。また、吉野においては、「光りて尾ある井光」、ならびに、「尾ありて磐を排し分ける磐排別(いわをしわく)の子」などに天皇が遣ったとされていることも、また人間の世界の出来事としては理解できないところである。こと

に、「尾のある人間」というのは、半人半獣のものを示し、これに光があるという限りにおいては、神性が与えられているので、むしろこれは半神半獣の性格を持つものといえるであろう。同じようなことは、『古事記』においても見られるところで、大きな熊が山より出て、失せたと見るや、天皇の軍、皆「をえ」して伏し、その間に、高倉下が横刀を奉ると、ともに、天皇、および軍兵も「をえ」よりさめた、といい、また、高木神が八咫鳥を遣わして天皇の軍がそれに導かれて吉野河の川尻に出、ここで「光ある井」より出で来る尾ある井水鹿（いひか）、ならびに、尾ありて巖を押し分けて出てくる石押分（いわをしわく）の子に遭った、と説いていることなど、同じく人間世界の事実として信じ得られぬ神異譚である。これらのことを『古事記』の序文は、「化熊出穴<sup>ヅ</sup>。天劍獲<sup>ヲ</sup>於高倉。生尾遮<sup>ル</sup>徑<sup>ヲ</sup>。大鳥導<sup>ル</sup>吉野<sup>ニ</sup>。」と要約しているのである。

一般的にいつて『古事記』や『日本書紀』に示されている、初めの部分は、説話の英雄神話から進展して、確実な歴史的人物や、事実の叙述にまでおよんでいるもので、初めは純粹に神話で、それが次第に歴史性のある事実の叙述へと変色して行く年代記の一つのタイプ、しかもそれは、世界的な様相の一例であることから遅れることはできないのである。こうして、神武天皇『記』・『紀』の記述は、人間世界の出来事として扱う態度がありながら、いずれが事実か、いずれが説話かの限界が明瞭でないということから遁がれ得ないので、われわれは、これをそのまま歴史的事実として見るよりも、一歩退いて、「伝承的事実」として見る方が、より真実に近いと考えねばならないのである。ただここに「伝承的事実」というのは、「そのいずれの部分もが、架空的に構成せられた説話に過ぎない」というのではなくして、「事実として伝えられた伝承である」とする意味である。そしてこのような神武天皇の『記』・『紀』に示されたことが、必ずしも、ことごとく歴史事実であり得ないということは、戦後において、初めて考えおよんだことではなくして、学者のすでに早く指摘しているところである。たとえば、黒板勝美博士は、昭和六年版の『国史の

研究』概説篇において、「今日までの研究では、『古事記』・『日本書紀』、その他の諸書に記載されているものに、神武天皇以後数代との間が正確さにおいて、どれだけの相異があるであろうか。神武天皇を以て人皇第一代とし奉ることによって、わが国史が必ずしも伝統的に神武天皇の御代に始めねばならぬと決っていない」、といているのである。

このこととならんで、われわれの注意に上がってくるのは、熊野に続く、この吉野という地方が、奈良朝や、それ以前から神代的な土地柄として信仰されていたということである。『万葉集』において、柿本人麿の作る、「吉野宮に幸せる時の歌」というものの中に、

「やすみしし、吾大王（おおきみ）のきこしめす、天の下に神ながら、神さびせすと、芳野川、たぎつ河内かうちに高殿を高しりまして、……山祇やまづみの奉る御調みづらひと、……川の神も大御食（おほみけ）に仕へ奉ると、……依りて奉れる神の御代かも」（巻一、三八）

とあるのはこのことである。また集中しばしば、「神ながら激（たぎ）つ河内に」とか「神ながら貴かるらむ」とか、ないしは、「神さびて見れば貴とく」とか、「神さぶる磐根」などのような表現が吉野をあらわす言葉として用いられている。これは単に修辞上の問題ではなくて、吉野の山川に対する一つの信仰として存在したことを認めなくてはならないのである。天武天皇の御製にも、「吉野の耳我（みみが）の嶺には、何時ということなしに年中雨雪が降っている」という意味のものがあり、それが山部赤人の不尽山（ふじさん）に対して、「白雲もい行き憚り、時しくぞ雪は降りける」（巻三）とあるのと同格と見られ、いずれにも神聖なる山嶽としての信仰があり、それが古くから日本人の心の上に存在したと見なければならぬのである。

しかして、ここに重要なことは、こういう吉野地域の神代的、絶域的性格は、『記』・『紀』においては宇陀にもお

よび、さらには、磯城にも至っていることである。そして、最後に畝傍山麓に到ったときに、初めて人界の首権者としての行動を叙述し始めていることである。そういうことが、『記』・『紀』、ことに、『日本書紀』の構成の上の叙述の方式として存在することがわれわれには認められるのである。

そして、なお、大切なことは、紀の川・吉野川というものが大和平野の南部に、直接、文化を運ぶ大きなルートとして考えられる地理的・考古学的な根拠があるにもかかわらず、また淀川や大和川については、一応、これを遡ろうという記事があるにもかかわらず、天皇に関する『記』・『紀』の記載の中に紀の川を遡ったとか、遡ることを試みた、というような説話の片鱗さえも見えないのは、古い伝承が、熊野・吉野という、神代的、神秘的地域に牽引されるところが強かったためであると解せねばならないようである。いいかえると、神武天皇が熊野・吉野・宇陀・磯城を大迂回したという記事には、そのような事実があったかもしれないが、もしなかったとしても、そこに、天皇の性格が神聖性を得るための人文英雄神話的なプロットがあると考えられるのである。〔註〕これは、『記』・『紀』の編纂者の作意とか、伝承荷担者の作意とかいうよりも、奈良朝以前における、熊野・吉野を神聖視した、大和平野地方人の「民俗心」によると考えなくてはならないのである。しかし、のちにのべるように、その伝承が、大伴氏と皇室との関係の起源に関するものを多く含んでいることから、その大和平野の人の中でも、ことに、大伴氏と関係ある人びとが、その中心にあったことが考えられるのである。

〔註〕 1 このような神武天皇の地方漂泊の巡旅と、苦しみの叙述は、やまもすれば国造りなどをする人文英雄が持っている一つの性格となっているもので、たとえば、ローマの建設と関係あるアエネアス (Aeneas) のごときも、トロイ戦争の後、諸地方を漂泊し、辛酸をなめて諸敵を討ち、遂にラヴィニア (Lavinia) を得てこれと婚し、その建設した都市を、妻の名に因んでラヴィニウム (Lavinium) と名づけ、その子イウルス (Iulus) はアルバルロンガ (Alba Longa) を建設し、ここでローマの名の起源とな

したロムルス (Romulus) ・ レムス (Remus) の双生児が生れ、二人は狼によって養育せられたということになっている (Virgil, The Aeneid)。またホーマーの叙事詩中のユリシズ (Ulysses) のごときも、長い漂泊の旅を続けた。日本の素盞鳴尊の伝承も、英雄が苦しみを伴う漂流の旅をしたことを伝え、日本武尊も同様に苦勞に充ちた大旅行を経たと伝えてゐる。しかしして事実また、これらの巡旅と苦勞というものが古代の英雄的行為の根底にあるものでもあらう。

〔註〕 2 古代伝承に於ける「八咫鳥」のごときも、もちろん、それはそのままに事実ではあり得ない。しかし、動物、ことに鳥類のごときが、一種人間以上の性能を持っているために、鳥の言葉を解する能力を得て予言者たる資格を得た説話はギリシャ神話にある。こうして鳥の道案内の下に進軍したという例は、シャーレマン大帝に関する説話の中にも見出すことができる。またすでにのべるところの、ローマ建設の伝承中にも、英雄アエネアスは、その漂流の旅の間に母女神ヴィナスが遣わした双生の二羽の鳩に導かれて、深い森の中で、成敗を占う金の樹枝を見出す、という条がある。

『神武紀』には金色の鴉の授護があるが、『伊勢国風土記』逸文では、「金鳥」という言葉があり、

「于時、隨<sub>二</sub>金鳥之導<sub>一</sub>入<sub>二</sub>中州<sub>一</sub>」。

とあらわされていることから、鳥と鴉との混用がこれらの伝承において見られるのである。

橿原市内、五条野には八咫鳥神社があるが、その起源については詳らかでない。『続日本紀』によれば、宇陀の八咫鳥神社は慶雲二年(七〇五)にすでに成立していたが、こういう事実から、神武天皇に関係の深い畷傍山のほりであるというので、後世これを宇陀のそれに做って建設したものと考えられる。

## 磐 余

さて、かくのごとき、大和における現実の地域のことに關して、神武天皇、ならびに、橿原市と、もっとも深い關係のあるのは、まず、古代地名としての「磐余(いはれ)」であらう。

「磐余」という古代地名がここに問題となるのは、『古事記』において神武天皇のことを「神倭伊波礼札昆古命(かむやまといはれびこのみこと)」という名で呼んでおり、『日本書紀』も、「神日本磐余彦天皇(かむやまといはれびこのすめら

みこと」という名を用いているからである。古代の人名のあらわし方の例からいって、この名は神武天皇が、本来関係する土地が「磐余（いはれ）」というところである、ということであり、それがなにか、橿原なり、畝傍なりの土地と関係のあることが暗示されているのである。「いはれびこ」というあらわし方からいえば、元来その人は、「いはれ」の土地の出身であるか、または、そこに定住した人、ということではなければならないのであるが、『記』・『紀』の伝では、天皇は、磐余の出身でないことは明らかであるから、「磐余」の定住者としての名とせねばならない。したがって、その伝の示す通り、橿原の宮に定着してからの名というふうに取りかねばならないのである。昭和十七年文部省刊行の『神武天皇聖蹟調査報告』には、諸種の資料を検討して、「磐余」は今、桜井市に入ったが、旧十市郡内、旧安倍村大字池之内、および、旧香久山村大字池尻付近と推定せられ、われわれも、一応、これを認めることができるのであるが、神武天皇の名のあらわし方からいって、「磐余」はもう少し広く橿原付近をも含めていてもよいのではないかと考えられるのである。

天文二十二年（一五五三）二月に、京都を出て吉野に向った、『吉野詣記』の筆者、さんじよとじきやうだ三条西公条は、二十九日、橋寺から安倍の文殊堂に詣で、耳なし野の山陰を経て、高田に到っているが、途中、そが川を渡って、間もなく、「いはれ野」に入ったと記していて、一六世紀の中頃まで「いはれ」という地名は残っていたことを知るのである。その「いはれ野」というのは、公条自ら、「蘇我と書ては、いはれとよめるにやと覚え侍りし」といっているところからすれば曾我（そが）の村里に近く、曾我川を西へ渡って、高田方面へ行く路にある野原でもあろうか。「菽などある由、きけど、今は道もなきのべなり」といっている。みみなし野の山陰を経て西に向っているので耳成山の北をまわり、曾我の北へ出たとせねばならない。曾我の西北一軒ばかりのところにある磐余神社も、一応この「いはれ野」の地域にあるといえるようであるから、この神社名も「いはれ」という地名からきた名ではないかとも考えられる。橿

原神宮を設立する際に、畝傍山の東南麓タカハタケ（高鳥）の付近に「イハレ」という小字の名があることが指摘せられていたが、このことのみで、広い「いはれ」の地名名を考えるのは少し不自然である。こういうようなことから、「磐余」の中心的な部分は安倍付近から、香久山の北麓地域でもあろうが、広い意味ではさらに西に延びて、畝傍山麓から曾我にかけての称であっても差支えないのである。

われわれは、神武天皇の伝を大和政権確立の初期に、磐余地方に居住した、或る人文英雄の伝として考えるべきであると思うのである。

こういうふうになると、ここに大和平野の南部に、大和政権確立の初期に成立した橿原を含めた、磐余地方という一つの文化圏は、その東北に対立する磯城地方に比して、伝承の上では、文化の程度は別として、時間的にはその後進性が示されていることは認めねばならないようである。「いはれひこ」という人文英雄が大和では外来者であり、広く華胄（よきやから）を求めて、五十鈴媛（いすずひめ）を三輪山麓に得たとする伝が、すでに根本的にこれを示しているし、また、『記』・『紀』の神代巻が三輪山に関する伝を豊富に持っていることなどが考古学的遺跡・遺物とともにこれを支持している。三輪神社のごときにしても、それが日本の神社の成立の極めて初期にあったことも一応認められているところである。しかし、「いはれ」地方も、大和政権成立の初期にはすでにかなり拓けていたことは畝傍付近やこれに続く川西の千塚、旧新沢村、ならびに、橿原付近の考古学的遺跡・遺物などがこれを示している。神武天皇を称（ほ）め申す古語の中に、「始馭天下之天皇」（はつこにいらす、すめらみこと）という言葉があり、同じように、磯城の瑞離宮に都したという、崇神天皇も、御肇国天皇（はつこにいらす、すめらみこと）といって称讃されたと伝えられていることが取り上げられるが、これらによって、大和政権確立の初期には、磐余・磯城がその中心的な地域であることを示す伝が古くからあったといえるであろう。

そして、その各々において首長的存在は、かなり早くから存在したと考えられる。すなわち、伝承そのままは事実ではあり得ないが、伝承の種子としての事実は、やはり存在したと考えねばならないのである。

### 畝傍山・香久山・耳成山

伝承の上では、畝傍山というのが、もっとも初期の中心的な大和政権の所在を示した地名として、今日も残っていることは、ローマ初期王朝の成立を示す場所として、ローマの東南の郊外にアルバ山や、ネミの湖などが今日も存在しているのと対比せられるほどの事実といえるであろう。しかし、奈良朝において、『記』・『紀』編纂の当時に存在していた畝傍山と、現在橿原市内にある畝傍山とが、同一のものであるかどうかということは、一応、疑ってみる必要があるのである。というのは、この橿原地方では、近世、畝傍山というのは、民間ではほとんどその名を失って、今の畝傍山は、慈明寺（じみょうじ）山、ないし、もとどり山、または、御峰（おむね）山などともよばれており、山頂にあった畝火山口神社も、『名所図会』には、神功皇后を祭るとし、摂津の住吉神社から埴取（はにとり）の使がくるなど、住吉神社と密接な関係を持っていたことが考えられるのである。その上、延喜の『神名帳』には、十市郡内に、畝尾坐健土安神社・畝尾都多本神社などがあって、それを国史大系本では、「ウネビニマスタケハニヤスノ神社」・「ウネビツタモトノ神社」と訓んでおり、三山のうち十市郡内にある今の香久山は西ではないかという疑いも存するのである。さて、『日本書紀』においては、「畝傍山の東南橿原の地」とあって、畝傍山は、橿原宮の所在を示す基準として挙げられているが、『古事記』では、ただ「畝火の白橿原宮に坐ましまして天の下治しめしき」とあって、「畝火」が一つの地名として示されている。これに対して、神武天皇の御陵については『紀』は「畝傍山東北陵」（うねびやまのうしとらのすみのみかさき）といひ、『記』は「御陵は、畝火山の北の方、白橿尾上（かしのをのへ）にあり、

といて、ともにその所在を示す基準として畝傍山が出されている。しかし、これは、橿原宮とか、神武天皇陵の所在を求める時には参考となるが、畝傍山それ自身の所在を決定するには充分ではない。

この意味からして、大和三山のうち、香具山は東に、耳成山は北に、しかして、残る畝傍山は西に当たると推定される根拠は有名な『万葉集』巻一の「藤原宮の御井の歌」の中に見出されるのである。すなわち、ここには、

「……埴安の堤の上に在りたし、見(め)し給へば、大和の青香具山は、日の経(たて)の大御門(おほみかど)に春山と繁(し)みさび立てり、畝火のこの瑞山(みづやま)は日の緯(よこ)の大御門に瑞山と山さびいます。耳無の青すが山は背面(そとも)の大御門に宜しなべ神さび立てり。名くはし、吉野の山は影面(かげとも)の大御門ゆ雲居にぞ遠くありける……」

と歌われているのである。このことに關して、『万葉代匠記』や、『万葉集古義』などが引用している『成務紀』の、「東南を以て日の縦(たたし)と為し、南北を以て日の横となし、山陽を影面(かげとも)といい、山陰を背面(そとも)という」、というのに照らして見ると、香具山は日の経(たて)、すなわち東方に当り、耳無山は背面(そとも)すなわち北、吉野山は影面(かげとも)、すなわち南に当たっているのである。そして、畝傍山については日の緯(よこ)すなわち南北であるという、明瞭に西方とはいっていないが、結局は残る西に当たると考えざるを得ないのである。われわれは『万葉集古義』が、

「此ノ歌、日経(ヒノタテ)・日緯(ヒノヨコ)・山陽(カケトモ)・山陰(ソトモ)の四ツをいひてしたるに、ひとり日緯(ヒノヨコ)をいひもらすべきにあらざれば、日ノ緯の言を西御門にやといひたるものなり」、

と解釈しているのをここで採るべきであろう。また、日経(ヒノタテ)とは、東西をいうもので必ずしも東のみを指すのではないが、藤原宮の東にあったと思われる、埴安池(はにやすのいけ)の堤に立って藤原宮を望んで、その四

方を列挙するに当っては、東から始めるといふのがやはり自然の順序とすべきであらう。その上、「青香具山は……春山と繁（し）みさび立てり」として、香具山を「青い」、「春」といって修飾していることも、それが東方と関係していることを暗示している。陰陽五行の説においては、春は東方にあり、青色をもって示されることになっているのである。万葉時代の人が、ある程度この説を用いることも充分あり得ることである。

こうして、三山中、畝傍山は西にあるのがそれであるとは万葉時代から認められているところであるが、更に延喜の『神名帳』には、高市郡内に、畝火山口坐神社というのがあるから、ここでも、東方、十市郡内にあるのが香具山で高市郡内、すなわち、西方にあるのが畝傍山ということになるのである。

『書紀』は、「畝傍」とし、『古事記』は、「畝火」とあらわしているが、『書紀』は、「畝傍山」に対し「此云、宇禰摩夜摩」と註しているから、古くから「うねびやま」と濁音で呼んだようである。今日、村の名の「畦樋」（うねひ）とあるのは訛ったのであるとせねばならない。「うね」は日本語の語幹として「波のうねり」とか「うねうね」または「うねりくねり」とかに見られる一種の曲線の感じを持っている。田の「うね」にしてもその曲線としての語感を持っているとせねばならないのである。こういうことから、かりに「畝傍」という言葉は適確にはわからないとしても、それが、その山の形のいわゆる「うねり」の線と関係があるといえるのではあるまいか。さきに挙げた『神名帳』の十市郡下、畝尾坐健土安神社や、畝尾都多本神社のごときも、国史大系本『延喜式』にはともに「ウネビ」と訓んでいるが、それは、むしろ、畝尾（うねを）といって、「うねりくねりのある山の尾根」という意味と解せられるのである。『古事記』上巻、泣沢女（なきはめ）の神出生の条に、「香山の畝尾の木本に坐す、御名は泣沢女神」とあるのをもって、「うねを」と訓むことは、『古事記伝』をはじめ、一般に認められているところである。本居宣長が、香久山に登って、「東のかたは、うねを（畝尾）長くつつづきて」と『菅笠日記』に記しているのも、この用法を支持し

ていると見られる。こうして、香久山には、尾根にはうねりのあるところがあることが認められるが、山の形が全体として「うねり」を持っている点では、三山中現在の畝傍山が著しい一つの性格を示しているといえるであろう。こういうことから『万葉集』に「香具山は畝火を愛(を)しと耳梨と相争ひき……」(巻二)といわれていて、この山が、女性に見たてられる理由があるとも考えられるのである。

さきに触れたように、神武天皇が治世を始めたという橿原については、『書紀』では、「畝傍山の東南(たつみのすみ) 橿原の地(ところ)を覩れば、けだし国の塊区(もなか)か」とか、「辛酉年春正月庚辰朔。天皇橿原宮に帝位に即く」とか、ないしは、「古語(ふること)に称(ほ)めまうして、畝傍の橿原に底つ磐根に宮柱太しき立て、高天原にちき高しりて、始馭天下之天皇(はつくにしらすめらみこと)と曰す」などとあらわしているが、『古事記』では、「畝火の白橿原宮(かしはらのみや)にましまして天の下治しめしき」と示されている。『記』が伝承の儘を記したと思われるのに反し、前者の中にとくに、「畝傍山の東南橿原の地」としてある点において、当時、『書紀』の編者の間に橿原宮の所在について、一つの想定が行なわれた事情が察せられるのである。また、先年行なわれた橿原の発掘に際して、橿の木の盤根と思われるものが出土事実と合わせて『日本書紀』の記事から畝傍山の東南に当って、橿の原林が奈良朝前期において存在したことが肯定出来、その付近をもって、『紀』は橿原宮の所在地と考えていたのである。また、『古語拾遺』が、「建都橿原。経宮帝宅」と示してあるのは、『紀』に、「是月(己未年三月)即命有司(経)始帝宅」とあるのと、『懐風藻』の序が「橿原建邦之時」とあらわしたのを踏襲して表現したに過ぎない。こういう『記』・『紀』の記載から離れて、橿原に国初の都があったということは、持統朝において伝承されており、それが『万葉集』(巻二)の藤原宮御宇天皇代高天原広野姫天皇の時代の歌の中に柿本人麿作としてのせられている。そこには、

「玉櫛（たまだすき）、畝火の山の櫃原の日知りの御代ゆ、生（あ）れましし、神のことごと」

というふうな詠まれている。この外、集中（廿卷）には、

「秋津島、大和の国の櫃原の畝傍の宮に宮柱太知り立てて天の下知らしめしける」

ともあって、櫃原が地名となり、畝傍が宮の名となっている場合もある。また『撰津国風土記』逸文（『釈紀』九、所引）には、「宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世（うねびのかしはらのみやに みよ）」とあり、『伊勢国風土記』逸文の或本には「天日別命、詔を奉じて熊野村より直に伊勢ノ国に入り、荒ぶる神を殺戮（ころ）し……然後、復命櫃原宮焉」（『古典全集』所収）とも記されているなど、その所伝の古く奈良期にあることを知ることができる。

神武天皇陵の所在については『古事記』と『日本書紀』とでは記載に相違があるから、編纂当時、既に二説があって一致していなかったとする考えかたがあるが、これは、むしろ『記』にいう白檮の尾上が、『紀』にいう畝傍山の東北に当たっていたと解するのが妥当のようである。天武天皇壬申の軍中において、高市社と牟狹社とともに神日本磐余彦天皇陵を祭って、馬および兵器を奉った、という『紀』の記載があるから、この頃すでに神武陵と称せられるものが存在しており、それが、『記』・『紀』の編纂のころまでに、それであると信じられて来たとせねばならないのである。おそらくは、畝傍山の東南には櫃原宮があったといい、北側は白檮の尾上があったところから、奈良朝ごろまで畝傍山はその東南の部分のみならず、東の部分にわたって櫃の原野であったのであろう。

このほか、『書紀』では、神八井耳尊の墓も畝傍山の北とし、安寧天皇の陵も、畝傍山の南、「緋沙谷上（まさごだにのへ）陵」として、畝傍山をもって所在の基準としている。しかし『記』皇の陵も畝傍山の南、「緋沙谷上（まさごだにのへ）陵」として、畝傍山をもって所在の基準としている。しかし『記』では、安寧天皇陵を「畝火山ノ美富登（みほと）ニアリ」とし、懿徳天皇陵を「畝火山ノ真名子谷ニアリ」としているのみである。

香久山は旧十市郡内にあり、檀原市制とともに編入されたが、天香具山ともいわれているように、三山のうちでは、もっとも神話的要素を多く持っている。畝傍山麓に神武天皇が宮室を経営して以後、『記』・『紀』には、ほとんど、神異的要素が消えてきたのに対し、香久山に関しては、天皇がその埴土を取って誓祈(うけひ)をした、と伝えられていることごととき、神異は此の山においてはなお存しているといえる。この『神武紀』の記載というものがあって、『崇神紀』武埴安彦の反に際して、妻の吾田媛が、ひそかに倭の香山(かぐやま)の土を取って領巾(ひれ)に包んで、「コハ倭国ノ物実(ものざね)」といって、祈(うけひ)をしたという伝も生れてきたと思われるものである。しかしまた、香久山の土というものが特別に神聖なものとして、古代人の信仰の面で重要であったことも否定することができないところである。ともに神代巻に出る埴安神や啼沢女(なきさはめ)命を祀る十市郡下、畝尾坐健土安神社・畝尾都多本神社がこの山麓にあるというのも、また古いこの山に関する信仰を示している。ことに後者は、『万葉集』

(巻二)にも、

哭泣(なきさ)の神社(もり)に神酒(みわ)すゑ禱(こ)ひ祈(の)めど、わが大君は高日知らしぬ

などと歌われていて、古来、「泣沢の杜」と呼ばれ、水神として崇められていた。また、『大和国風土記』逸文には、

「天の上に山有り、分れて地に墮ちぬ。一片(かたへ)は伊予国の天山と為り、一片(かたへ)は大和国の香山と為れり」(『日本紀纂疏』上、等)

という説話を伝えている。この外、『万葉集』(巻二)には、香具山が、耳梨山と、妻争いをしたという伝承を詠んだ中大兄皇子の歌というもの、

「香具山は、畝火を愛しと耳梨と相争ひき。神代より斯くなるらし、古昔(いにしへ)も然(しか)なれこそ、現身

（うつつしみ）も婦（つき）を争ふらしき」

を採録している。ここで香具山と耳成山の二山のうち、香具山を主語としてあることは香具山を男性としてあるのはもとより、また、同じ男性、耳成山に対しても、一種の優位を認めているというふうに見られる。この反歌には、

「香具山と耳梨山と会ひし時、立ちて見に来（こ）し印南国原（いなみくにばら）」

というものがせられているが、これに関しては、『播磨国風土記』が、揖保郡下、上岡里の条に、

「出雲国、阿菩（あば）大神、大倭国、畝火・香山・耳梨三山相闘うをきき、ここに、諫止せんと欲して上来の時、此処に到りて、乃ち、鬪止むときき、その乗る所の船を覆せて坐しき」

という伝をのせている。歴史時代の初期における大和地方における氏族間の抗争の記憶がこういうふうな伝承としてあらわされているものとも考えられる。かりに後にのべるように、畝傍山をもって葛城地方に背景を持つものとするならば、香具山は飛鳥より、吉野にわたる背景を持ち、耳成山は十市より三輪にかけての背景を持っていたとするのは、太古以来、歴史時代を通じて、およそ考えられる土地と人との関係ではあるまいか。その山麓に有名な埴安池のあったことは、『万葉集』の「藤原の御井」の歌にすでに見えるところであるが、さらに、香具山が大和での代表的な山として、

「大和には群（むら）山あれど、とりよろふ天の香具山登りたち、国見をすれば国原は煙立ち立つ、海原は鷗（かまめ）立ち立つ、うまし国ぞあきつ島、大和の国は」（巻一）

と詠まれている。これに対し耳成山は藤原宮を定めるときのもっともおもな基準として存在したのであるとういうことは、この宮が耳成山の正南に経営されたらしいことで理解される。旧十市郡内にあったが香具山とともに橿原市に編入されるに至った。香具山と畝火を争ったことの伝承はすでに述べるところであるが、伝承の上では三山中もっ

とも後進性を示しているもので、『推古紀』九年五月の条には、天皇が耳梨の行宮におられた際、大雨があり、河水がただよって、宮廷に充満した、というふうに見えている。

また、『釈日本紀』(二二)ならびに仙覚の『万葉注釈』(二下)に引くところの『伊勢国風土記』逸文には、天日別の命が、神武天皇の命を奉じて、伊勢地方を懐柔(なづけ)て天皇に復命したので、天皇も歓びたまひ、天日別命に宅地を賜い、「大倭の耳梨之村」におらしめた、という伝をのせている。この説話は、『神武紀』に出る大伴氏に関する伝承より派出したものととして、耳成山が畝傍山に劣らず、古い歴史を持つものであるとする考えを蔵している。

延喜の『神名帳』には、畝傍山には畝火山口坐神社、耳成山には耳成山口神社があり、ともに大社に列し、月次・新嘗の祭に預かっている。これらは大和における多くの山口神社とともに、これを信仰する理由は、『祝詞』にもあるように、山の口より落ちる水の豊かに、悪風・荒雨のおそれなきように、とのためであったから、一種の自然神的性格を持っていながら、とくに米作と密接な関係があったと考えられる。畝傍地方や耳成山の付近にある石器時代の遺跡と考え合わせて、これらは、自然神とはいいながら農業神的性格を持つものとして弥生文化の進むとともに、この付近におこってきた信仰であろう。神社信仰の形がはっきりと弥生時代に発生したとはいえないが、そういう信仰の種子は弥生式時代の晩期には、人間の情緒の中に胚胎したと見ることもできる。大和における夜支布(やきふ)・伊古麻(いこま)・鴨・当麻・大坂・吉野・長谷(はせ)・忍坂・飛鳥・石寸(いはれ)・巨勢・都祁(つげ)などの山口神社に比べて、この畝火・耳成の二山口神社はもっとも平地に近く成立している点で、とくに農業神としての性格が強い。二社ともに、大同元年の牒に神戸一戸宛を充(あ)てられているが(『新抄格勅符抄』)、さらに延喜の制では祈雨の臨時祭に預かる八十五柱の中に入っている。また、『祈年祭の祝詞』にも、「山口に坐す、すめ神たちのみ前に白さく、飛鳥・石寸(いはれ)・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は申して」のように、二神相並んでよみ込まれている。こ

れに對して香具山には山口神社は見出せないが、天香山坐櫛真命(くしまちのみこと、真の下に知を入れて訓むべし)神社というのがあって、今日この山の中腹にある天香山神社がこれに当てられている。『新抄格勅符抄』には、大同元年の牒に神戸一戸を充てられているが、そこには、「櫛麻知乃命神」とあらわされている。これはおそらく『延喜式神名帳』左京二条に坐す神社二座のうちの一、久慈真智命神社に当るであろう。「まち」とは、『中臣寿詞』(よこと)に、「かくあらばまちは、わかひるにゆつ五百篁(いはたかむら)生ひ出でむ」とあるによって知られるように、占卜(うらない)における兆(しるし)であると考えられ、「くしまち」は「奇兆」の意とも解せられる。『古事記』天石屋戸段に、「天香山の真男鹿の肩をうつ抜に抜きて、天香山の天のはかを取りて占(うら)へまかなはしめて」とあるように、この山が、とくに、占兆と関係あることは神話の上にも顕著である。この意味で、この櫛真智神は、占卜(うらない)の神として人智の開ける初期において香具山に祀られたものとして注意するに足るものである。「ははか」とは、鹿の骨を焼くときに用いられる木の名で、『和名類聚抄』では、「朱桜」に「和名波々加(ハハカ)一云迸波佐久良(ニハサクラ)」と注せられている。

### 築坂邑・来目邑

**築坂邑** 畝傍山ならびに、橿原の宮、および、神武天皇陵に関する『記』・『紀』の伝と、離れては考えられない、橿原市内の古代地名に、大伴氏の居住したという「築坂の邑」と、「来目の邑」とがある。『記』・『紀』には神武天皇に従う軍の中で、もっとも顕著な勲功を建てたのは、大伴氏の遠祖、道臣命と、大来目とであったという風に伝えられ、天皇が橿原に宮室を構えられた後は、大伴氏や来目部がその近傍、「築坂の邑」や「来目邑」にあって、いわゆる王家の藩屏となった、というように示されているのである。しかして、このことを伝えるのは、もっぱら『日本書

紀』で、そこには、つぎのように示されている。

「二年春二月、甲辰朔乙巳、天皇功ヲ定メ賞ヲ行ヒタマフ。道臣命ニ宅地(いえところ)ヲ賜ヒテ築坂邑(つきさかのむら)ニ居(はべ)ラシメ、以テ寵異(ことにめぐ)ミタマフ。亦、大来目ヲシテ畝傍山以西ノ川辺ノ地(ところ)ニ居(はべ)ラシメタマフ。今、来目邑(くめのむら)ト号(なづ)ク。此レ其ノ縁(ことのもと)ナリ。」

さて、ここで「築坂」というのは、また『垂仁二十八年十一月紀』に、倭彦命を身狭桃花鳥坂(むさのつきさか)に葬るとある記事、ならびに、『宣化四年十一月紀』に天皇を大倭国身狭桃花鳥坂上(むさのつきさかのへ)の陵に葬るとある、「つきさか」と同訓であると考えられている。元来、「桃花鳥」を「つき」と訓むことは、綏靖天皇の「桃花田丘陵」について、『古事記』では「衝田岡にあり」としてあるので一応言えることであるが、さらに『日本紀私記』が「桃花鳥」を「トキトリ」と訓むと教えていることによって一層明らかである。『和名抄』は「私記」を踏襲して、鳩(ツキ)の条において、これを「和名豆木(ツキ)」とし、さらに「日本紀私記云、桃花鳥」と注している。こうして、「桃花鳥」は「とき」または「つき」と訓み、「桃花鳥坂」は、「築坂」と同じ訓であることが認められ、築坂邑の所在も、倭彦墓、及び、宣化天皇陵と相近いことがほぼ理解されるのである。

「築坂」は後、そのところを失った観があるが、『和州五郡神社神名帳大略注解』(以下略して『五郡神社記』という)大伴神社の条に、「帳云、高市郡鳥坂神社二座、在久邇郷牟佐衝鳥坂」と記したことの中に一応その所在についての手懸りがあるようである。(久邇郷とあるのは久米郷の誤りか)同記はさらに、

「社家者大伴連説曰、衝鳥坂神二座、左高皇産靈尊、右天押日命也。神武天皇賞三道臣命賜宅地、居于築坂邑郷寵異之。于時道臣命造神府於築坂。奉祀先祖父子神。号云築坂神社。然後此坂多生桃花。呼云桃花坂。追旧号、訓桃花云津文。是本縁也。」

と記している。それによれば、神武天皇は、道臣命を賞して、宅地を築坂邑に賜うたが、道臣命はここに自分の先祖の神、高皇産靈尊と天押日命の二神を祀る神社を造って築坂神社と号した。その後この坂に桃花を多く生ずるようになったので「桃花坂」といったが、旧号にならってこれを「つき坂」といった、というのである。この書は、文安三年（一四四〇）に牟佐神社の社家、宮道氏の撰するところであるので神道家としての修飾もあるであらうから、とどとくこれを信することはできないが、中世、『延喜式』にいう鳥坂神社二座をもって大伴神社ともいい、また築坂神社ともいっていることが認められるのである。そしてなおここに興味あることは、「つき坂」というのを「衝鳥坂」とあらわしていることである。これは、おそらく『日本紀私記』が、「桃花鳥」を「トキトリ」と訓んであることから起ったもので、これによれば、『私記』の撰せられた平安朝初期には、「桃花鳥坂」を「トキトリ坂」と訓んだとしなければならぬのである。すなわち、「桃花」を「トキ」または「ツキ」と訓んだため、「鳥」の字があとに残って来た経路を暗示しているのである。このことから、鳥坂神社（『国史大系本』ではトサカ神社と訓んでいる）は、上にある「桃花」というのが脱落した形であるということが認められるのである。それで、今日の「鳥屋」という大字名も、それが、「桃花鳥坂」または「衝鳥坂」と関係のある名であることが理解できるのである。したがって、宣化天皇、身狭桃花鳥坂上陵は、益田池の碑銘の序に、「武遮（むさ）の荒壘（あらはか）其の坤（ひつじさる、西南をいう）を押しす」というのを認め、益田池の池尻と見られる「池尻」の西南、鳥屋の西に当る、現在の宣化陵をそれと認めることができる。また、倭彦命の墓と称する身狭桃花坂墓をその西南大字船附山を隔てた前方後円墳を指すものとして差支えないようである。

ただししかし、ここに、『五郡神社記』が、「然ル後、此ノ坂ニ多ク桃花ヲ生ジ、呼シテ桃花坂トイフ」、としたのは根拠の弱いことである。

また、「身狭」という地名は、上述の『垂仁紀』の身狭桃花鳥坂墓をもって国史の初見とするが、『天武紀』には神社名に身狭社があり、人名には、『雄略二年十月紀』に身狭村主青（むさのすぐりあを）、『舒明即位前紀』に身狭君勝牛（かつし）の名が見える。

『姓氏録』によれば、左京諸蕃に牟佐村主があり、「呉孫権高の後」と注され、未定雑姓に牟佐公があり、ここにも、「呉国王青清王ノ後」と注されているので、身狭を称するものが渡来人系統の人であることが知られる。そしてその住んでいる所の名から「身狭」の氏の名を得たものであることは論をまたないところである。身狭の地は、現在樫原市内、見瀬の名に残っていると考えられているが、一応これも認められるところである。現在の牟佐神社は、見瀬の庄屋垣内にあるが、これを『五郡神社記』は久米郷牟佐村築田にあると記している。益田池碑銘の序が、「武遮荒壘（むさのあらはか）ソノ坤ヲ押ス」とあるのと合わせて、古い地名の身狭は、宣化陵より大字見瀬を含んで牟佐神社に亘る久米郷内の丘陵寄りの地帯を指すものと考えられる。

『応神十四年紀』に、百済王が、真毛津（まけつ）という縫衣工女を献って、それが、「今の来目の衣縫（きぬぬい）」の始祖と記されているが、これは奈良朝前期までも、来目に渡来人の子孫たる、衣縫の職を専らにするものが住んでいたことを示すものであって、それはまた渡来人の多い身狭（むさ）の地区と相接するか、または相交わっていたことを示していると思われる。

**来目邑** 来目邑についても、『記』にはのせられず、ただ『書紀』が、

「亦、大来目ヲシテ、畝傍山以西ノ川辺（かはのへ）ノ地（ところ）ニ居（はべ）ラシム。今、来目邑ト号ク。此レ其ノ縁（ことのもと）ナリ」

といっているのである。現在、「久米」という大字は畝傍山の南方久米寺境内の南に接して存在しているが、その

立地は別として、この村の村名は、すでに『紀』の編纂の当時存在していたと認めねばならない。ただここには、「畝傍山の以西川辺ノ地」というのが明らかでないのである。『紀』のあらわし方では、当時、来目邑が、畝傍山以西川辺のところにあつたという風に取り必要もなく、ただ「来目邑」というのがあつたが、その名の本縁は、川辺所に居住せしめられた大来目から来ているのであると説明したまでである。さてここという「畝傍山の西、川辺のところ」とは、鳥屋の傍を流れている松前川（または高取川）か、あるいは旧新沢村大字川西の側を流れる重坂川（下は曾我川）ではないか、ということが問題となるのであるが、これは、『雄略四年二月紀』にある、葛城の一言主神が、天皇を送って、来目水（くめがは）に至る、とあるのを参考にすべきである。

『大和志』には、松前川の条下に、「源自<sup>三</sup>高取山。歴<sup>三</sup>松前<sup>二</sup>至<sup>三</sup>真弓。曰<sup>三</sup>真弓川。経<sup>三</sup>瀬<sup>二</sup>至<sup>三</sup>久米。曰<sup>三</sup>久米川。」とあつて、鳥屋の北に至るものを指している。後世の久米郷内を流れる川として、この川が久米川と呼ばれるのは当然である。したがって、『紀』の記するところに依るならば、来目部が置かれたのは、畝傍山の西麓でこの川の付近であつたということになり、今の久米の村とは少し距離があることになるのである。

しかしまた、葛城の一言主神が雄略天皇を送って久米川まで来たということは、一つの説話に過ぎないものであつても、その久米川というのは、「葛城の地域の東の端」という意味があるのであろうから、その点からでは、この久米川というのは、今の曾我川ではないかという印象をも与えるのである。現在の松前川、すなわち、久米川というのは、曾我川に比べて小さく、一言主神が天皇を送って、そこで別れる一つの自然形象としては少し貧弱に過ぎる難点があるのである。神楽歌に、

「葛城や渡る久米路の継橋の、心も知らず、いざ帰りなむ」（岩波文庫本）

というのがあつたが、ここでは明らかに、いわゆる、国中と葛城との境界として継橋のかかっているような川が考え



久米御県神社

られているのである。ただし、奈良朝以前は何処にあったにせよ今日の久米の村里は、久米寺の成立と深い関係があったのであろうということは当然考えられるのである。そして、この久米という地名は、畝傍とか、橿原とかいう地名と比べて、民衆の居住の土地として後世まで久米郷として行政上の一区画をなして伝わって来たという点で、橿原市内では、とくに注意すべきものを持っているといえる。

「来目」に関しては、『垂仁五年十月紀』に、「天皇来目に幸して高宮に居ます」という記載があり、皇后の兄、狭穗彦の反状を皇后から聴取したのもこの宮でのこととしている。高宮はその址を失っているが、後世延喜の『神名帳』に「久米御県（くめのみあがた）神社三座」とある、その社地に当るものではないかと考えられる。久米寺の本堂の南に当って「久米字宮の谷」に存する旧幕以来天神社という社が御県神社に当てられているが、確かではない。あるいは、久米寺の創建以前に、天神社のある所も含めて若干台地を為しているその寺地が高宮の跡と伝えられたのではないかと、とは一応考えられるところである。『五郡神社記』は、久米神社をもって、「久米村川辺」にありとしているが、その川辺というのは明らかではない。

また、久米の御県が置かれた時期については明らかでないが、『垂仁二十七年紀』に、「是歳、屯倉（みやけ）を来目邑に興す」と見えて、かなり早期に、この地が王家の米廩（こめぐら）としての性格を持ってきたことと関係があるように、この地の拓けたことが、大和政権成立の初期に当ることが一応認められる。こういう事実を支持するように

『姓氏録』には、左京、および右京神別に、久米直（くめのあたへ）というのが出てくるが、これはおそらくは、『古事記』景行天皇の条に、日本武尊が東国経営に行った際、七掬脛（ななつかはぎ）というものがいつも尊の膳夫（かしはで）となつて従つた、といい、それを久米直の祖といっているのに当るものと考えられる。

### 大伴氏と久米氏

こういうふうには、大伴氏や来目部の居住伝承地である「築坂」や「来目の邑」が、現在畝傍山と指呼の間に在るということは、『記』・『紀』の神武天皇に関する所伝が大伴氏や、久米氏の氏族伝承と近いものを多く含んでいるのではないかということを考えしめる端緒となるものである。

元来、大伴氏は兵事をもつて、その職能として、王家に奉仕していたことはすでに一般に認められているところであるが、このことから、同じような職能を持っていた、物部氏とは早くから対抗の勢があり、ことに、氏姓時代の盛時、わが国が半島を経営する時機においては、互に勢力を争い、就中、継体天皇迎立に関しては大伴金村が功があった。そして、仏教の移入せられた欽明天皇の初年においては、大伴金村・物部尾興・蘇我稻目が勢力三鼎立の形であったが、間もなく金村は任那経営の失敗の責任を取るといふふうで、病と称して、摂津の住吉の私宅に籠ることになり、敏達朝初年には大連は物部、大臣は蘇我のみがあり、大伴氏は一応物部氏との勢力角逐では、敗北したという形であった。

それ以前においては、物部氏は神武天皇以後、いわゆる『記』・『紀』の闕史時代から崇神朝にかけて、同族、穂積氏とともに、早く王家の外戚として勢の強かつたように伝えられている。たとえば、『紀』では、開化天皇の母は、穂積氏の遠祖の妹であり、崇神天皇の母は物部氏の遠祖の女となっている。それに対して、大伴氏は、そのあたりの

記事には見えないところなく、『景行天皇紀』に至って、日本武尊に大伴武日の連が従って、蝦夷の征討に赴いたという点において、新らしく功を樹てたということになっているのである。『紀』には、甲斐国酒折宮で、「靱部（ゆきべ）を以て大伴連の遠祖武日に賜う、」と記載されているが、『三代実録』には、伴の善男の奏上の中に、「先祖大伴の健日連公、景行天皇の御世、倭武命に随いて、東国を平定し、勲功世を蓋う。讃岐国を賜わって以て私宅となす、」とあって、その氏族伝承に、早く四国北岸にあったと思われる大伴氏の勢力の根拠が与えられている。

こうして、大伴・物部二氏は氏姓時代はかなり烈しい勢力争いをなした痕跡があるのであるが、その氏族伝承の出発点には、どうして王家との特別な関係ができたかの由来があったと思われ、その中に、大伴氏の始祖天忍日命は天孫降臨に際して来目部の遠祖天穗津大来目（あめくしつおほくめ）を帥いて、奉仕した（『紀』第四の一書）ことがあり、さらに、神武天皇東征軍の指導的地歩を占めて勲功第一であったということが、物部氏の伝承と対比して、大きく誇示せられていたものと考えられるのである。

また、八咫鳥の伝承にしても、本来、それが賀茂県主（かものあがたぬし）氏の氏族伝承であるべきものと思われるにもかかわらず、かえってこの鳥が大伴氏の遠祖、日臣命を導いて熊野から大和への嶮岨を越えたというふうに示されている点で、天照大神の使としての鳥が、大伴氏の保護神であるかのごとき印象を与えているのである。そして物部氏の祖先饒速日命の軍を攻撃したのは、神武天皇の軍の主導的地位を持つ大伴氏の軍であったと記載されていることなど、多分に大伴氏の氏族伝承と近いもののあることを思わせる点があるのである。『紀』は、天武天皇壬申の年、天皇、吉野より、菟田の吾城を経て甘羅村に到ったとき、獯者（かりびと）の首、大伴朴本（えのもと）連が獯者廿余人を従えて従駕したことを伝えている。『扶桑略記』には、竜門寺に大伴仙・久米仙の遺跡が未だ存在したとい、宇多上皇竜門寺参詣の後、昌泰元年十月二十五日、一行数十人が野別当伴宗行の宅に止宿しており、ここに大伴

宗行というものの富有が示されている。これは大伴氏の古代勢力の残存の様でもある。こうして、吉野川から宇陀にかけても大伴氏はかなり古くから居住した痕跡がある。このことは、神武天皇、『記』・『紀』の歌謡、久米歌が宇陀の伊那佐山を主題にしているのと合わせて、八咫鳥が大伴氏の遠祖を導いて宇陀に出た説話に反映していることを思わせるものである。慶雲の頃、すでに宇陀郡に八咫鳥神社が成立していたことも、その背後には賀茂氏の力というよりも、大伴氏の宇陀地方における力があるのではないかと思うのである。

さて、『書紀』には、大伴氏は、大来目、または大来目部を帥いていたということになっており、来目氏は大伴氏によって統轄されていたように述べられている。しかし『古事記』には、天孫降臨に際して、久米直（くめのあたへ）などの始祖、天津久米命は、大伴氏の遠祖天忍日命とともに、五の伴緒（いつのともを）の中に入っているのみならず、この二人が相共に、天の石鞞（いはゆき）を取り負い、頭椎（くぶつち）の太刀を佩きなどして、邇々芸命（ににぎのみこと）の御前に立って奉仕した、というふうには伝えているところを見ると、天岩屋戸の条における中臣・齋部二氏の並立と同じ態度が示されていて、元来久米氏が大伴氏によって統轄されたとも限らないようである。ここにも『紀』が一般に大伴氏に有利に記述されているという印象が存在するのである。

すでにのべるように、大伴氏は、氏姓時代の早期に、讃岐国に地を得ていたのであろうということは、平安朝における彼氏の氏族伝承の伝えるところで、真実に近いと考えられるが、このほか、この氏が吉野川・紀の川沿岸に分布していたことを想わしめるものがある。かつて雄略天皇は、紀の小弓や、大伴の室屋を三韓に遣わして経営せしめていたがたまたま、小弓が彼の地で命を墮したので、天皇は大伴の室屋に小弓の葬喪のことを掌らしめ、「汝大伴卿、紀卿等と同国近隣の人にして由来尚し」という言葉を賜わっている。紀氏の所住については詳らかでないが、葛城氏や蘇我氏と同族たる紀氏は、その初期において、紀伊に居住したものであるとは一応考えられることであり、大伴氏と

紀氏とが同国近隣の由来が遠いとするのは二氏共に、紀伊に關係するところが古くからあったことを示していると考へざるを得ないのである。この考へを支持するように、『日本靈異記』には、紀伊国、名草郡の宇治の里に、大伴の連が居住し、その先祖大部の屋栖古(やすこ)は仏教伝来の初期に、吉野の比蘇寺と深い關係があるように示されている(上巻、第五)。また同書には、同国那賀郡の弥氣の里、沙弥信行は俗姓大伴の連といい、彼の氏の祖であったとも記している(巻下、第十七)。「粉河寺縁起」によれば、この寺の開基、孔子古(くしこ)も大伴の連であった。この外、『正倉院文書』天平二十年の写経所解に、紀伊国那賀郡戸主大伴連佰万呂並にその戸口大伴連菟万呂が挙げられている。また、『神護景雲三年十一月統紀』には、陸奥国俘囚大伴部押人の上言の中に、先祖大伴部直が紀伊国名草郡片岡里に住していたが、征夷の軍に従い、俘囚となったことをいっている。これも大伴連氏と關係があったように思われる。もちろん、これらは奈良朝頃のことに関する伝で氏姓時代のことは直接には不明であるが、忌部氏と同じようにこの氏が紀伊から讃岐にかけてかなり永く居住していたことは事実に近いようである。延喜の『神名帳』には、大和国葛下郡下に金村神社というのがあり、現在新庄町の大字大屋にあるものがそれに当てられていて、よりどころは弱いが大伴金村を祀るといわれている。遠祖道臣命を「築坂の邑」に住ましめたという『神武紀』の伝とともに、これらは大和平野の西南方面から吉野川・紀の川沿岸にかけて大伴氏が蟠居したことを示唆するものといえよう。

『記』・『紀』によれば久米氏についての伝承は古く神代にまでさかのぼる。すなわち天孫降臨にしたがった天津久米命、大久米(来目)命に始まっている。『記』・『紀』神代の伝承をそのまま信じるわけにはいかないが、この氏が神武東征伝などに活躍している点や、後述するように屯倉がはじめて来目に置かれた点を考えると、久米氏と王室とのむすびつきは深く、中臣・物部・大伴などの諸氏とともに大和政権確立以来王家に仕えた氏といえよう。

久米氏は久米部を有していたと思われるが、その根源はともかくとして、後には直接に王室に仕えたというより

は、大伴氏の配下にあつたふうには伝えられる。

『神武天皇即位前紀』によると頭八咫鳥（やたがらす）に導かれて大和入りする条に、

「是時、大伴氏之遠祖日臣命帥大来目督将元戎、踏山啓行、乃尋鳥所向仰視而追之、遂達于菟田下巢、因号其所至之処曰菟田穿邑。于時勅誓日臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名為道臣。」

とあって大伴氏の遠祖にあたる日臣命が督将として大来目を率いて、鳥の跡を追って大和入りし、日臣命はその功によって「道の臣」という名を賜わっている。これによって神武天皇は待望の大和進入に成功したように示されているが、その主動力となったのは日臣命にしたがった大来目であった。このような関係をさらに求めると、雄略天皇二年秋七月の条に、天皇が大伴室屋大連に詔して、来目部を使って石河楯夫婦を処刑させた記事がある。

これらの記事によって久米氏は表面に現れないが、伴造久米直に率いられた久米部が軍事、刑罰を掌る衛兵として大伴氏の支配下にあつたとみてよいであろう。

『新撰姓氏録』によると久米氏には数系あり、おのおの祖を異にしているので、数系にわたる久米氏を一概に論じることとはできないが、少なくとも、雄略朝までは以上のような関係の設定が可能である。

久米部が天皇に近侍したことはすでに『神武天皇即位前紀』でみたところであるが、さらに雄略朝に処刑にたずさわっているのが、一般に宮廷の警衛を掌る部（べ）として注目される。

この久米部に伝えられた歌謡に来目歌というのがあり、戦闘の際、士気を鼓舞する目的で敵を嘲笑したり、撃滅の意欲を歌っているが、その中に

「みつみつし 来目の子等が垣本に植ゑし壺口疼（はじかみくちひび）く、我は忘れず撃ちてしまむ」

という一首があり、久米部は平常は村落にあって農耕生活を基礎にしていたことを知ることができる。古代の部民

が特殊な職業に従事した場合は、それを專業にしたのではないことは久米氏の場合と同様で、特殊な職業に従事しながらも、農耕生活を基礎にしていたことは一般的に認められることである。

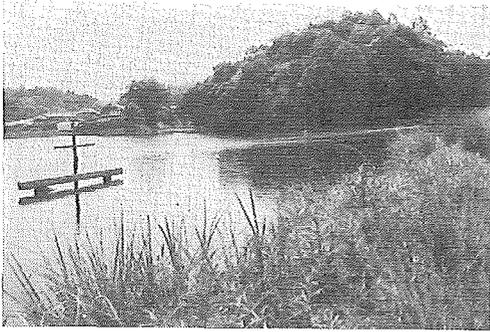
### 劍池 嶋上陵

神武天皇の後、開化天皇までの間はよく知られている通り、『記』・『紀』の叙述は、極めて簡略となり、天皇・皇后・皇妃・皇子などの御名と、即位や崩御の年、宮室や、御陵の名、あるいはその所在、ならびに、王家に関する若干の系譜的記述があるのみとなって、史家はこの間のことを關史時代と呼んでいる。

しかし、こういう記述の体はわが国の『記』・『紀』のみに止まらないで、たとえば、北欧のサガ *saga* といわれるものの中にはこれと同じように、簡略された系譜的な物語が含まれているのである。また、デンマークの歴史、サキン || グラマチクスのごときにもそれを見出すことは困難ではない。純粹に系譜である部分に比べて、これらの部分は、「系譜的説話」、または、「サガ的系譜」という一つの類型として考えることができるものである。〔註〕

〔註〕拙著、『歴史の始源と口誦伝承』第七章、系譜伝承、参照。

さて、關史時代において一つの注意すべきことがあるが、それは、天皇の宮室が橿原付近か、または、葛城地方、ないしは、橿原地方と葛城地方との間にあったと記載されていることである。このことは、神武天皇の宮室が、畝傍山



劍池

麓にあったという伝と合わせて、地理的にいって、畝傍山付近というものが大和平野の西南地方の穀倉地帯によって支えられていること、否、少なくとも、この二つの地域は、充分、連絡ある文化圏に属することを示している。そして孝靈天皇の宮室、黒田廬戸宮と、開化天皇の宮室、春日率川宮というのが、この畝傍・葛城を結ぶ西南地区とは別個に存在する文化圏にあると見られる。また、その上に、神武天皇の作と伝えられている、

「たたなめて、伊那佐の山の木の間のゆも、い行きまもらひ戦へば、われはや飢ぬ、島つ鳥、鶉飼がとも、今助(すけ)に來ね、」(『記』・『紀』共にのせる)

という歌によって暗示されているように、吉野川の川尻にいた阿太の鶉飼部は、宇陀地方にあるものを援助することができるということが合わせてここに注意される。このことは、畝傍・葛城地帯のヒンターランドとしての吉野川・紀の川というものを暗示しているといつて差支えないのである。宇陀を支持する吉野川の川尻が考えられるならば、檜原地区の背景にある葛城地方を支持する吉野川の川尻地帯が存在するのは当然である。これは、すでにのべる大伴氏の分布や、忌部氏の分布が物語っているとともに、孝元天皇を祖とする葛城・蘇我の諸氏の出自に関する氏族伝承がこれを示しているのである。

この時代のことに関する記事の中で、懿徳天皇の宮室が市内、「輕」の地(註<sup>1</sup>)にあり、曲峽宮( magariをのみや)ということや、孝元天皇の宮室が、同じく「輕」の境原宮であった(註<sup>2</sup>)ということ、などに比べて、孝元天皇の御陵が市内石川にある剣池嶋上陵であるということは、こういう檜原の歴史と、その土地の背後関係の上で、大きく注意されるべき理由を持っている。

(註<sup>1</sup>) 延宝九年(一六八一)林宗甫の撰する、『和州旧跡幽考』には、輕曲峽宮について「輕の町より西南五町ばかりを経て、田地に「まはりおさ」と俗によぶ所あり。まがりほの片言とらへり」といっている。但し、『記』では、これを「輕の境岡(さかひ

をか「宮」といつている。また、『欽明二十三年（五六二）八月紀』には、大伴狭手彦、高麗を打って、珍宝・貨賂などとともに、美女媛、及び、その従女吾田子をつれて帰国し、この二女を大臣、蘇我稻目に贈ったので、稻目は、これを輕の曲殿（まがりとの）に居らせたと伝えている。恐らくは、輕（今の大輕）の付近に「まがり」という所が古く存在したのであろう。

〔註〕『旧跡幽考』は、更に、輕境原宮について、「帝王編年曰、輕大路の西方云々。今見るに大道の西天神の宮あり。その所を俗にさかきばらといふ」といつている。また、實際『帝王編年記』には「輕境原宮大和国高市郡。今輕大路西方」とある。

孝元天皇に關して、『日本書紀』は、とくに、その記述の上での特色を示していないが、『古事記』では、皇子五柱があり、一柱は開化天皇で、他の皇子は、阿倍の臣氏の始祖、膳（かしはで）の臣氏の始祖、となったことを挙げたが、さらに、比古布都押之信命、（ひとふつをしのまことのみこと）〔紀〕では、彦太忍信命とあらわされている）の子孫にいつてかなり詳述的態度を示していることが橿原市の歴史と關係して、とくにここで注目されるのである。すなわち、この命の男には、味師内宿禰・波多八代宿禰・許勢小柄宿禰・蘇我石河宿禰・平群都久宿禰・木の角宿禰・葛城曾都毘古らがあつて、その子孫がまた多くわかれて、蘇我・葛城・許勢・平群・波多・紀など二十八の氏族になつたことを記述しているのである。このように、この天皇の子孫が多くの氏族に分れたと伝えられていることから、後世この天皇が「孝元天皇」と諡号を奉られることになつたものであつて、「元」ということは、諸氏族の根元という意味があると思ふべきではないのである。おそらく、蘇我氏を初めとして、これらの諸族は、天皇の御陵であると伝えられる、橿原市内石川にある、劍池嶋上陵に対して格別な尊信をよせたものと考えられるのである。〔記〕では、「御陵は劍池の中岡上に在り」といつている。この天皇の宮室が輕の境原に在つたということは、伝、または、古跡として後世の人の記憶の上に残つたのみであるが、この御陵は、その子孫の王家を初めとする有力なる氏族に対しては、宗教的・政治的な意味を持つていたとせねばならないのである。しかも、その中心的勢力の葛城・蘇我・巨勢・木（紀）などの諸氏が、その伝承の上で、大和平野の西南部を経て紀の川方面にその根源があると伝えられている点におい

て、樞原市が大和政権確立後において、この方面と深い関係を持ったことを示しているのである。

剣の池というのは、軽の池・厩坂池とともに、『応神十一年冬十月紀』に、これを作る、の記載がある。その絶対年代は不明であるとしても、それが氏姓時代の早期であることは考えられてよい。

## 高 市

国史の上にあらわれて来ないが、高市郡下に高市県（たけちのあがた）というものがあったことは、『神名帳』に

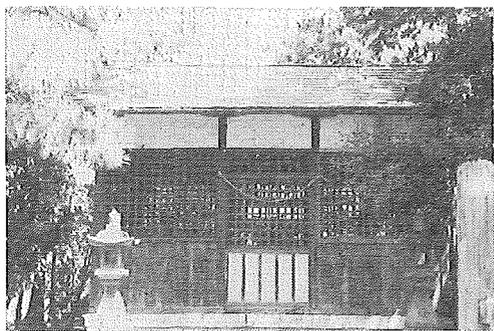
高市御県坐鴨事代主神社 高市御県神社

という、二社のあることよって知られる。このことはまた、六月・十二月の月次の祭の『祝詞』にも、

「御県ニ坐ス皇神（すめがみ） タチノマヘニ白サク、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布ト御名ハ白シテ、コノ六ツノ県ニ生（お）ヒ出ヅル甘菜・辛菜ヲモチマキテ……」

とあって、大和の「六の県」の一に高市県のあったことが示されているのである。しかし、ここにいる高市の県とは、およそいづれの地方を指すのであろうか。

神護景雲元年の『太政官符』では、高市郡高市里というのが「古寺地ノ西辺」と示されている。これは、大安寺修理の料に大和国で二町の田を献入する時のもので、「古寺地」とは大安寺の古寺地、すなわち、高市郡大官大寺



高市御県神社

の寺地を指すものである。大官大寺の寺地が、どの位の広さかは不明であるが、その西辺とすれば、畝傍山に寄った地域に当るようである。『和名抄』では、高市郡に、巨勢・波多・遊部・桧前・久米・雲梯・賀美の七郷を挙げている。このうち賀美郷は飛鳥地方の山寄りのところとすれば、畝傍山より南部の橿原市は久米郷に入ると見られるし、現在の「雲梯」は雲梯郷にあり、『五郡神社記』のいうように「忌部」をも含んでいたとすれば、畝傍山より西ないし北の橿原市を含んでいたとも考えられる。『出雲国造神賀詞』（いつもくのにのみやつこのかむよごと）の中には、

「オノレ命ノ御子阿遲須伎高孫根（あぢすきたかひこね）ノ命ノ御魂ヲ葛木ノ鴨ノ神奈備ニマセ、事代主命ノ御魂ヲ宇奈提（うなで）ニマセ、（うなでの神奈備の意）」

といて、雲梯の森に事代主神が祭られていたことを知る。このことから『書紀』壬申の年に高市郡領高市県主許梅が神懸りして言った言葉の中に、「われは高市社にをる名は事代主神」というがあるので、雲梯の社はまた高市社ともいい得られる様である。高市郡の名は古い高市県（あがた）時代の名からきた郡名であると思われるが、その地名は、畝傍山の西・北、そして東に残っていたのではないか。延喜式内高市御県神社は、大同元年の牒に神封二戸を充てられているが（『新抄格勅符抄』）、さらに、貞観元年に従五位上の神階を授けられている。現在今井町より、畝傍に通ずる道の西側、四条町宮坪にあるものがこれに当てられているが、『大和志』も、

在四条村北。今称高県宮。所謂遊岡即此。

としている。『大和志』は、高市県坐鴨事代主神社については旧鴨公村高殿のいわゆる鴨公宮を指しているが、何によるか抛り所が弱いようである。

關史時代以後、仏教の伝来に至るまでの間においては、応神天皇の宮室が「輕」に在ったという所伝が取り上げられなければならない。このことについては、『日本書紀』には「輕」に遷都する事の明記を欠いていて、ただ、四十年の条に、「天皇、明（あかる、又はあきら）ノ宮ニ崩ズ、」とあるのみである。しかし、この宮が「輕」の地であったということは、『古事記』が、「品陀和気命（ほんだわけのみこと）輕島の明の宮に坐はして天下治しめしき、」といっているのが、その伝を認めることが出来るが、仙覚の『万葉集注釈』引く所の『撰津国風土記』（二、下）に、「古、輕島豊阿伎羅宮御宇天皇ノ世」とあって、また古く、「輕島の豊明宮」ともよばれたことが知られるのである。しかし、また、『詞林採葉抄』引く所の『山城国風土記』逸文中には、「輕島宮御宇天皇」とあり、一方、『統紀』（宝龜三年四月）には、「輕嶋豊明宮馭宇天皇」とあり、さらに『靈異記』（上・序）には「輕島豊明宮御宇蒼田天皇」とし、『古語拾遺』には、「輕島豊明朝」と示されているなど、明宮と豊明宮との二様が古くから用いられている。その遺址と称するものは、早く失なわれていたようで、『旧跡幽考』も、「帝王編年曰、高市郡と云々、たづねしにしれず」といつている。〔註〕ただ『大和志』は曲峡宮・境原宮・豊明宮の三宮を挙げて、「已上三宮、三瀬大哥留之地」と注している。

〔註〕『帝王編年記』卷五、輕嶋明宮。大和国高市郡。

今、市内大輕の民家の北、北垣内の春日神社のある地が、その遺跡であると伝えられている。このところは、一つの台地をなしているので、輕島という名で呼ばれたのはその為ではないかと考えられる。

『応神三年十月紀』には、朝貢の蝦夷を役（つか）って「厩坂の道」を作らしめた、という記事があるが、これは現在の道に近いところに南北に通ずる道のできたことをいうもので、後に出る「輕の坂の上」と称するものに当るものであろう。

このようにして、「輕」には、応神天皇の宮室があった様に伝えられるが、さらにこの天皇の十一年には、劍の池と厩坂の池とともに、輕の池が作られたことが『書紀』に記載されている。しかし、『古事記』には、垂仁天皇の条に、倭の市師池・輕の池に舟を浮かべたという伝があるもので、この池の起源はかなり古いのであろう。現在、大輕の南に壮大な、いわゆる丸山古墳があり、その周囲には湟（からぼり）のあとがあり、嘗っては水をたたえた時代のあったことが考えられるが、その東北隅の部分には今でも水が溜っている。すなわちこの池は円山古墳の成立まで遡ることができるので、凡そ四、五世紀頃の起源を持つと考えることができる。先にのべる劍の池のごときも、元來、孝元天皇陵と伝えられる古墳があり、その周りの池であったものを、修理拡張したと見るならば、輕の池を応神朝において掘ったというのは、円山古墳との関係において掘ったことを指しているとも見られるようである。応神天皇の御世の絶対年代は不明であるが、天皇の陵が仁徳天皇の大仙陵と匹敵する大きさを持つという点で、氏姓時代の盛時、すなわち四、五世紀に当てることのできるものである。『旧跡幽考』は輕の池に関して、「大輕という所に池あり」としているが、『大和志』は「輕ノ池、在大哥留村。広二百五十畝」と記している。円山古墳の堀とは別に、村の東南に当って、東池というのがあってそのいづれを指しているかは不明である。

『万葉集』(卷三)には、紀の皇女の歌として、

「輕の池の浦回(うらみ) 行きめぐる鴨すらに、玉藻のうへに独(ひとり)宿(ね)なくに」

というのが採録せられていて、奈良時代でも、この池は人口に膾炙(かいしや)されている。

また、この天皇の十五年八月『紀』には、百濟王が阿直岐を我が朝に遣わして良馬二匹を買ったので、これを「輕ノ坂上ノ厩」に養い、阿直岐をして掌り飼わしめられたことが記載されていて、その末に、「故(か)レソノ馬ヲ養ヒシ処ヲ号ケテ厩坂ト曰フ」と記している。『古事記』には、阿知吉師(あちきし)と、馬二匹のことは扱われている

が、「厩坂」のことは見えない。おそらくは、北方より身瀬への大路を上るのを軽の坂の上と称したものであるが、『舒明天皇十二年紀』には「厩坂宮」というがあり、後世、山階寺（後は興福寺）のことを厩坂寺といっていることなどから、これらも、この付近にあったとしなければならぬ。そして、『応神十一年紀』にいうところの「厩坂の池」というのも、やはり「軽」の区域内にあったと思われるが、あるいは、劍の池の場合のように、円山古墳の堀池にあたる部分ではないかとも考えられるのである。

また、「軽」が村邑として早く拓けていたことの記載では、檀原市内では、久米の邑に次ぐところである。すなわち『雄略十年十月紀』に、「水間ノ君ノ献レル養鳥人ナドヲモツテ、軽村・磐余村ノ二所ニ安置セシム」、と記載されているのである。このほか、少し時代はおくれているが、『姓氏録』（左京皇別下）軽我孫（かるのあびこ）の条に、

「治田連同祖。彦坐命之後四世孫。白髮王（之後也）。初彦坐命不賜阿比古姓。成務天皇御代賜輕地三千代。是負輕我孫姓之由也」

と注せられている。これは、軽我孫（かるのあびこ）氏というものが京都左京に住していたが、その氏の伝承に成務天皇の御世に軽の地を賜わったので、その名があるということである。これと同じ様なことは、『五郡神社記』が軽樹村神社の条において、彼社の社家の説として載せているところであるが、にわかに信じ難いところである。しかし、軽の地が、かなり古くから拓けていたことの参考とはなり得るであろう。

ただここに注意すべきは、『神名帳』にいう軽樹村坐（かるのこむらにます）神社二座、というものは、立前上、たてまえどうしても、この古い、「軽」の地区にあったとせねばならない。樹村（こむら）とは樹木の叢林をいうもので、自然神的性格が失なわれていない段階であり、その素朴さを示している。伴信友の『神名帳考証』は、

〔志〕今軽大道西在天神社。是乎。

といて『大和志』の説を一応認めているが、さらに、

「池尻ノ属、軽子邑」

とも記して、大字、軽古の神社をも参考として挙げている。『五郡神社記』は、軽樹神社をもつて、加美郷軽樹村にありとしているので、池尻（現西池尻）の西にある軽古の宮が考えられていて、後者の説は、これに依っていると考えられる。いまの「大軽」の西の天神社であるかどうかは別として、古い伝統を有する『神名帳』の神社は久米郷内の古い「軽」に近く存在したと見るのが自然である。

しかし、古い「軽の邑」、または「軽の街」、ないしは「軽の市」と、現在池尻の西にある「軽古」とは、何か関係があるであろうとは考えられる。あるいは、古い「軽」からの分村とも考えられないことはない。「古村」は「軽小村」とも通じている。そしてそこに祀られた社も、何時か軽古神社の名によって呼ばれるようになったことも考えられるのである。

古い「軽」の地域が一軒以上も西方に拡がっていて、「軽古」までおよんでいたとは考えにくいし、また、古い「軽」と別に離れて、古く「軽古」という邑があり、「軽」とは関係なく、軽樹村に坐す神社が存在したとも考え難いところである。

「軽」は、古い身狭（むぎ）の一部である見瀬に接しており、交通上の衝に当たっていたと思われる、早く、また市としてある程度形態をそなえて来たこと見えて、『推古天皇二十年（六一二）二月庚午紀』によれば、皇太夫人堅塩媛（きたしひめ）（註）を松隈大陵に改葬するに当って「軽」に殯宮（もがりのみや）をたてたが、そこには、

「軽ノ街（ちまた）ニ誅（しのびごと）タテマツル」と記されている。この日、小墾田宮（おほりだのみや）の皇子・大臣、以下大官らは、それぞれの立場から誅詞（しのびごと）を奉ったが、堅塩媛の殯宮の靈に奠（たてまつ）られた、

明器・明衣の類は実に万五千種であったということである。若干の誇張はあるにしても推古時代における金銀珠玉・綾羅錦繡など、あらゆる海内、海表文明の粋が、この軽の街に集められたと考えねばならないのである。

〔註〕 堅塩媛は、欽明天皇の妃で、用明天皇・推古天皇の御母。蘇我稲目の女、同馬子の妹に当たっている。

やがて、また『天武十年（六八二）十月紀』には、天皇が広瀬野に狩をするに当り、「軽の市」に結集した、というふうに記載されている。そして、このときのことを、「小錦以上の大夫、皆樹下に列座し、大山位以下の者は、皆親ら来り、ともに大路の随（まま）に南より北に行く」と述べていて軽の市に大路が南北に通っていたことが認められる。

有名な柿本人麻呂が、妻を偲んで詠んだ歌の中にも、

「天飛ぶや、軽の路は吾妹子（わぎもこ）が里にしあれば、」（『万葉集』巻二）

という表現があるから、「軽」は路沿いの、いわば、街をなしていたことが考えられる。神亀元年冬十月、聖武天皇が紀伊国に行幸の時、從駕の人に贈る歌の中に

「天飛ぶや、軽の路ゆ、玉襷（たまただすき）畝火を見つつ、麻裳（あさも）よし紀路に入り立ち……」（『万葉集』巻四）

という文字があるのを引合に出すまでもなく、この南北の通路は、平城地方より、紀州へ通る大道に当たっていると考えられる。現在の大路が古くは「大軽」の中を貫通したとも考えられないので、古い「軽」の街は、見瀬寄りの部分に成立していたのであろうということが当然考えられるのである。

また、『天武朱鳥元年（六八六）八月紀』には、軽寺に百戸の封戸のことが見えるので、仏教伝来の割合に早いころ、「軽」には、すでに、寺院が成立していた。

## 曾我・石川・忌部

曾我 市内、旧真菅村、「曾我」を本貫としたと考えられる、蘇我氏の擡頭と、仏教の移入とは、日本の古代文化の形成の上で、大きな意味を持つものであるが、同時に、橿原市の歴史の上でも重大なる転換期となるものである。先へのべたように、蘇我氏が孝元天皇から出て、しかも、その氏族伝承が示しているように、その祖、武内宿禰が、紀の川の下流「阿備ノ柏原」で生まれた、というようなことの真実性はいま問わないことにして、葛城・蘇我・巨勢・紀・平群・波多の諸氏のような大氏が、市内、石川にある、孝元天皇陵を尊崇し、並びに、紀の川の河口、「阿備の柏原」を、その祖先の出身地として信仰していたことは事実に近いようである。

『三代実録』（元慶元年十二月二十七日）にのせられた、右京の人、前長門守石川朝臣木村の上言には、始祖、武内宿禰の男、宗我の石川は、河内国石川〔註〕の別業に生まれ、宗我（そが）の大家を賜わって居となしたので、宗我ノ宿禰の姓を賜わったとのべている。宗我ノ石川の生存年代は不明であるが、このような、その子孫に当るものの伝承によって、蘇我氏がかなり早期に大和の「曾我」に住んでいたことは認めてもよいと考えられる。

〔註〕蘇我石川の生れたと伝えられる、河内国石川は現在、大阪府南河内郡富田林市内に入った、旧大伴村の内、南北大伴、ならびにその南西にあたる錦織（にしごり）の付近と考えられる。『敏達十二年（五八三）紀』によれば、百済の人、日羅の歿後、その妻子、水手（かこ）等を河内の石川に居らしめん、との詔があり、大伴の糠手子（ぬかてこ）の議を用いて、妻子は「石川の百済村」に、また水手等は「石川の相伴村」に、それぞれ分れて居らしめることになった、という記載がある。百済村というは、旧錦織郡内に百済郷があるところから、今の錦織付近と考えるほかはない。大伴には南と北とあり、石川と東条川との間に介在する丘陵の上に立地している。東条川を隔てて東の丘陵上に大ケ塚がある。大ケ塚・一須賀・山城・東山、四大字をもって石川村を布いていたが、現在は河南（かなん）町に入っている。大ケ塚と一須賀とは相接しており、式内、壹須賀神社がある。伴信友の『神名

帳考証』は、この条に、『三代実録』宗我の石川の別業に生れた文を引用して、この付近が、石川たることを示唆している。

『推古二十年正月紀』に見える天皇の御歌に、「まそがよ、そがの児等は」、とあるが、また同じような表現は、『万葉集』（巻十二）にも、

「真菅よし、宗我の河原に鳴く千鳥、問なし、あがせこ、あが恋ふらくは、」

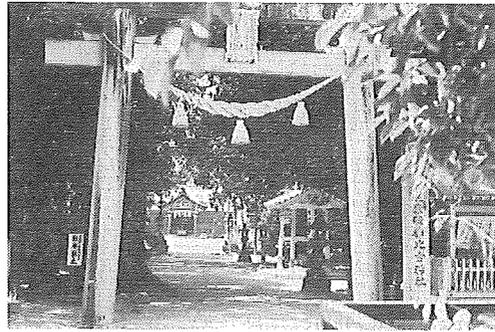
とあって、「まそがよ、」ないしは、「真菅よし」（註）というのが、蘇我の枕詞として古くあったようである。一方、『万葉代匠記』が指摘しているように、『万葉集』には他に

愛（かな）し妹を、いづち行かめと山菅（やますげ）の、そがひ、（背向）にねしく、今し悔しも（巻十四）

という歌があつて、「やますげのそがひ」と続けた例があるので、菅（すげ）と「そが」とは通じて用いられているのである。こういうことから、「蘇我」という言葉は、菅（すげ）の意味であろうということは契沖や真淵も認めているところである。すなわち、『代匠記』は、「菅と宗我と音の通へるは、彼地もとより菅のよきを出しければ名付たる歟」といい、冠辞考（九）も、「真玉手の玉手、みよしののよしのなどのごとし、且つ蘇我は菅の事なり」、といっているのである。

〔註〕「真菅よし」というのが、『万葉集』での宗我の枕詞であるというので、明治時代において、宗我を含めて真菅村を立てたのであると考えられる。

一方、延喜の『神名帳』には、宗我坐<sub>マ</sub>宗我都比古神社というのが挙げられている。この神社が大同元年（八〇六）にはすでに成立していたことは、『新抄格勅符抄』、大同元年の牒において、「宗我神三戸大和」とあって、神戸三戸を寄せられているので知られる。やがて、貞観元年正月二十七日、大和の多くの神々とともに、神階従五位下より、従五位上に進んでおり、同六年の六月十六日には、単独に、正五位下に進んだ。やがて延喜の式制では、



宗我都比古神社

宗我<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>宗我都比古ノ神社二座 並大。月次、新嘗。  
とあらわされていて、二座ならびに大社に列し、月次・新嘗の祭に預つて  
いる。

一般的にいつて『延喜式』にのせられた、大和国の『神名帳』では、周辺の山間部では、自然神と見做されるものを多く見出す。たとえば、春日の香山にある鳴雷神社・柳生の岩戸谷にある天ノ石立神社・平群の石床神社・同じく神南にある神岳神社・二上山をまつる葛木二上神社・葛城山麓笛吹にある葛木火雷神社・宇智郡金剛山麓西久留野の宮前霹靂(みやさきのかむとき)神社・吉野の丹生川上神社・宇陀郡の室生の竜穴神社、などは、そのもっとも顕著な例である。また、夜支布(やきふ)・伊古麻(いこま)・鴨・当麻・大坂・吉野・長谷・忍坂・飛鳥・畝火・石寸(いはれ)・耳成・巨勢・都祁(つげ)などに分布している山口神社も、山の口より落ちる水の豊かに、また悪風・荒雨のおそれの無いようにとの趣旨で祭られていたことは、『祝詞』の中に読まれている通りである。これは、葛木・吉野・宇太・都祁(つげ)にある水分神社と似て、自然神とはいえ、農耕に関する信仰形態であるから、民間の生業と深く関係している。こういう山口・水分の社は、山間とはいえ、水田のあるところであり、または、山間より平坦部へ下る斜面に多く分布していると見られる。

これらに比べて、主として、大和の平坦部に、氏族神と思われるものがあることが、大和における著しい神社分布の特色である。たとえば、この宗我<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>宗我都比古神社を初めとして、往馬(いこま)<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>伊古麻都比古神社・矢田<sup>ニ</sup>

坐<sup>ス</sup>久志玉比古神社・当麻都比古神社・和爾<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>赤坂比古神社・平群<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>紀氏神社・村屋<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>弥富津比売神社・池<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>朝霧黄幡比売神社などはもつともよい例であり、そこには宗我・往馬・矢田・和爾・平群・村屋・池などのような地名が添うており、その地域が、これを祭る氏族の居住地であったことが読み取られるのである。しかし、このうち、宗我都比古神社・伊古麻都比古神社・久志玉比古神社・当麻都比古神社はいずれも祭る神二座となっていることが注意せられる。このような比古神の名による二座の神については伴信友が、『神社私考』(三) 若狭比古神社二座について『日本後紀』、嘉祥四年正月に比古神は従一位に比咩神は正二位に進んでいることなどを指摘して、これは比古・比売二神を祀るとするのが当然であると考証したのを参考にすべきである。『五郡神社記』は、大臣武内宿禰・蘇我石川宿禰を祭るとし、『高市郡神社誌』所引の旧記には、彦太忍信命と石河宿禰を祭るとしてあるが、なお考うべきものがある。

ただここに比古神というのはやはり、蘇我の石川を指しているのが妥当であろう。『大和志』では、「曾我村北ニアリ。今入鹿ノ宮ト称ス」と記しているが、入鹿をもって、蘇我氏の祖神とするのも当らないところである。

蘇我氏が政治の上で大きな力を示して来たのは、大伴氏の全盛期と相前後した時代で、大伴氏と物部氏との対抗がはげしくなってきたと思われる宣化天皇の朝に入って、その『元年(五三六)紀』に、大連、大伴金持・物部鹿鹿火(あらかひ)に対して、蘇我稻目が大臣となって三氏鼎立の形の明瞭となった頃の事である。蘇我氏の系譜では武内宿禰の子、蘇我の石川、石川の子満智、満智の子韓子、韓子の子高麗、その子が稻目である。稻目が大臣に任じて後、十数年にして、欽明天皇の十三年(五五二)仏教移入があり、それ以後、物部・中臣の連合勢力は蘇我氏に反対して仏教を排撃したことは周知の通りである。欽明二十三年(五六二)、金村の子、大伴狭手彦は高麗を討って、美女媛ならびに従女吾田子を稻目に贈ったという事実から、蘇我・大伴の連合勢力は成立していたのもあろう。それは物

部・大伴の対立から当然考えられることでもある。稻目がこの二女を輕の曲殿（まがりとの）に置いたことはすでにのべるところであり、蘇我氏が畝傍山の北から南に進出している兆を知ることが出来る。

稻目は、欽明三十一年に薨じて、敏達朝においては、男、馬子が大臣となったが、『敏達十三年（五八四）紀』には、馬子がその自宅の東方に仏殿を作り、弥勒の石像を安置したことが見え、同年の末の記事には、馬子が石川の宅において仏殿を修治したことをのせ、その終りに、「仏法ノ初メ茲ヨリ作（おこ）レリ」と結んでいる。すなわち馬子はすでに市内石川に邸宅を持っており、これを仏殿としたのであるが、その遺址は、『大和志』以来、同大字にある本明寺であるということになっている。馬子はその翌年さらに大野の丘の北に塔を建てたといっているがこれについては、『大和志』が、「和田村ニアリ、礎石猶存ス」と記している。大野というのは、畝傍山の東、田中や城殿のある水田地域を指しているとせなければならぬので、ここにいう「大野ノ丘」というのはその南にある、石川の鎮守大歳神社から東和田に至るまで続いている丘陵と考えねばならない。

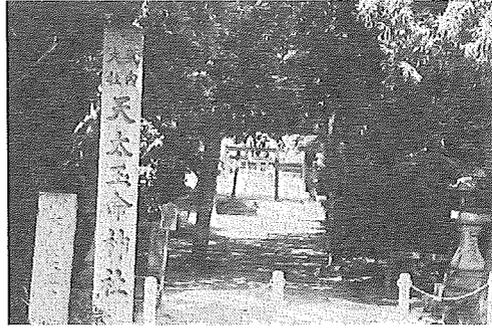
石川 さて、市内石川というのはこのように『日本書紀』に出ている古い地名であるので、やはり、蘇我の石川と関係ある土地であろうということは当然考えられることである。蘇我氏が河内の石川を領したことは事実としても、石川が河内の石川の別業で生まれたという所伝にはやや説話めいた点がないでもないので、あるいは蘇我の石川が早期にこの地に居住していたことから起った名であるとも考えられるのである。〔註〕

〔註〕『五郡神社記』は曾我都比古神社の所在地について、「久迷郷宗我村石川辺に在り」と注しているので、あるいは、元来、石川は曾我川の石川ということから来た名かもしれないとも考えられるが、これは必ずしも信を置き難い。というのは、この書は、久米神社について、「在久米郷久米村川辺」としていて、何か『日本書紀』の「畝傍山ノ西、川辺ノトコロニ居ラシム」という川辺というのを持って来たようにも思われるのである。その意味で石川というのも、何か古典の權威を振りよつとする中世神道家の附会意識が働いているのではないかと考えられる。

『皇極天皇元年三月紀』には、蘇我大臣が畝傍の家に、百濟人翹岐を召して親ら物語をした記載があるので、「曾我」や「石川」の外に、蘇我氏は橿原市内と思われるところに、いわゆる「畝傍の家」というのを持っていたようである。ここに蘇我大臣とあるのは、蝦夷(えみし)のことであるが、「畝傍の家」というのは、同じく『皇極天皇三年十一月紀』に、大臣が家を畝傍山の東に建て、池を穿ち城となし、庫をたて箭をそなえ、常に兵士五〇を身のまわりに率い従えた、と記されている、その畝傍山の東の家に当るものであろうか。畝傍の家は『元年紀』、畝傍山の東の家は『三年紀』に出ているので、後者は後の建造にかかるもののようにもあるが、『三年紀』は、甘樫丘の家のことが主体であり、そのほかの事業として、梓削(ほこぬき)寺やこの畝傍山の東の家のことがのべられているので、必ずしも、この皇極三年にさらに建てられたとするような記述の体でもない。

本薬師寺のある市内城殿は、古来、城殿とあらわされ、『紀』の記事の「池ヲ穿チテ城ト為ス」というのを示唆しているようでもある。その上、ここは、正しく畝傍山の東にあり、その可能性も考えられるところである。

**忌部** 曾我の南に接して、旧金橋村に「忌部」があることは、また蘇我氏と齋部氏とが近隣相望む関係にあったのではないかと示唆するものである。「忌部」が古い齋部氏の本貫であるという証左は厳密に言えば、無いともいえるが、『延喜式神名帳』、大和国高市郡下に、「太玉命神社四座」とあるものが、「忌部」の北にある神社に当るものであろうということは、誰しも考えおよぶところである。『五郡神社記』は忌部神社の項に「帳云、天太玉神社四座 在雲梯郷忌部、」と注しており、『大和志』もこれを忌部村にありとしているのは当然である。ただし、蘇我氏の例に見るように、一般に古代氏族は居地の名によって、氏族名を称するのが多く、居地を変えることによってまた、その氏名も変わるといのが実状であったことから、氏族名の多くは地名から来るといってもよいほどであるが、忌部の場合はその逆に忌部氏の居住地であったので、村の名も忌部と称せられるようになったとしなければなら



天太玉命神社

ない。

「いむ」は、古語で「祭る」という意味を持ったが、同時に「嫌う」という意味をも持っていた。「いむ」がこのような二つの意味を持っていることは日本においても、「祭る」ということのもっとも原初的な情緒の中には、「嫌う」という情緒が含まれていたことを示すものである。ポリネシアの用語から起った「タブー」(禁忌)という言葉は浄穢未分の段階で「祭る」とことと、「いみきらう」こととのまだ分離していない宗教的な情緒であるといわれている。それだけ「忌部」という言葉も、素朴な、そして、古い起源を持っている言葉といえるであろう。

今日残っている古典には、齋部氏は、祭祀における物質的な面の調達を多く担うように記されているが、彼氏が『古語拾遺』で主張するように、往昔は、中臣氏と相ならんで祭祀を掌っていたこともあながちに否定することはできない。ただ、齋部の部(べ)というのは、物部(ものべ)の部(べ)と同じように、元来はこの氏が部曲(かきべ)的な存在として出発していることを暗示している。

齋部氏のことに関しては『記』・『紀』は、遠祖太玉命が、中臣氏の遠祖天児屋根命とともに、天岩屋戸の前の神祭にあづかったと伝え、さらに天孫降臨に際して、太玉命をその五部神の中にかぞえて以来、かなり永い間、伝えるところがない。しかるに、この氏が、中臣氏と同等の重要性を神祭の上で持つことを主張する『古語拾遺』は、齋部氏の遠祖、天富ノ命は、神武天皇橿原建都に際して、齋斧・齋鉏をもって、山の材を採り、正殿(みあらか)を構えて

立て、また、齋部諸氏を率いて種々の神宝を作った、とのべている。また、孝徳天皇の白鳳四年において、齋部の首（おぶと）作賀斯（さがし）が神祇官頭に拜せられたことも同書の伝えるところであるが、これは国史に漏れている。『日本書紀』では、大化元年、忌部首子麻呂を美濃に遣わしたと、天武天皇の九年に、忌部子首（こぶと）に連の姓を賜ったので弟の色弗（しこふ）と共に天朝を拜したと、ならびに同十年に『帝紀』および上古の諸事を記し定めるに当って、中臣連大島と忌部連子首とが親ら筆を執って録したこと、また持統四年、天皇即位に当って、忌部宿禰色夫知（しこふち）が神璽の劍鏡を皇后に奉るなどの記事があるのみで、この氏に関する『記』・『紀』の伝は中臣氏にくらべて著しく貧困であるというほかはない。これは齋部氏とその神話的所伝においてかなり古いものを持っているにもかかわらず、政治の上ではやはり、大伴・物部・中臣・蘇我などと比較にならぬほど劣勢であったことを示すものであると見なければならぬのである。また、『古語拾遺』の記すところでは、太古、神物・官物の分別の無いときには、宮内に齋蔵を立て、齋部氏が永くこの管理の職に任じていたといい、後に、内蔵・大蔵が立てられ、三蔵ができた際には、蘇我満智がこの三蔵を檢校したということになっている。もし、齋蔵をこの氏がなご管理していたとするならば、おそらくは蘇我氏の下においてこれに任じていたであろうから、この点において、蘇我氏と齋部氏は関連を持っていたと考えられるのである。蘇我氏と、内蔵・大蔵の出納・記録のことに任じた秦・漢二氏がとくに緊密な関係があったのと似た関係は、蘇我氏と齋部氏との間にもあったふうに理解されるのである。

この氏がひきいる忌部が紀伊国名草郡の御木（みき）・鹿香（あらか）二郷に住んでいたことをも『古語拾遺』は伝えてもいるが、『和名抄』には、荒賀郷・忌部郷との二郷があって、この忌部郷が御木郷に当るふうにも考えられる。名草山の東北にあたって井辺（いむべ）という村邑があるがここには、忌部里神社があるなど、紀の川下流には忌部が繁延していた痕跡がある。なお齋部氏のひきいる忌部は海を渡り阿波・讃岐にも居住したことが述べられているの

で、この氏の関係する地域は南海では大伴氏の分布に鷹行しているように考えられるものである。そして、その統轄には大和の「忌部」に住する齋部氏が任じていたことは、やはり認めなければならない事実のようである。

『延喜式神名帳』には、「太玉命神社四座 並大月次新嘗」とあるが、ここに四座としてあることについては、『神名帳考証』は、「太玉命・大宮売命・豊磐間戸命・櫛磐間戸命、今在忌部村」としている。

この神社が氏族神を祀るものでありながら、「曾我都比古神社二座」のような二座という形式を取らないで、「天太玉命神社四座」としてある点において、何か進化した形を思わせるものがある。

この神社を四座とするならば、さきにあげた四神を祀るものであるとするのは一応当然であると考えられるが、それは、『古語拾遺』の大宮売神に対して「是太玉命久しき志備はり生む所の神」と注し、豊磐間戸命・櫛磐間戸命二神について「是並び太玉の子也」と注していることに典拠を持つものである。しかしこの三神は、氏族神としての性格は弱くて、むしろ、大殿を守護する精霊的な神として存在する、いわば万霊崇拜的（アニミスティック）な性格を持つものである。大殿の構立には齋部氏が特別に関与する由緒があるというのであるから齋部氏とこの三神との関係は深いことは一応認めてもよいが、この氏の氏族神としては、やはり太玉命、および天富命というのが立前のように、四座というふうに拡大した形になったのは、この大殿を守護する三神を自族の系譜伝承の中に引き入れてからの現象であると考えねばならないのである。

#### 薬師寺・軽寺・大窪寺・久米寺

薬師寺 このようにして、仏教の擁護者である蘇我氏が氏姓時代のかかなり早期から橿原市内、曾我・石川を中心に居住していたことから、市内には、一応海表文化が発展し、寺院の建立されるものが次第にその数を増したよう

あるが、中に就き、薬師寺・軽寺・大窪寺・久米寺などはその主なるものである。

薬師寺の建立に関しては『天武天皇九年（六八二）十一月紀』に、

「皇后体不<sub>レ</sub>予。則為<sub>二</sub>皇后、誓願之。初興<sub>二</sub>薬師寺<sub>一</sub>。仍度<sub>二</sub>二百僧<sub>一</sub>、由<sub>二</sub>是得<sub>二</sub>安平<sub>一</sub>」

という記載がある。これによれば、天皇が皇后の御病の平癒を祈願してこの寺を建て、二百僧を度したので、平安を得たというのである。

これと同じような創建の事情は、薬師寺東塔の擦銘の文にも述べられているが、歳次については、天武天皇「即位八年庚辰之歳子月」としてあるので、一年の開きがあるようである。しかし、これは『紀』が天武天皇をもって壬申の年に即位したとしてあることからくる外見上の差であって、『大日本史』の論ずるように、壬申の年は大友皇子すなわち、弘文天皇の在位の年とし、翌年（癸酉）をもって天武天皇が即位したとするならば、「即位八年庚辰之歳」と合致してくるのである。「建子」は周の建曆紀元である。初め夏は建寅の月を歳首にあてたが、殷は建丑の月（十二月）をもってし、周はこれを建子に改めたのである。すなわち、ひと月くり上って十一月に当るので、これも『紀』の十一月に合うのである。

天武天皇崩御の後、持統天皇二年正月にはこの寺で無遮大会を設けたこと、また十一年七月には、仏眼を開く会を設けたことなどが『紀』に記されている。また『文武天皇二年冬十月統紀』には、薬師寺の構作、ほぼ了るをもつて、衆僧に詔してその寺に住ましめるの記載があるが、さらに、同大宝元年六月には、波多朝臣牟胡閉（むとべ）・許曾倍（こそべ）朝臣陽麻呂を造薬師寺司に任じているのを見ると、なお造営のことは続けられたと見える。大宝三年正月、大安・元興・弘福の三寺とともに四大寺の中にいれられ、齋会が設けられているところまでの記事はおよそ、市内城殿における本薬師といわれる薬師寺に関することであるが、和銅の遷都の後、平城京右京六条二坊のいまの地に



本薬師寺跡

遷されたのである。『薬師寺縁起』によれば、それは、養老二年（七一八）ということになっている。

今、市内城殿に本薬師寺があり、金堂址の礎石と東西の塔址の礎石をのけていることは周知のことである。『大和志』は「薬師廢寺」として古蹟の中に入れ、「在木殿村。礎石尚存。天武天皇建後、遷于平城右京」としてある。

**軽寺** 天武天皇はこの薬師寺の完成を見ずして、朱鳥元年（六八六）九月に崩御になったが、これよりひと月以前、朱鳥元年の八月には、桧前寺・軽寺・大窪寺に三〇年を限りとして、各一〇〇戸を封戸とすることが『紀』に記されている。これはおそらくは天武天皇御不豫の故であると考えられるが、すでにこれら三寺は天武朝において成立していたことを知るのである。

このことと関連して、まずわれわれに想い起されるのは、『続日本紀』、光仁天皇の宝龜三年四月庚午二十日の条における坂上菟田麻呂等の上言である。すなわち、その中には、阿智使主が応神天皇の朝に、一七県の人夫を率いて渡来したので、高市郡の桧前村に居らしめ、それから、次第に渡来人の子孫が増加して、高市郡内では桧前の忌寸、および一七県の人夫が地に満ちており、他姓の者は一〇分の一、二であると示されているのである。

このうち、軽寺については、「大軽」、豊明宮址と伝える春日神社の境内の南につづいてある法輪寺がその址であると伝えられている。すなわち『和州旧跡幽考』に、「豊浦寺の西、久米寺の東なり、いま見るに五条野の北石川村の

西の草室の薬師如来此寺の跡なり」といい、また、「法輪寺または軽寺」ともいっている。『大和志』は「廢輕寺」として、「在大哥留村。屬東明寺邑」としてあって東明寺邑に属することをいい、法輪寺の事には触れていない。同書には、大哥留に「属邑一」としてあるので、これが、東明寺邑に当るものであろうが、東明寺は今丸山古墳の北部にあたるところをいっている。

『御堂関白記』寛弘四年（一〇〇七）八月五日の条には、「終日雨降。宿輕寺。御明。諷誦信布十端」と見えているが、これは、藤原道長が金峯山詣での途次の記事であって、未だ一一世紀のころまで軽寺は都人士を宿泊させることの出来る程度に存続していることを示している。

**大窪寺** 大窪寺はもちろん旧歌傍町の大久保にあったものと思われる。いま大久保内の国源寺観音堂の境内に残っている大礎石一基がその塔刹柱礎石であると信じられている。『大和志』には「廢大窪寺」として、「大久保村、故址尚有観音堂。又有地名東金堂西金堂」としている。この地には後世、平安朝に入って国源寺が建てられ、寺地が重なっているが、国源寺は多少西寄りであったので、西金堂・東金堂の地名は大窪寺に関するものと考えられている。（註）

〔註〕 軽寺でも、大窪寺でも、これを建立した人なり、氏族なりはもちろん不明である。しかし、高市郡内に松前を中心にして漢直（あやのあたへ）氏が繁衍していた事実から、これらの寺院もこの氏の人によって建立せられたのではないかという可能性もある。『坂上系図』によれば、坂上氏の祖阿智王の子に都賀使主があり、その子に山木直というを出し、その下に『姓氏録』からの引用をのせ、民忌寸以下二十五姓の祖と注しているが、その中に軽忌寸というが見出される。また、山木直の弟に志努直があり、その男の中に刀弥直というを出し、その下にも『姓氏録』からの引用をのせ、「是畝火宿禰・荒田井忌寸・蔵垣忌寸等三姓之祖也」と注している。すなわち、松前はもとよりその一族には軽忌寸・畝火宿禰等のように軽や畝火に住するものがあつたことが伝えられている。また『姓氏録』右京諸蕃上には畝火宿禰をもって、都賀直三世孫大父直の後としており、また、『延暦十年正月統紀』には、畝火宿禰清永が外従五位下に昇せられている記事がある。



久米寺

久米寺 また、市内久米にある久米寺は、聖徳太子の建立せられたものとしての伝を持っているが、これは、『聖徳太子伝私記』に列挙せられている太子建立の四十六院の中に数えられているからである。そこには、

「久米寺 用明王子、太子舎弟、同父一腹王子也。依テ太子命所立也」

と注せられていて、太子の命によって立つるところであるとし、本願に就いては、太子舎弟とあるのみで来目皇子という名はあらわされてはいない。この点については、

『和州久米寺流記』は、「当寺者。来目王子之建立、推古天皇之御願也」としてあって、聖徳太子のことについては、太子が御弟、来目王子の眼病を医すべきことを勧められ、百方手を尽したという程度になっている。

さてここに、太子が四十六院を建てたということは、国史には明記することろなく、ただ、『推古三十二年秋九月紀』に、

「校<sub>二</sub>寺及僧尼、具<sub>二</sub>録其寺所造之縁<sub>一</sub>……当是時、有<sub>二</sub>寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人<sub>一</sub>」

とある。この「寺四十六所」とあるものが、太子建立四十六院と称することと充分関係あることが考えられるのであって、これをもってただちに久米寺が太子の建立するところとはできない。もちろん、『伝私記』や『流記』は後世のものであるから、平安朝の末から鎌倉時代にかけてそのような所伝のあったことは認められる程度である。久米寺のことに關してもっとも典拠の確実なものは弘法大師の益田池の碑銘并序であって、その中には、

「畝傍北<sub>三</sub>時。米眼<sub>二</sub>(くめ)精舍鎮<sub>三</sub>其良(うしとら)二」

といっている。これは天長二年(八二五)の制作にかかるので久米寺は少なくとも九世紀の初めにはすでに存立していたことは確認できる。その創建が推古朝に上がると伝えられるのは、この土地が古いことと、聖徳太子の御弟に來目皇子という方があったことによるとしなくてはならない。

來目皇子のことに關しては、『用明元年正月紀』に、穴穗部間人(あなほべのはしひと)の皇女を立てて皇后とせられ、四男を生ませられ、その一を厩戸皇子といい、その二を來目皇子といい、その三を殖粟皇子といい、その四を茨田(まむだ)皇子という、と示されていることが初見である。『古事記』では同じことを、

「此天皇(用明)……庶妹、間人穴太部王に娶ひまして生みませる御子、上宮之厩戸豊聰耳(とよとみみ)命、次に久米王、次に植粟王、次に茨田王、」

とあらわされている。後、『推古十年春二月紀』に、來目皇子を以て新羅を討つ將軍と爲し、諸々の神部及国造・伴造等并に軍衆二万五千人を授けた、と記されている。しかし、翌『十一年春二月紀』には、來目皇子が筑紫で薨じたので、周芳の娑婆で殯をし、後、河内、埴生ノ山岡に葬った、という記載がある。このほかに、來目皇子が眼病であられたという伝は、『記』・『紀』の記述には見当たらないところである。おそらくは「來目」ということから附会せられた説話的構成であると考えられる。

久米寺創建年代については、田中重久氏の、『聖徳太子建立四十六院の研究』には、飛鳥村栗山にも、久米寺があり、畝傍の久米寺の西方にも、「大門」・「仙人屋敷」などの地名が存し、いずれも、奈良朝以前の瓦を出土するが三者とも、推古天皇の御代の十一年に薨せられたという御弟王の時代にまで遡り得る寺でないという見解が示されているのを考慮に入れなければならないのである。

## 第二節 藤原京と益田池

## 藤原京

樞原市と関係の深かった蘇我氏が、大化改新の序曲において、覆滅したということは、政治の中心が大津に移ったこととともに、仏教の上にも、また、蘇我氏と親密な関係にあった高市郡内に居住していた秦・漢からの渡来人の上

にも、影響するところはかなりあったと考えられる。しかし都は再び大和に還り、飛鳥の浄見原（きよみはら）に天武天皇の宮室ができて、このことから市内における文物も、また次第に活気ある進展を見せたようであるが、天武天皇崩御の後、持統天皇が即位すると、都城が市内、藤原の地に宮まれるようになり、樞原の歴史はここにまた大きく転回してくることになったのである。

## 藤原宮跡

藤原の宮のことが国史に見えるのは、『持統天皇四年（六九〇）十月、壬申（二十九日）紀』に「高市皇子、藤原ノ宮地（みやどころ）ヲ觀（みそなは）ス」とあるのを初めとするが、その年の十二月辛酉（十九日）には、天皇もまた藤原に幸して宮地を御覧になっている。ついで、翌五年の十月甲子（二十七日）使を遣わして、新益京（しんやくのみやこ）を鎮め祭らしめられ、その翌六年正月には、天皇も新益京の路を觀（みそなわ）すことが記されている。



ここに「新益京」とあるのは、厳密には何を指しているか不明であるが、四年に、藤原の宮地を視察する記載があり、さらに六年の五月には、難波王を遣わして藤原の宮地を鎮め祭らしめ、同月、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に新宮の事を以て奉告するところがあるなど、前後に藤原宮のことがでているので、新宮すなわち藤原宮のことを指していると解せられる。『釈日本紀』述義に「兼方案之。藤原宮地也（新益之義可考求）」と注せられ同秘訓には、「新益京・シムヤクノミヤコ。私記。新益曰音読。」と示されている。

こうして持統天皇は即位の年以來新宮に移ろうとする計画を立てていられるが、それ以前『天武五年紀』には、「是ノ年将ニ新城ヲ都ツクラムトシ、限ノ内ノ田園、公私ヲ問ハズ、皆耕サズシテ悉ク荒レヌ。然レドモ遂ニ都ツクラズ」と記されており、さらに同『十一年三月紀』に天武天皇は新城に幸するの記事があるなど、天武天皇の時代において、すでに、新宮に関する計画があったと見なければならぬ。ただ、それが、この藤原の宮地であるかどうかは詳らかではない。やがて、六月、天皇はさらに藤原の宮地を觀ることがあったが、七年の二月には、造京司、衣縫王等に詔して掘りだした尸（かばね）を収めしめるの記事がある。これは、平城京の場合と同じように、新京経営に際して古墳等を整理して屍などを収め葬ったものと解せられる。しかして、その八月朔日、ならびに、八年正月二十一日に天皇は藤原宮に幸したが、その年（六九四）の十二月乙卯（六日）に藤原宮に遷御し、その戊午（九日）に百官新宮において朝を拝したことが見える。すなわち、かりに四年（六九〇）十月より新宮経営に着手したとして、ここに至る四年余りの日子を費して藤原京に遷都したのである。

『万葉集』巻第一には、「藤原宮の役民の作れる歌」という長歌をのせているが、また、「明日香の宮より藤原宮に遷居（うつりま）しし後、志貴の皇子の御作歌」として、

「采女（うねめ）の袖吹きかへす明日香風、京（みやこ）を遠みいたずらに吹く」

というのをのせている。

こうして都は、飛鳥の浄見原から、藤原に遷されたのであるが、それより一二年を経た、文武天皇の慶雲四年（七〇七）正月には、諸王臣五位已上に詔して遷都の事を議せしめられることがあったが、翌年二月には、平城遷都の詔が発せられ、その年の十二月には、平城の宮地を鎮祭し、和銅三年（七一〇）三月十日をもって都は藤原京より平城京に遷されたのである。持統天皇八年十二月朔日より、ここに至る十五年四か月を経ている。

藤原京が、いわゆる大和三山鼎立の、ほぼ中央に位していたことは、すでに畝傍山の位置の確認の条においてのべたように、奈良時代においてよまれた「藤原宮の御井の歌、」

「埴安の堤の上にたたし、見（め）し給へば、大和の青香具山は、日の経（たて）の大御門（おほみかど）に春山と繁（し）みさび立てり。畝火のこの瑞山（みづやま）は、日の緯（よこ）の大御門に瑞山と山さびいます。耳無の青すが山は背面（そとも）の大御門に宜しなべ神さび立てり、名ぐはし、吉野の山は影面（かけとも）の大御門ゆ、雲居にぞ遠くありける」（『万葉集』巻第一、五二）

とあるので明らかである。ここに「日の経（たて）の大御門」とは藤原宮の東門をいい、日の緯（よこ）大御門はその西門、背面（そとも）の大御門は北門、そして影面（かげとも）の大御門は南門をそれぞれ指していることはいうを俟たない。そして、この宮と香久山との間に埴安池（はにやすのいけ）があったことも自らみとめられる。しかしその後、宮の旧地は失なわれて適確にその場所を指摘することは困難となって仕舞ったようである。『釈日本紀』述義、「持統紀遷居藤原宮」の条に、

「私記曰。師説。此地未詳。愚案。氏族略記伝。藤原宮在三高市郡鷺栖坂北地。」

と注せられていて、『釈日本紀』の撰者は愚案として、『氏族略記』によって、鷺栖坂の北と推定しているのであ

る。また、このことに関しては、『扶桑略記』が持統天皇八年十二月乙卯日の条に

「天皇還幸藤原宮。大和高市郡鷺栖坂地是也」

としているのも注意すべきである。ともにそれは中世、藤原の故京の地に関する一説を示すものである。

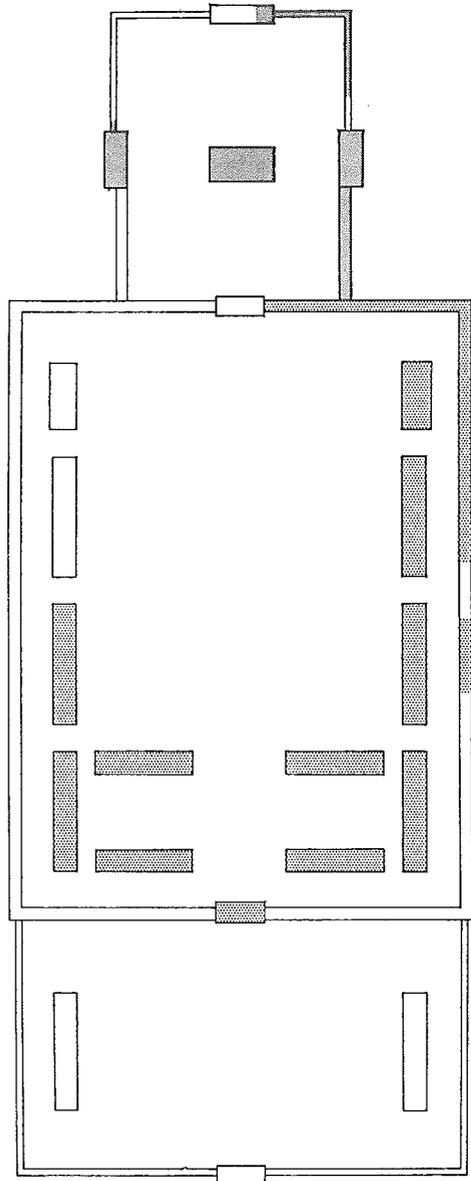
ここにいう「鷺栖坂」というのは、今はその所在を失っているが、『延喜式神名帳』高市郡下に「鷺栖神社」というを出しているのに注意すべきである。この社は今日、橿原市内、四分（しご）に在る神社がそれに当てられており、従来、郷社としてこの付近、四分・城殿・醍醐・繩手・小房等の諸村の祀るところとなっている。『大和志』ではこれを「在四分村。今称鷺栖八幡、与三城戸・高殿・醍醐・繩手・共預祭祀」といつている。また、『古事記』垂仁天皇の条に鷺巢の池の樹に鷺の住んでいることの記事がある。これが大和高市郡の鷺巢池かどうかは適確には定め難いが、一応この池も、この鷺栖神社の付近にあったとせねばならない。

一方、旧鴨公村高殿の中、旧鴨公小学校の南に接して土壇址のようなところがあり、俗に「おおみやど」といわれていた。この地は、ほぼ、耳成山の南に当り、三山の鼎立の中心部になっているのであるが、ただ『釈日本紀』引くところの『氏族略記』のいう「鷺栖坂の北、」ないし、『扶桑略記』のいう「鷺栖神社の地」とは若干の相違があるのである。

この問題については、現在、「おおみやど」の南方、日高山にある上飛驒（かみひだ）の鎮守社八幡神社について、この地はもとの鷺栖神社の社地であるという伝承のあることが参考となる。すなわち、かつて鷺栖神社はこの日高山にあったとするならば、この山を南北に越える坂路が当然鷺栖坂であるべきで、したがって『氏族略記』のいう鷺栖坂の北というのが三山の中央部に当り、藤原宮の址とする考えと合致してくるのである。この鷺栖神社の故社地に関する伝承は、その真実性はともかくとして、いわゆる鷺栖坂はこの日高山の坂路を指すものであるかもしれないとい

う考えを立てさせ、このことは、「おおみやど」付近が藤原宮の中心部であるかもしれないという仮説を支持していたのである。そして昭和九年十二月より、同十五年三月までの発掘の結果はやはり「おおみやど」付近が藤原宮の中心部であるという可能性がほとんど決定的となったのである。こうして藤原宮の位置については国史に明記するところがないが、一応これを明らかにすることができたのである。しかし『日本書紀』ないし、『続日本紀』も、殿堂・諸門・廻廊等の所在ならびにその名をことごとくあげているわけでもない。ただ、『統紀』文武天皇の慶雲元年（七〇四）十一月壬寅（二十日）の条に、「始定<sub>二</sub>藤原宮地。宅入<sub>二</sub>宮中<sub>一</sub>百姓一千五百五烟。賜<sub>レ</sub>布有<sub>レ</sub>差」とあって、宮地の中に入った民家一千五百五烟という数が示されている。そのほかでは『持統九年正月紀』で公卿大夫を内裏に饗したと、ならびに、同『十年正月紀』に「南門<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>射ス」ということが見える。また『文武統紀』では、即位二年の正月に「天皇大極殿ニ御シテ、朝ヲ受ク」ということがあって以来、しばしば大極殿における朝賀の記載があり、大宝元年正月には天皇、大安殿に御して祥瑞を受けるのことが見え、三月には、親王及び群臣を東安殿に宴し、その六月には、親王、および、侍臣を西高殿において宴し、同二年正月には、群臣を西閣に宴し、同年三月には大安殿を鎮めて大宴をし、同日、天皇は新宮の正殿に御し、また、その六月には海犬養（あまのいぬかひ）門に震するの記事があり、七月には親王乗馬して宮門に入るを禁じた。同年十二月甲寅（廿二日）持統太上天皇が崩じたので、その二十五日には西殿に殯（もがり）することがあり、三年十月には天皇小安殿に御して、遣新羅使に物を賜わった。また、翌年五月には、西樓の上に慶雲が現われたといい、慶雲二年六月には旱（ひでり）によって、人びとの市廛に出ることを禁じ、南門を閉塞することがあった。

慶雲四年六月には元明天皇が東樓に御して、遺詔によって、万機を撰することを告げた。また和銅に入っては元年十一月には王位以上を内殿に宴し、三年正月の朔日には天皇大極殿に御し朝賀を受けた。この時、皇城門の外、朱雀



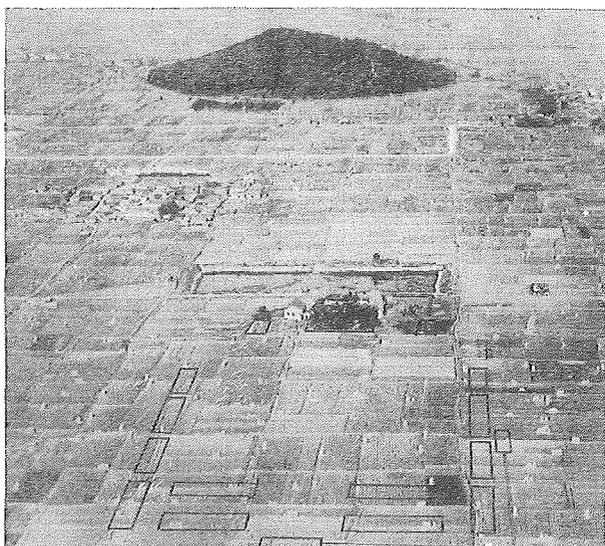
発見建築跡平面図  
 (藤原宮・奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25による)

路の東西において分頭して騎兵を陳列したといっている。そして、その十六日には天皇閣門に御して文武百官などに宴を賜うた。ただし三年正月の記事は藤原宮においてのものか、平城京においてのものか適確には不明である。

これらの記事によって、藤原京に存した建造物は、

- 大極殿・大安殿・小安殿・東安殿・内裏・西殿・西高殿・西閣・東樓・西樓・宮門・南門・重閣門・海犬養門
- 〔註〕・市廛、

などをあげることができる。このうち西殿と西高殿とは同じかもしれないし、もし左右対称であれば、東殿ないし



藤原宮跡鳥瞰図

東高殿もあったであろう。現在樞原市内、旧鴨公村の大字に高殿があるのは、あるいはこの名の名残かもしれない。西閣と西樓とは高殿のほかにあったか、またはこれと同じであったかは不明である。もし別であるとすればこれにも対称的な東閣があったであろう。また南門とあるは、いわゆる朱雀門でもあり、それが重閣の門であったことも考えられるのである。

〔註〕藤原宮に海犬養門の存在したことは、慶雲三年の末、「是年天下ノ諸国疫疾シテ百姓多ク死ス。始メテ土牛大儼ヲ作ル」という記載のあることと合わせて、藤原宮にいわゆる王城十二門があったことを考えしめるものである。

種別があり、おのおのその色に当る方角の門に配立された。それを『式』はつぎのように示している。

大寒の日の前夜半、土牛童子像を王城十二門に立てて儼（ついな）をしたが、これは慶雲三年の『続紀』にある藤原宮における土牛大儼に端を発していると思われる、藤原宮の一つの門に海犬養門があったことは自ら明らかである。土牛像は五色による

二門各 青色

二門 赤色

四門 黄色

壬生門（みぶもん）・大伴  
 県犬養門（あがたのいぬかひもん）・山門  
 速部（いくは）・若犬養・伊楯・丹比（たちひ）

玉手・佐伯

海犬養・猪使（ゐつかひ）

二門 白色  
二門 黒色也

この中には大宝二年『統紀』に見える海犬養門・『天平神護二年統紀』に見える壬生門、『大同三年後紀』に見える若犬養門などが見えるところから、藤原京・平城京・平安京を通じてこれら十二門が存在したことは、ほぼ認められる。

しかし『延喜式』にも、大寒の日の前夜半に土牛像を配立し、立春の日の前夜半に撒することが規定せられ、その十二門をつぎのようにあげている。

陽明・待賢

二門各青色

美福・朱雀

二門、赤色

郁芳・皇嘉・殷富・達智

四門、黄色

談天・藻壁

二門、白色

安嘉・偉壁

二門、黒色也

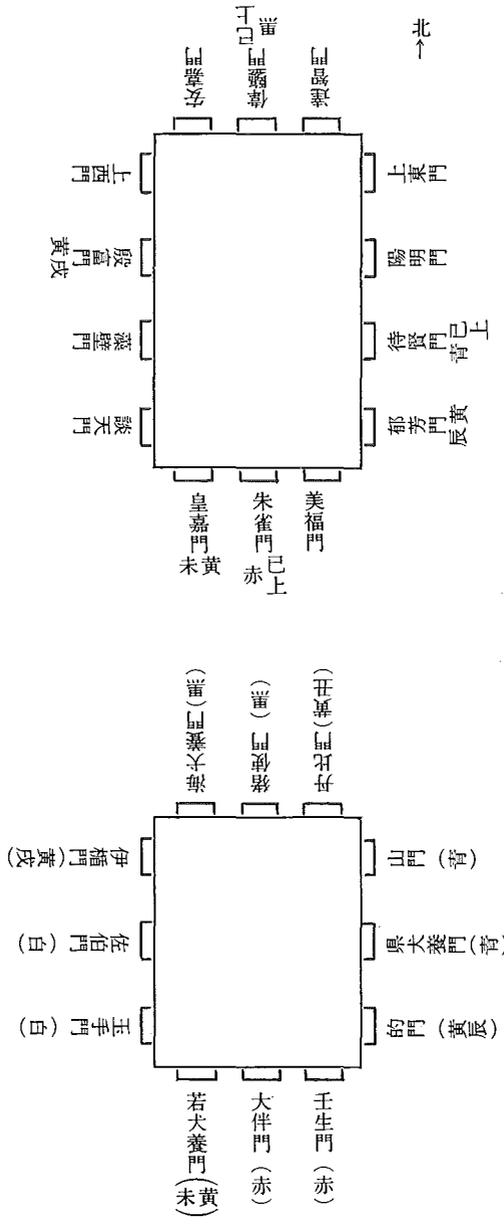
弘仁までの旧名は十二門と関連あるらしい古代氏族の名をあらわしているようであるが、延喜（一〇世紀初め）ではこのように、いかめしい漢様に改まっている。しかし、よく見ると古い音を好字で改めたと考えられるので、それを当てて見ることも可能のようである。

青色二門のうち、山（やま）門と陽明門とは通音で同じとすれば、具犬養門が待賢門に当る。赤色二門のうち壬生門と美福門が通音で同じのようであるから、大伴門が朱雀門に当る。黄色四門のうち、丹比門か達智門、伊橋門か殷富門、若犬養門が皇嘉門に当るとすれば、速部門が郁芳（いくほう）門となる。『宝龜三年統紀』に、「狂馬アツテ的（いくは）門ノ土牛ヲ喰ヒ破ル」とあって平城京には的（いくは）門があり、これは郁芳門と通音である。したがって、速部門を「いくは門」と呼んだものと考えられる。次に玉手門は談天門、佐伯門は藻壁門、海犬養門は安嘉門、猪使門が偉壁門にそれぞれ当るであろう。

色を東・西・南・北・中央に配することは中国の陰陽五行説による所で十二門の中、青は東方、赤は南方、白は西方、黒は北方、という原則は理解せられるが黄色の配置は明らかでない。しかし、このことについては『政事要略』が、『五行大義』によって、未（ひつじ）・辰・丑・戌の四が土の位であるから、黄に当るとしてつぎの図のように十二門を图示している。

ただし、これは平安京の十四門の図となっているので、藤原京・平城京に上東門・上西門、ないしこれに当るものがあったかど

うかは不明である。この図を参考して、かりに東西南北三門つとして、藤原京の場合に当てて見ると、十二門は一応つぎのよう  
に示されるのではないか。(上図は『政事要略』の平安京十四門、下図は想定せられた藤原京十二門)



これら、堂趾・諸間趾・廻廊趾に関して、昭和九年より同十五年にかけての発掘で明らかにされた部分はこの通りであった。

建築趾	柱間	正面長サ	側面長サ
大宮土壇殿堂趾	七間四間	一一四・〇尺	六〇・〇尺
第一区殿堂趾	七間四間	九五・九尺	三九・二尺
第二区殿堂趾	七間四間	九五・九尺	三九・二尺

東面廻廊趾	一七間	二〇六・〇尺	九・八尺
北面廻廊趾	一二間	一三二・一尺	九・八尺
東第一堂趾	九間四間	一一五・五尺	四七・〇尺
東第二堂趾	一五間四間	二〇五・五尺	三九・二尺
東第三堂趾	一五間四間	二〇五・五尺	三九・二尺
東第四堂趾	一五間四間	二〇五・五尺	三九・二尺
東第五堂趾	一二間四間	一六四・四尺	三九・二尺
東第六堂趾	一二間四間	一六四・四尺	三九・二尺
西第二堂趾	一五間四間	二〇五・五尺	三九・二尺
西第三堂趾	一五間四間	二〇五・五尺	三九・二尺
西第四堂趾	一二間四間	一六四・四尺	三九・二尺
西第五堂趾	一二間四間	一六四・四尺	三九・二尺
西第六堂趾	五間二間	八〇・五尺	三三・四尺
南門趾	(五間二間)		
中央の門趾	九間 (東第三堂趾の東にある部分)		
東の廻廊趾	三三間 (東第三堂趾東辺より東北隅まで)		
同前	二二間 (東北隅より中央の門趾まで)		
同前	一五間 (北折点より第二区堂趾の南部まで)		

(日本古文化研究所藤原宮趾伝説地高殿の調査第二参照)

(昭和十六年六月三十日発行)

これらはおおよそ平城京などのいわゆる大極殿趾や、十二堂趾ならびにその廻廊というべきものに当るものである  
 かもしれないが、もちろん適確には不明である。

このほか都城の制に関しては、藤原京で制定せられた『大宝律令』によって見るほかはない。ただ藤原京の経営は、大化改新詔の中の、「初メテ京師ヲ脩ム」とある趣旨に拠るものであり、同条に、「凡ソ京ニハ、坊毎〔註〕ニ長人ヲ置キ、四坊ニ令一人ヲ置ク」とあり、大宝の『戸令』でも、ほとんど同文の規定があるので、その制に則るものであることを考えねばならない。

〔註〕『和名抄』卷一〇、居処部に「坊和名萬知。別屋也又村坊也。和名無良野外聚居也」などと注せられていて、別屋としての「坊」の外に村と通義していたようであるから、ここでは、現在の市街地の「町」と同義に用いられているといえる。

このことについて『職員令』左京職の職員の中に、「坊令十二人」とあるから、左右合わせて坊令二四人があったとせねばならない。そして、「四坊ニ令一人ヲ置ク」というのであるから、およそ『大宝令』では京師の条坊に関して左京に四八、右京に四八、合わせて九六の坊があるように定められているのである。これは喜田貞吉博士のいうように、左右京各一二条、条毎に四坊があったのが藤原京の規模であったようである。

しかし都城や宮城の広さについては、文献上これを正確に知る資料が欠けている。このことに関する喜田博士の説などがあるが、これについての詳述はここに述べないことにする。〔註〕

〔註〕藤原京の広さについての喜田博士の説は、東は、出合・下八釣・木之本を経て明日香の小山に至る線、西は大体関急線路（昔の八木西口より直南に向う線）、北は耳成山の南麓を東西に通る横大路、南は剣池丘陵西北脚を掠めて東西に通じた線、を限るとしてある。『藤原京』七二頁

## 益 田 池

都が飛鳥にあった間は、橿原は、政治や文化の中心に近く、また藤原京の時代は実際にその中心ともなったのであるが、都が遠く平城の地に遷されると、急にこの地方は故郷として、人びとの懐古的な情操の上に存在することにな

った。たとえば『万葉集』(巻三)に鴨君足人が作ったという香具山の歌の長歌の中には、

「百しきの大官人の退(まか)り出て、遊ぶ船には、楫棹(かぢさを)も無くてさぶしも、漕ぐ人無しに」

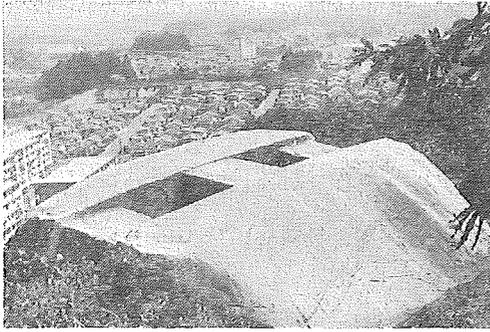
という句があり、その歌の後には、「右今案ずるに都を壺楽に遷しし後、旧りしをかなしみてこの歌を作れるか」と注せられている。『扶桑略記』には、平城遷都の翌年(和銅四年)大官大寺ならびに藤原宮焼亡のことが記されているので、その後はいよいよ、田圃化したであろう。しかしまた、さきへのべたように、奈良から紀州への旅路の風物として畝傍山などが詠まれていることは『万葉集』などにかがわれる。

「天飛ぶや、軽の路ゆ、玉襷、畝火を見つつ、あさもよし紀路に入り立ち、……」(『万葉集』巻四)

のごときはそれである。ただ奈良朝を経て平安朝に入って、久米の南西の地に益田池が作られたことは、大きな歴史的事実としてここに取上げねばならない。

益田池のことについては空海の『性靈集』巻二に収められている、『大和州益田池ノ碑銘并序』に明記せられている。

それによれば、「地是漢語之旧宅。号則村井之故名」とあるから、『大和志料』のいうように、漢訳語(あやのをさ)氏の住居の地で、地名は「村井」と呼ばれたところであったようである。「譜」は「そらんずる」の義であり、訳語(をさ)氏は漢語をそらんじて、日漢の間の通訳を職としたことから来た氏の名であるから、空海がこれに「漢譜」の字を当てたことは一応理解せ



石 船 岩

られる。この付近、久米郷内、また身狭の地であり、渡来人の多く住したところであるから、その解釈は成立するようである。ただし、『和州旧跡幽考』は、「漢語」を漢直氏と解している。

さてこの池の築造の発端については、弘仁十三年仲冬の月、前和州の監察藤納言と、紀の大守末等（すえとも）が、この地に池を築造せんことを奏請して、許され、藤・紀二公、及び、円律師をして工を規（はじ）めしめられた、というふうに表示されている。『大和志料』は、『和州旧跡幽考』の説を踏襲して、前監察を前の大和守、藤原繩主、紀大守は紀伊守、藤原末等、円律師はすなわち真円律師であると解している。〔註〕

『日本紀略』によれば、弘仁十四年正月丙子（二十）の条に、

「新銭一百貫。賜大和国。宛築益田池料」としてあって、この池築造に当って朝廷より大和国に対して新銭一百貫が下賜されていることは注意すべきである。

序によれば、その後、いくばくもなくして、皇帝逝駕したまうの事あり、藤公これにしたがって職を辞し、紀守も越前に遷ったので、今上（淳和天皇）が、伴平章事国道を簡んで、国の事を檢せしめ、并に藤広を抜んで、刺史に任じ、両公、池の事を檢校した、という。伴平章事国道は、大伴国道のこと、藤広は藤原藤広を指している。そして遂に完成を見たのであるが、池の所在については、

「池之為狀也。左竜寺右鳥陵。大墓南聳。畝傍北峙。米眼精舎鎮其良。武遮荒壘押其坤」

とある。鳥陵・大墓・武遮の荒壘は一応これを不明としても畝傍山の南、久米寺の西南ということをもっておおよそは、西池尻の東、ないし、東南にあたる低地を指していることは明らかである。最近、西池尻の地より益田池の大樋と思われるものが掘り出されたが、その大規模であることは人をして驚かしめるに充分である。

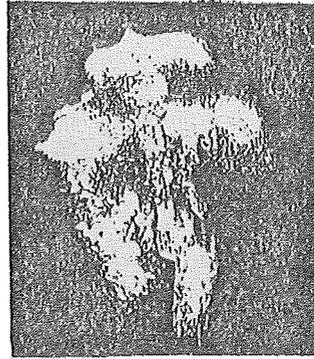
〔註〕 益田池の築造を計画し、奏請した藤・紀二公については若干の疑義がある。すなわち第一に二公は弘仁十三年に築池のことを

奏請したというが、『公卿補任』によれば、弘仁八年九月十六日、中納言にして兵部卿を兼ねた藤原繩主は、在官一年、五八才をもって薨じている。その上、この序には、この人を「前ノ和州ノ監察、藤納言」としているが、繩主は、薨去の折、中納言であったから、それを「藤納言」と呼んだのは差支えないとしても繩主は、和州の監察使であった経歴は見当らない。ただ大同二年から三年にかけて西海道の監察使で太宰帥を兼ねていたことはある。『大和志料』は「前ノ和州の監察」を「前の大和守」の意に解しようとしているが、そこには無理がある。ただし、延暦二十年正月参議藤原繩主は大和守を兼ねて、二十三年に至った経歴はある。また、紀ノ大守末等（『弘法大師全集』は末等を「スエトモ」と訓んでいる）については、『大日本史』国郡司表によって見て紀伊守の中にその人に当る人を見出すことができない。かつ『大和志料』はこれを藤原末等（スエヒト）としているが、ここにも無理がある。藤紀二公という以上、藤原氏と紀氏と解するのが自然である。『大和志料』は「末等亦紀伊守ニ転任セシカハ」としてあるが、序の本文は「紀守亦遷越前」としているので大和守より越前守に選ったものと解せられる。こういう疑義に対し、私はここに、藤公二公とは藤原緒嗣と紀末成の二人であろうということを考える。藤原緒嗣は、築池のことを奏請したという弘仁十三年には、大納言で民部卿を兼ねていたので藤納言というに合っている。そして「前ノ和州ノ監察」としては、大同二年十一月十六日畿内の監察使に任ぜられたことがこれに当ると考えられる。監察使の任命は、大同二年に初まり、四年頃に終ったものように、道単位で任命せられ、国毎ではない。畿内の監察使には最初に緒嗣、つぎに安倍兄雄、つぎに紀広浜が任せられた。ただ序と緒嗣の経歴とで合わない点があるが、それは益田池の功をはじめいくばくもなく、皇帝逝駕したまい、「藤公従之辞レ職」ということである。すなわち弘仁十四年淳和天皇受禪して即位し、翌天長元年太上天皇（嵯峨）が崩じて天長となったのである。そして、緒嗣は大納言、民部卿、東宮傅を兼ね、翌二年には右大臣に任じ、後には左大臣にまで昇ったのである。「藤公之ニ従ツテ職ヲ辞シ」とあるのは民部卿の職をやめたことを指しているとするれば、理解できるが、そこに不審の点がある。ただ『大和志料』のいうように繩主とすることは、弘仁八年に薨じているので、奏請の時は薨後五年で在世していないし、いわんや嵯峨天皇逝駕に伴って職を辞することはあり得ない。この外に、藤原三守が考えられる。それは平城天皇逝駕とともに致仕している点で合う。しかし、三守は、弘仁十三年権中納言であったから、前納言といってもよいが前歴に於て大和と関係がなく、勿論監察使でもない。

このほか大同・弘仁の頃に大納言・中納言であり、監察使を兼ねた人としては、藤氏の人では、まず無いとせなければならぬのである。一方弘仁の頃紀伊守にそれらしい人がないとすれば、「紀ノ大守末等」については、弘仁十三年の頃大和守であった紀氏の人と解せなければならぬようであるが、『大日本史国郡司表』によると弘仁十二年七月に大和守に任じ、十一月に越前守と

### 大和國益田池碑雷字

益田池碑雷  
空海所撰云  
禁高一版城時  
取以爲城脚  
城脚向所存  
一雷字好古  
者打取以修  
世此集取以  
消收也



『集古十種』所収伝益田池碑雷字

「校池事」とあって、藤原は藤原藤広であることが認められる。

『日本紀略』弘仁十二年五月の条には、空海は、去年より始めて万農池を讃岐国に築くのが見え、七月には新銭二万を空海法師に施すことがあり、益田池はこれに続いた事業であり、かつ『久米寺流記』には、弘法大師が、この寺の東塔下において、大日経を得て、大同二年帰朝の年の仲冬この寺で、『大日経疏』を講じたと伝えられているようにこのころ空海は、久米寺と、とくに、緊密な関係にあったようである。その上、空海が当代一流の名文・名筆家であったために、「池ノ銘并序」を撰し、かつ、これを書くことを頼まれることになったものである。

池碑は今失われているが、市内南妙法寺の集落より東南に当る一丘、俗に岩船という所に、その台と伝える大石がある。『旧跡幽考』益田池碑銘の条に、

「碑銘はなくなりて、台と見えし石あり。俗に岩船といふ。東西三丈二三尺高さ二丈五六尺もやありけむ。其頭

なった紀末成という人が取り上げられる。紀末成は古佐美の第九子で、天長二年十二月壬寅（四日）の卒伝が『類聚国史』に残っており、出雲・常陸・大和・越前の守を歴任したことが知られる。その越前守に選ったことは、序の本文「紀守モ亦遷越前」とあるのに合っているが、『大日本史』はこれを十二年の十一月としていることと合わないようである。しかし、これを紀伊守藤原末等とするのは当らない。『公卿補任』によれば、弘仁十四年五月十四日、伴宿弥国道は参議に任じ、右大弁を兼ね、天長元年には勘解由長官、按察使を、三年には、相模守を兼ね、改めて武蔵守を兼ね、天長五年に卒している。序に「簡ニ伴平章事国道・檢ニ国事」とあるに合っている。また、藤原藤広については、『大日本史国郡司表』が「天長中大和守」としているなどから、序に「並ニ拔藤広任刺史。両公檢

に、五尺五寸の穴、方にして二つあり。ふかき事、三四尺。ふたつの穴の中間に、一尺五寸のへだてをのこせり。そのけづりなせるさまのなめらかにして木をほりたるにひとし。かの碑銘をすへける跡と見えたり。」〔註〕と記している。

〔註〕松平定信の『集古十種』第二、碑銘一には大和国益田池碑雷字として「雷」とおぼしい大字の拓本様のものを出し、その上に、

「益田池碑僧空海所撰云築高取城時取以為城脚城脚間所存一雷字好古者打取以伝世此集取以得収也」の文をのせている。

### 条里遺制と庄園

条里 大化の新政や、『大宝令』の班田制によって、従来の代（しろ）制度が改まって、条里制となったことは、日本の歴史の上で周知のことであり、地方には、この条里制の遺構と思われる水田の区画が、溝や畔によって規則正しく遺っているところがある。

橿原市内にも、随所にそれが認められるが、それとともに、われわれの注意に上がってくるのは、田畠の所在が、平安朝や、鎌倉時代になっても、何条、何里、何坪、というふうに表示されていることである。すなわち、当時すでに、班田の対象となっていない、庄園内の田畠が、『令』の田制の称呼にしたがっているということである。こういう、田畠の所在の記録、いわゆる坪付（つぼつけ）によって、橿原市の範囲が古代の、どの位の条里に当たっていたであろうかということが、ほぼ理解せられるのである。

たとえば、現在、橿原市の北限は、下津道の西では、飯高（ひだか）であるが、『西大寺田園目録』（永仁六年十二月五日の奥書がある）によれば、当時、西大寺の所有の庄園の中に、

「十市郡、甘条四里坪内四段 字飯高」

というのを見出すことができる。これによれば、一三世紀の末葉、「飯高」という村邑はすでに成立しており、それが、「甘条四里四坪」に近いところにあったことが認められるのである。

しかしまた、一方では、同書で、

「高市郡廿一条三里廿八坪内一町 字生丸北曾我庄内アリノヲツク」

とあるのが、注目せられる。すなわち永仁六年（一二九八）のころ、曾我には「北曾我庄」というのがあったことを知るが、そこに「アリノヲツク」とあるところからすれば、それは今の小槻（おうづく）のあたりのことかと解せられる。「飯高」が二〇条で、小槻が二一条であるとすれば、現状でも差支えないのである。

また下津道の東側で、樞原市の北限は「北之辻」ないし「十市」であるが、十市の最北端の人家は、地図の上ではほとんど「飯高」と同じ線上にある。延久二年（一〇七〇）の書入のある『興福寺雑役免坪付帳東諸郡』には、

十市庄同郡東郷十九条二里二十九坪 三反半

三里十四坪 六反

というふうに見えている。これで見ると、十市庄は一九条となっている。もちろん、これは十市の民家のある場所の条里とは限らないのであるが、およそ飯高と同じ線上にある十市が、一九条となっているのは、後にのべる、下津道の東西では、条数に一条のずれがあることからかも知れない。しかし十市庄は二〇条・二一条・二二条にもものびて入っていたようである。

また、宝龜八年の『民部省牒』にある、

十市郡二十三条二 耳梨里

というのは、十市庄の南方にある耳成山に近く接している村里であると思われるので、耳成山は二三条の中に入っているのではないかという想定が生れるのである。『興福寺坪付帳西諸郡』によれば、十市郡新賀庄の中に、東二一条一里・二三条一里・二四条三里というところに田畠が示されているので、この庄は、耳成山の西北・西・西南にわたっていたと思われる。

そういう想定に対して、『西大寺田園目録』葛下郡の条に、

「葛下郡北郷二十四条二里二坪内一町 字マカリカハノ二ノ坪」

とあるのがまた注意せられる。曲川は今まで高市郡内旧金橋村に入っていたが、忌部とともに、中世葛下郡に編入されたこともあるようである。今、地図の上では、おおよそ、耳成山の西に当たっているので、西では二四条、東では二三条になる。これは、さきにのべた、下津道の西と東とは、一条だけのずれがあるという説に協うものである。

平城京の内裏の正門、朱雀門（現在奈良市北新町の西、またセキスイ化学の東がその位置に当たっている。）から都城の南門、羅城門（今郡山の町の東北にらいる、その東側の佐保川の川床に門趾があるという。）へ通ずる朱雀大路を南に延長して見ると、おおよそは下津道に当るが、城南条里においてこの下津道の西と東で一里の差のあることが古く、関野博士によって指摘せられていたが、近時の研究では、『図説日本文化史大系』巻末に載せた、「大和国条里推定復原図」のように、京南条里において一条一町の差があり、その以南においては、ただ一条の差があるという説が行なわれている。

さてここで、『大和志料』が採録した、二つの地図が、「横大路」というものを出しているのに注意すべきである。その一は、著者、斎藤美澄氏が、明治二十四年十月、多武峯において写し取ったという、忌部里・曾我里に関する図面である。この図は、条里は不明であるが、坪は明らかに示され、西忌部と忌部里とを、三坪距てて東西に分け、西忌部は一坪内、忌部里は東西二坪内に入れている。それから四坪を距てて北に、東西に走る「横大路」を画き、こ



るものであることはいうを俟たない。そしてこれが、曲川の南に出ているので、この「横大路」は東、耳成山の南では二三条、西、曲川の南では二四条の南辺に当るものであらう。

このほか、『西大寺田園目録』では、

「高市郡北郷西二十六条三里十九坪 南畔李字慈明寺 三段」

というのがある。慈明寺が、二六条に入れば、畝傍山は二七条・二八条にかかるであらう。

また『興福寺坪付帳西諸郡』には「雲飛庄」というのが見える。この田畠は、二五条一〇里（この一〇里は一里の誤りか）・二六条一里・二七条一里・二八条一里・二九条一里とあり、下津道より西一里程度の所が主である。これらの地はちょうど畝傍山東麓を北から南へと散在することになり、現兵部町から畝傍町・久米町に至る地域に該当する。したがって「雲飛庄」は、換言すれば、西、二六条の慈明寺の線と同じほどのところにあるウネビ庄のことになるであらう。

また、さらに南喜殿庄が『坪付帳』に見えるが、これは、二七条一里・二八条一里・二九条一里（二九条一里とあるがこれは二九条の誤りか）等があったので西条里の二七・二八条の畝傍山と同じ線上にある、とともに、南は同じく西条里の三〇条にまで延びていたので、石川・軽の線まで入っていたことは雲飛庄と同様である。

檀原市の南限は、観音寺であるが、これは地図の上では明日香村の天武・持統陵とほとんど同じ線上にある。この陵については、『田園目録』が

「高市郡三十一條二坪内御廟東辺二反字青木」

というので、東三一条に当ることが考えられる。「字青木」というところに近い御廟とは、いわゆる「阿不幾之山陵（あふぎのみなきやま）」であらう。

これを支持するのは永久四年の『東寺百合文書』(セ)弘福寺僧彦印解による寺領田畠の所在を示す中に、

「在高市郡東三十条三里五坪三反并畠等

六坪二反六十并畠 字亀石垣内 南二」

とあることである。これはおそらく、野口の天武陵の東北に今でもある、亀石の所在を示唆する条里で、これは、三〇条三里六坪付近と見られるから、天武陵は三一条として差支えないであろう。

欽明陵も、同じ位で、この陵の北側に、接して檀原市の界線が通っている。  
観音寺は、西条里であるから、三二条位にあたるであろう。

このようにして、条でいえば檀原市は北は西の二〇条、東の一九条、南は、東で三一条、西で三二条までにわたっていたといえるようである。

里については、さきの曲川が、西の四里に当っており、一般に檀原市は下津道より東西四里より遠く出ていないようである。しかしこれは出発線がいろいろあるようであるから一概に論じかねる。たださきの雲飛庄内二五条一〇里に八木寺田があったというが、一〇里というのは、香久山よりも東に入って、二五条では条里が敷けたか疑わしい部分に入るので、これはおそらく一里の誤りではないかと思われるのである。

庄園 檀原市内にある平安朝ごろの庄園としては、弘仁六年の『東南院文書』に、十市庄のことは出ている。十市庄とならんで、東大寺庄園として、出てくるのは、同じく『東南院文書』天曆四年(九五〇)に飛驒庄も成立している。この二者は『東大寺要録』、「長徳四年注文定」の中にも、大治三年七月『東大寺莊園目録』の中にも、大きく出てくるので、古来の東大寺庄園のこの付近での随一であろう。また、『東大寺文書』(四ノ三四)には、『東大寺御油庄公事注進状』というものがあり、大和高市郡五ヶ所、六六町の御油庄があげられており、最初の一庄は欠字となり、

そのつぎに西喜殿・東喜殿があげられていて、おおよそ、保延五年以前において成立していたことは認められる。

嘉応二年閏四月『東大寺文書』(四ノ三八)によれば、高市郡五カ庄の所負六六町の中、高殿庄は御油田貳拾五町を負い、「六十六町の随一」と称せられている。おそらくさきの注進状の最初の一庄

「東大寺御油庄六十六町

〇〇 五町 副米紅茶菓子薪近來不弁之高殿庄貳拾」

とあった欠字の部分は「高殿庄貳拾」というのであろう。

高殿庄は古くから東大寺御油庄高市郡五カ所の随一として来たのであるが、平安末期には、興福寺西金堂衆に妨げられて、加納の分が渋滞したようである(『勸学院政所下文東大寺文書』四ノ卅四)。そのため所当の御油、ならびに、副物の納上を催促した。これと関係あるもののように、嘉応二年閏四月の『興福寺金堂滿衆等解案』によれば、高殿庄は往古より、西金堂の所領であり、五カ所六六町の御油のほか、七〇余町の加納ある由東大寺が、訴えているが、それは極めたる無実であると主張して、興福寺との間に、問題が起っている。

一方、興福寺の所領の庄園としては、延久二年の、東西諸郡、興福寺雜役免の『庄園坪付帳』の中に、  
「十市庄・新賀庄・南喜殿・北曾我庄・雲飛庄」

などがあったことはすでにのべるところであった。また雲飛庄内二五条の中に八木寺田というのがあったから、そのころ八木寺があったものよう、八木庄も成立していたのであろう。

(池田源太)

## 第二章 中世

### 第一節 莊園・郷村の展開

#### 武士のおこり

莊園制 飛鳥から奈良へ、奈良から京都へと都が遷された。遷都を期待していた南大和の人びとは絶望した。同時に南大和の地方化がいちじるしくなった。わずかに、高市郡北部に大和国の国府が在った関係で、南大和は辺地化を免れたという状態である。この国府の所在地は明らかでない。再三移動があったらしいし、橿原地方にも置かれたことがあるらしい。ともかく、橿原地方ないしその近くに国府が在った。これで橿原地方は、若干は恵まれていたといえる。国府の所在地ということは、地方では発展の好条件となった。しかし、大和はもちろん、畿内ではさほど恩恵とはならなかった。国府所在地が屹立することはできず、むしろ、大社寺の所在や交通の要衝など特殊条件を持つものに発展の機会が恵まれたからである。すべて、都である京都との関係いかに左右された。大和の場合、奈良が南都といわれるようになった。これは、京都と拮抗する地位に在ったことを示すものだし、京都ともども都を形成するという観念の現われである。京都と奈良とは直結した。というよりは、京都と奈良とが一体化していたのである。しかも、南都というのは、東大寺や興福寺などの寺院が勢力を伸張したことで、その政治権力もからんで称えられたことばであった。なお、南都七大寺の称が知られているが、南都の寺院は政府の分身であった。教学を主とするが官

衛であった。南都ということばの発生した一要素がここにもある。

大和国司（大和守）は、国府に在って大和の国政に当たった。国衙（国庁）の役人および各郡司を指揮監督する地方長官である。もちろん、添上郡に所在する奈良も、国郡司の治下に在った。しかし、南都の社寺は、いわば高級官庁だから、国郡司はこれに協力するという体制であった。しぜん、地方官の権力が制約されている。

ところで、一〇世紀ごろから、荘園制の時代が訪れ、皇室も貴族も社寺も荘園領主と化してきた。摂関政治をしいた藤原氏は巨大荘園領主であり、それゆえに摂関政治がしけたのである。しかし、国ぐにも大きな荘園というにひとしくなった。その領主は、当然、皇室なり藤原氏ということになる。これが知行国といわれたものだが、大和などまっさきに藤原氏の知行国となった。藤原氏のふるさとだし、氏神の春日大社、氏寺の興福寺の所在地だからである。

一方、南都の寺院も荘園領主であった。実をいうと、荘園は、東大寺などが、貴族豪族とならんで、さかんに墾田を獲得し、やがて私領化したところに淵源している。それゆえ、南都の寺院が大きな荘園領主となるし、いっそう荘園獲得に乗り出すのである。

荘園は、国司の支配権を拒否する。公領すなわち国衙領（国司の支配地）をも蚕食するのである。大和の場合、奈良近くの北大和は南都寺院の荘園となった。そこで、国司の支配権力は北大和から後退した。ぜんじ、南大和へも南都寺院が荘園拡大をはかったが、国司もこれに対抗した。

ここで、大和の地勢を述べるが、国中（くんなか）と呼ばれる大和平野部の開拓が進んだ。すなわち、荘園がぞくぞくと設定された。東山中といわれる山添地方の高原地帯や、生駒谷・鳥見谷の西山中もぜんじ開けてきた。宇陀・吉野（北吉野）は奥地と呼ばれるが、宇智郡とともに点的に開けてきた。そこで、南大和では、大和平野の南部を占める十市郡・高市郡北部に発展があったといえる。すなわち国府の在った地方で、橿原市域に当たっている。国衙領

のうち、最も豊熟な地方であった。しかし、北大和にくらべて、南大和の開発はおくられた。というのは、山野がなお多かったことである。

この南大和で南都寺院が荘園の設定をはかった。もちろん、藤原氏もこれに劣らなかつたし、国司すら自己の荘園の設定に努めた。ちなみに、このころでは、貴族にせよ寺院にせよ、自己負担で開拓を進めるというのではなくなつた。地方大小豪族から、その開拓した耕地の寄進をうけて、それを荘園とするのである。と同様に、国衙領を蚕食した。これにも、地方の大小豪族が関係していた。

地方の大小豪族は、古代氏族の後裔というのが多い。もちろん、新興のものもあるが、ともかく歴史を持った名族である。古代（律令時代）では国衙の役人とか郡司に起用された。そして、国務の実際は、これらが掌さどつたのである。国司（守）は貴族であり、転任した。大和などでは国司が京都に在っても、さほど不都合ではない。そこで、実権をこれらの土着の豪族が握ってしまうのである。自己の墾田など、貴族や社寺に寄進するのは自由だし、その管下の国衙領をもこれらに寄進するようになった。いずれも、自己の保身ないし発展のためであった、一方、土地を寄進しても、その代官として、いせん、所有権を握っていたのである。いずれにしても、現地における主導権は、これら豪族の握るところであった。橿原地方では、高市・久米・宇禰備・平田などの諸氏があり、渡来人氏族も少なくなつた。

国司（守）は、貴族官僚であり、任期は四年であった。むしろ、在京を欲した。そこで、現地豪族が実権を握るようになるのである。ところで、知行国となると、知行主は国司あるいは国司代官に実力者を任じて、この豪族の支配に当らせた。藤原道長・頼通父子が大和守に源頼親を任じたことなど、その一例である。

源頼親は、摂関家藤原氏の侍であった。大和守に任せられると、国政の振興をはかったのだが、それは南都寺院の

莊園設定を抑制することであった。のちに、興福寺の僧兵と戦い、これを殺傷したため、興福寺の強訴によって永承五年（一〇五〇）、土佐に流される。それまで、興福寺が頼親の解任を摂関家に要求することがしばしばあったから、南都寺院の寺領莊園の拡充を抑圧したことが察せられよう。ついに興福寺僧兵が頼親の館を襲った。そこで死傷者が出たのである。その館は、豊島にあったといわれる。豊島は摂津国内ともいわれるが、高市郡内の地であろう。しかし、適確にはわからない。

頼親は一族郎党を国府近傍に配置したほか、現地の豪族たちの武士化をうながした。いまだ武士団の編成といううなものではなく、武力を養わせたという程度のものだが、のちに頼親を祖とした大和源氏が発達してくるから、その一族が土着して武士となったということができる。なお頼親は、貴族間で、私領を多く持つという非難をうけているほどだから、摂関家の莊園を設定することにも努め、また私領の拡充をもちかけたものである。その便法として既述の方法などがとられたのであろう。これらは、南都寺院をいっそう憤激させた。

ここに興福寺僧兵が活動しているが、この僧兵を多く持った興福寺が、南都で東大寺などを圧し、独走体勢にうつる時機であった。いよいよ興福寺は、春日社との一体化をはかり、春日社支配の実をあげ、その神威を利用しようとした。その強訴というのも、神威を利用したものである。もちろん、国司が対抗したが、それを排除追放して、大和を支配しようとするにいたった。

興福寺では、大和は春日大明神の神国である。ところで、興福寺は春日社を支配する。とすれば、興福寺が大和を支配するのが道理だと主張しはじめた。藤原氏が、その代官として大和国司を赴任させる必要はなく、それなら興福寺に委かすべきだというのである。現実には、興福寺が僧兵の武力を強大にし、寺領莊園の拡大をはかることであったが、武力などを背景とした強制では、現地人の心服は得られない。たまたま「大和は神国」という興福寺の称えた

論理が効果を發揮し、やがて、大和の支配権を握るのである。それは、一二世紀のことになるが、空名ながら大和守は任せられていたし、なお一時的ではあるが、平清盛が大和をその知行国としたことがあるので、完成ということではできない。実は一三世紀となり、鎌倉時代となって、これを達成するのである。

**衆徒国民** 鎌倉幕府は、大和国に守護を補任しなかった。興福寺が国司として守護として大和を支配するのを黙認したのである。東大寺などは、これを認めまいとしたが、現実に興福寺勢力が発展するので、いかんとも為し難くなつたのである。興福寺勢力は、その僧兵団を改組し、とくに半僧半俗の衆徒国民の制をもうけ、在地の武士を僧兵団の主力としたことで發展した。

衆徒といひ国民というのは、身分称であつた。衆徒は興福寺末寺の住持、国民は春日社末社の神主といふ身分であつたが、興福寺からいって、衆徒は譜代、国民は外様の武士である。衆徒は古くから興福寺に属していたもの、国民は新付のもの、あるいは衆徒の庶子・分家であつた。

国民は一国の人民ということだが、その上層の有力者、すなわち中世では、武士の名主をいう。いわゆる国人である。それを大和では、とくに興福寺が家来として身分称としたものである。早くから興福寺が家来としたものは衆徒だが、新付のものは国民に列した。したがって、国民には、古代氏族の末裔であつたもの、国衙領に長らくあつたもの、あるいは新興名主などがあつた。

衆徒国民の制は、鎌倉初期において、興福寺が在地の実力者を家来に編成する方法であつた。御家人制といふのと同じだが、これには、宗教的紐帯が付加されている。強力な主従關係が成立したのである。東大寺なども、その莊園名主に東大寺八幡宮神人の身分稱を与え、寺領の確保にあてたが、大和は春日社の神国だといふ興福寺の主張に優先せられ、新付のものは見られなかつた。むしろ、東大寺領から興福寺に走るものすらあつた。この場合、寺領も興福

寺領と化したものが多い。

この衆徒国民は、北大和に多かった。ぜんじ、南大和へおよんだが、衆徒は出現していない。すべて国民であった。国衙領その他の新付の武士だったからである。樞原地方では、十市氏(中原氏)がまず現われ、ついで越智氏(源氏)が出た(嘉暦四年(一二三三)に、四条殿善房・五条野種稜房、池尻島屋(幸寿などの素僧の名が見えるが、衆徒として発展していない))。しかし、それが史上に活躍するのは、南北朝動乱時代のことである。そして、樞原地方北部へ十市氏、南部へ越智氏<sup>が勢力をおよぼしてくる</sup>。両氏とも、国民であって興福寺の家来であった。それが獅子身中の虫として成長し、大名となるのである。これらの発展の様相は、別章に述べられる。

なお、国民に今井氏がある。今井庄をおこした武士であるが、その本拠は葛城地方に在った。中世末期、改めて本願寺一門の今井兵部卿が今井庄に寺内町今井を創めたことが知られている(後説)。

## 莊園と村落

莊園 樞原地方は、古代では十市(郡)東郷・西郷のそれぞれの北端部、高市(郡)北郷に属していた。中世になると、このあたりに莊園が乱立した。莊園では、古代の天平の昔、東大寺領飛驒庄が勅施入をもって成立したのが古い。またこれと同じころ、高殿・城戸(常門)の公領から灯油が運上されることとなった。その因縁で、中世では、高殿庄・東西喜殿庄・東西常門庄・河西庄・輪田庄・楳本庄・越智(北越智)庄が成立する。公領の国衙領から莊園が成立してくる一例だが、この場合も新開墾地が加わるものである。

なお、国衙領のうちを莊園とした大領主は藤原氏であった。集落や墾田を中心として原野などを広大に囲い込んだのである。その一に平田庄がある。平田庄は、北葛城郡の吐田郷あたりから、高市郡の橘寺あたりまでを莊域として

いた。現在、明日香村に平田の地があるが、これも無縁のものではない。この広大な荘域からいえば、国衙領そのものといつてよい。檀原地方で、いったん、この荘域内に属した地域も多かったにちがいない。

この平田庄は、開墾が進んだり、藤原氏から領主権の一部が、その子女や社寺に分与された結果、小さい荘園が分立してくる。当麻寺とその付近に当麻寺庄と当麻庄ができて興福寺（一乗院）に、吐田郷に伴田庄ができて春日社に寄進されたなどその一例である。平田庄は、やがて高田から吐田郷に至る葛城地方で興福寺（一乗院）領として成熟してくるが、それでも一千余町歩の田地を有している。檀原地方の小綱・今井・四条などは、平田庄から興福寺領として分立してきたものらしい。

また藤原氏の家来として大和国司となった源頼親も、その地位を利用して、私領の獲得に努めた。これも、最高領主権は藤原氏に寄進するが、私領たることに変わりはない。その一部を、頼親の子の頼房が子女に分与したことから、承保三年（一〇七六）にいたつて紛争し、摂関家の裁決を抑いだ。その地は、喜殿・豊瀬・飛鳥・軽・元興寺と見え、高市郡から十市東郷にわたっている（『平安遺文』一三三―四四頁、〔飛鳥誌〕四〇九―四二二頁）。このほか、源頼親の遺領も少なくなかつたろう。それを基として頼親流源氏（大和源氏）も発生してくるのである（『頼親流大和源氏の発』〔生〕人文論究一―の二）。

なお、東西坊城（天満）は、菅原氏との関係を思わせる。すでに菅原道真は、高市郡山地に山荘を有していたくらいだから、この地方に菅原氏が荘園を有していたことと想像される。また、この坊城は保昌または宝生と音が通ずる。大和銘刀鍛冶保昌流、大和猿楽宝生座のふるさともしれない。

しかし、鎌倉時代以降、興福寺が絶対優勢である。興福寺は藤原氏の所領を承継したし、自ら大々的に荘園を獲得した。もともと興福寺は、飛鳥の厩坂寺の後身だし、藤原氏の氏寺である。藤原氏も飛鳥を故郷としている。興福寺は橘寺および岡寺を末寺として、これを前進基地とした。なお藤原氏では、摂関家（のち五）のほか諸家に分かれたが、

いずれも興福寺を氏寺としている。

東大寺は、興福寺の攻勢をうけて守勢に在った。しかし、天平の昔からつちかわれた勢力はなお厳としていた。まして、平安初期には南都十五大寺に列せられた弘福寺（川原寺）を末寺として、その高市・十市・広瀬の三郡に散在する所領を加えた（弘福寺は東寺の末寺だが、東寺と東大寺とは本末関係にある。）。また、安倍の文殊の通称で知られる崇敬寺（宗鏡寺）もその末寺であり、同寺領の木之本庄も東大寺領となつてゐる。

なお、東大・興福両寺のほか、南都諸大寺の寺田も在った。これも、興福寺が諸大寺を支配したので、最高領主権は興福寺が握つた。この点、大和で独立していた多武峯が高市郡近傍に在ったので、郡内に寺領を有したのが特異である。十市・高市の郡境に在った膳夫庄などがある（この莊園図は有名。）。このほか、吉野山金峯山寺の勢力も高市南郷におよび、その一斑が高市北郷に達してゐた。

かようにして、橿原地方における中世の莊園は、興福寺領を主とし、東大寺領がこれに次いだ。しかも、この地方は南大和では最も開発の進んだ地域であつたのである。しかし、なお未開発の地もあり、ぜんじ開発が進められるのである。

ここに領主別に莊園名を列挙してみよう。

東大寺領

飛驒庄 高殿庄 東喜殿庄 西喜殿庄 常門庄 河西庄 和田庄 楯本庄 越智庄（以上高市郡内） 地黄庄 十市庄

池上庄（以上十市郡内）

西大寺領

十市庄 加留庄

興福寺領(寺門領と兩門跡領とに分れるが、重色のものが多い)

雲飛庄 忌部庄 山本庄 高殿庄 曾我庄 曲川庄

一乘院門跡領

東喜殿庄 西喜殿庄 大窪寺庄 飛驒郷 吉田郷 今井庄 壹岐別所 八木郷 小綱庄 中曾司染殿庄 箸喰庄

法花寺庄 益田郷 越智郷(以上高市郡内) 飯高 浄法寺 香子山 新口(以上十

大乘院門跡領

五位庄 蘇我庄 妙法寺庄 四条庄 山本庄 慈明寺庄 東坊城庄 河西庄 加留庄 加留国符(縣吉)庄

中吉田庄 南喜殿庄 城土(當門)庄 土橋庄 真下庄 雲梯庄 曲川庄 中曾司庄(以上高市郡内) 内膳庄

新堂飯高庄 新口長田庄 常葉庄 葛本庄 竹田庄 木本庄 古木新庄(以上十

多武峯領

箸喰庄 膳夫庄

吉野吉水院領

南喜殿庄 曾我庄 新口庄

これは、一二の史料から検出したのであるから、すべてというわけではない。だいたい室町初期の状態である。なお、一荘園にして数多の領主が見られるのは、地域を異にしたものもあるが、領主権が分立していたのである。荘園制の特徴である。たとえば高殿庄など、平安末期には源宰相(参議源雅頼)家領であったが、東大寺・春日社・興福寺西金堂・薬師寺・角寺・川原寺・神通寺などが領主権を有していた。鎌倉時代になると、源宰相家から室町女院領となるし東大寺領が増えた。川原寺の分は東寺八幡宮領となる(『飛鳥誌』四三、四四、四五、二頁)。しかし、ぜんじ興福寺領の一色化してく

る。そのとき、在地武士の蚕食がはじまるのである。

**村落** 大化改新の国郡里制の施行によって、村落はたんなる生活村落となってしまう。明治維新後の大小区制の施行で、村落が行政機能を剥奪されたのと同趣である。しかも、里といひ大小区といひのは、数字番号で呼ばれた。これは便利なようだが、数字では混乱をきたし、実は不便である。里の場合、間もなく郷に改編されてしまい、それぞれに郷名が付せられた。大小区の場合は廃止され、町村名が復活する。

行政機構中において、村落はその公的地位を失なうことがしばしばあった。近代町村というのも、実は郷・里や大小区にひとしいもので、生活村落を複合し、そして行政村落とされたものである。したがって、生活村落は、行政村落とは別個の存在面があった。郷・里といひ、荘園といひ、近代町村といひ、いわば行政体としてその管下を持ったが、その中で生活村落は存在しつづけたものである。人びとは生活村落で社会生活を営んだ。生活村落は、集落が発達し、住民の共同生活が開かれた場である。かくては地域称化はするが、村の実体は、いぜん遺存したのである。

中世荘園制時代、集落では少数の名主が土地人民支配の衝に当たっていた。そこで住人というのは、この少数の名主たちをいった。それぞれ、垣内（屋敷）などに拠り、それを人名あるいは方位称で呼んでいた。しかし、いつしかその少数名主も、相互の意志が疏通し、集落を共同生活の場とした。むしろ住民パワーの上昇に対抗したものといえる。そのとき、古い地名をもって村名としたり、荘園名を村名とした。古木庄から分立した古木新庄が四条村と称したなど、その一例である。なお、新開発の地なども村となり、村名をつけた。かくて村と称するにいたったものは、すでに原初的な自治体の機能が見え、たんなる集落ではない。しかし、なお荘園に包括され、その支配組織の単位化はしていない。荘園では、名主の支配する名がその組織単位である。もちろん、古代村落が名別に改編されたものもある。

ところで、名主のうち、有力者は武士となって領主化する。また百姓にして名主化するものも多くなつた。そこで領主化名主を除くと、名主層はその数が多くなり、当然、村落内で自治活動が増進した。この自治活動には、古老などが加えられる。ここに自治村落「村」の母胎が発生する。なお、領主化名主は、莊官あるいは地頭として、この村を合わせた莊園地域の支配に当たつた。

大和では、このような村は、鎌倉時代から、ぞくぞくと発生した。ときに古代村落の復活を思わせるものもあつた。やがて、名主層も多くなり、また百姓が実力を増したので、名主と百姓との実力にかけへだてはなくなつてきた。有力百姓が、この自治活動に加えられ、有力百姓を中核とする村落共同体ができるのである。この場合、莊園は村の複合体と化してくる。

莊園領主は、その土地台帳によって、年貢・公事（くじ）を収益した。名を単位として、名別に収納させたものである。村の成立にともない、莊園が分立した場合もあるが、名単位の収取だから、數村にわたつても、さほど不都合もなかつたのである。しかも、村が発達してくると、根本の土地台帳に記載された地積をもつて年貢・公事を上納した。当然、他の莊園領の所領となる地域もあつたし、村落共有地も増えてくる。これらの収取に當たる代官として武士が現地を支配したし、村落共有地の領主権を握ってくる。この武士のうち、數十村の支配権を獲得したものもある。十市郡の国民十市氏、高市郡の国民越智氏がそれである。村の發達した室町時代のことだが、すでに莊官としてではなく、興福寺の郡代として（すなわち守護興福寺の郡代）、莊園領主権を超越した支配権を振うのである。この支配権は、司法警察権であるが、いきおい行政権が付随した。この支配権の行使単位は、ぜんじ村落となつてくる。村はここでも独立性を強める。ここに、『春日大社文書』に収める「越智郷段錢帳」を掲げるが、この越智郷というのは、高市郡全般と忍海郡および葛上郡の一部におよんでいる。高市郡では、南部の丹生谷庄・羽内庄から、北部の中曽司

庄・小槻庄にわたってみえる。葛上郡では、御所郷や東西佐味庄が見える。これらの広地域が越智郷と呼ばれているのである。これは越智氏の勢力圏をいい、古代の郷の名ごりではない。

当文書は、興福寺が大和守護として、一国から徴収できた段銭の賦課台帳の写で、その越智氏の代官分の注文である。この台帳は、応仁の乱前後から実用されたものにちがいない(至徳三年「一乗院門跡段。錢注文」を改稱したもの)。現存の文書写は、天文十八年(一五四九)に興福寺が春日神供反銭を一国に賦課したさいのものらしい。そのうち榎原地方の荘園名を摘記すると次のごとくである。

大窪寺 四町八反半

吉田庄 六町六反大

今井庄 七町三反

八木庄 一町五反半

一岐別所 十町五反

高田方

小綱郷 近年一町五反

大壺新堂 五町三反

飯高方  
中曹司庄 近年四町

五位庄 一町五反

曾我庄 五町

慈明寺 二町八反半

東坊城庄 六町六反大

城土郷 六町六反大

河西庄 七町五反

加留庄 二町四反大

同国府 一町二反

中吉田庄 二町八反

高殿庄 八十五町六反

醍醐方 二十六町四反

四分方 十八町五反

小槻庄 二町九反大

忌部庄 三町三反

宇那手庄 六町七反小

山本庄 三町七反

土橋庄 二十二町六反大

五条野庄 十町一反

宇那手新堂 三町八反

和田庄 十一町一反

ここに見える地積は、当該荘園がその地積で成立していたということにはならない。公領として、荘園として、守護段銭を負った地域である。その免除された地域は、ここに見られない。いわば、興福寺勢力のおよんだ地域を示している。そして興福寺の代官として越智氏が徴収を請負った地域であった。そこで越智郷と呼ばれたのだが、かりに興福寺が名づけたものである。それゆえ、この称は、長くは用いられなかったようである。しかし、越智の笛吹城や高取城に拠った越智氏が、榎原地方を支配した時代のあったことを示している。

むしろ、この注文は、村むらの存在を示すものとして注目される。ここに掲げられたものを近世の村むらと比較し

て見る場合、ほぼ近世の村むらが成立していることが知れよう。この注文は一四世紀末の状態を基としているから、すでにこの地方の村むらが当時には存在していたことを示している。この村は、現在の大字あるいは区に当たる。

しかし、ここではなお、庄といい郷といつて、村とは記されていない。庄と郷とは、このころでは同じことだが、郷は国衙領としてながく存続し、おくれて莊園化したものである。なお、天正十二年（一五八四）にも、この注文が用いられたようであり、庄郷の称を存しているが、近世村落と比較した場合、村というにひとしい。庄郷の称を伝統的に存したに過ぎぬものである。ともかく、一五世紀に至るまでに、莊園の分解も進んだことを示している。たとえば、高殿庄のつぎに醍醐方・四分方と見えるのは、高殿庄から醍醐・四分の両村が分立してくる過程を示すものである。

ここで、庄郷とあつても、実際は村というにひとしいことを知った。村的な庄郷となったことは、村落共同体の成長した結果である。しかし、それが名実ともに村となるまでには、村の公民となる名主百姓の成長がなお必要であつたし、それらの自治が高揚され、隣村と村域を劃定したり、山野河川の入会を協定する必要があつた。一五世紀より一六世紀にいたる約二世紀間をそれにしたのである。さきの莊園制時代には、莊園領主の意のままにしたがえばよく、その領主間で協定されることがらであつた。その莊園領主はもっぱら収益権者に退化したため、村が自ら協定に当らねばならなくなつたのである。この場合、現地支配者の武士が代つて裁定すべきであつたが、武士の支配権力に對して、村の在地勢力が上回る実情にあつたし、その介入を嫌う傾向があつた。武士の介入は、他村武士との乱闘を招く惧れもあつたためである。有力な戦国大名が出現すれば、かかる裁定も可能となるが、かれらは覇権争いに追われ、これを顧る余裕もなかつたのが実情であつた。村落相互の協定が、むしろ最上策とされた時代のことである。とくに大和では、大小名化はしつつあつたが、武士はなお莊園領主の尾翼的存在を脱し切れず、その支配は代官的存在

に終始した感があるのである。興福寺をはじめ東大寺など、なお大和においては莊園領主として健在だった。これに対し、村民の成長度が大きい。この上下の圧力を武士たちはこうむったのである。

大名化を進めた十市郡の十市氏、高市郡の越智氏の独立は許されなかった。これには、北大和の筒井氏が一國支配の完成を目ざして、しばしば進軍してきた。さらに村民たちは、武士支配を不当と見なし、社寺の莊園領主支配を望むようになっていた。かれこれ、村落自治が進んできたのであるが、それは支配権力の間隙に咲いたあだ花のようなものであった。莊園村落からの脱皮はなお完了しない。

文祿検地 中世莊園村落から近世自治村落への脱皮が完了したのは、文祿四年（二五九五）に豊臣秀吉の命令で行なわれた検地による。全国統一の土地台帳が村ごとに調製され、それに基づいて大小名の配置が行なわれた。そして村落は行政下部組織単位とされ、自治が許された。村落共同体Ⅱ村となった。生活村落Ⅱ行政村落となったから、支配被支配の両者に好便となったものである。しかし、支配者が、むしろ支配の完遂を期するため、村落自治体化をはかったものである。それも、年貢・諸役を一村単位に賦課し、その完徴を期したために自治体としたものといえる。ここにいたるまで、莊園制下の生活村落が村落共同体を進め、その行政組織への組み入れを待つばかりとなっていたのである。地方によっては、早くから大名によって行なわれ、その前提として検地が行なわれたが、大和には強力大名は成立しなかったもので、はっきりとわからない。それが織田信長の政權樹立によって急速調となった。

信長は大和への闖入者である松永久秀を排除し、忠誠を誓った大和生えぬきの筒井順慶を起用して、大和の支配を委ねた。しかも、社寺の莊園領主・地侍・村落と三すくみの状態を示した国情を察し、天正八年（一五八〇）に大和に検地を施行した。しかし、これは社寺や地侍からその支配地の土地台帳を提出させるに過ぎなかった。応急的処置といえるもので、むしろ信長に対する忠誠の度をはかり、その代官の筒井順慶の施政を容易にする計らいであった。

戦争に明け暮れた信長の暫定的処置であった。

信長に代った豊臣秀吉も、しばらくは兵馬を動かすに急だったので、筒井順慶に大和を委ねた。しかし、天正十三年（一五八五）に和泉・紀伊の根来・雑賀（なごころ・さいが）一揆を平げたのち、畿内大名配置換えにさいし、大和から筒井氏を退け、異父弟の秀長を大和郡山城主とし、和泉・紀伊を合わせて大和を治めさせた。筒井氏では、大和の将士が心服せず、わずかに社寺の伝統的権威に頼ってこれを治めたというに過ぎなかったし、大和の将士は保守的傾向が強く、秀吉政権を軽侮する感すらあったのである。そこで、強権を示威するために、秀長を大和に入れたのである。しかも、同じ大和といっても、北と南とは人文的にも隔りが大きい。そこで秀吉は高取城に直臣の脇坂安治を入城せしめた。これは郡山城の秀長を補強せしめようとした配慮であった。しかし、秀長の入国は平穩に進んだので、高取城も秀長に与えた。秀長は、ここに重臣の本多政武を配するという深い関心を示している。高市郡内は、ほぼ本多氏の支配に属した。このとき、秀長は検地に代えて国中から指出しを徴している。天正八年の信長の検地と同様の仕方である。しかも、再度の指出しの徴収だから、不正は摘発されてしまう。新開地などでは、検地帳の提出を求めている。もちろん、指出しを提出する領主側でも、正確を期して検地帳を整えた。

たとえば、古木庄の一集落であった四条村が確立してくるが、この天正十四年には、なお興福寺の領主権が存していた。そこで、興福寺から四条領の指出しが提出されたが、興福寺はこの四条領の検地帳を整えた。それが現存している。その二冊が見えるが、これはその沙汰人（庄官）ごとに調製したものである。一は八八石余、一は二一石余となっている（『飛騨誌』四二）。これはなお、四条村として提出した検地帳ではない。興福寺領分のそれである。とうぜん、四条村から四条領の検地帳が徴せられた。その検地帳が未調製の場合、ここでその調製を命じたわけである。そこで、いっそう村境の劃定が進んだものである。そして、修正的な検地がしばしば行われた。しかし、いずれ

も、指出しの形式が用いられ、秀長が竿入れしたのではない。

かくて、秀吉から全国一斉の検地が令せられた。文禄検地がそれである。大小名は排し、秀吉の直臣が奉行として現地に臨んで竿入れしたのである。すでに数度の検地を経たので、実際の竿入れを要せず、帳簿の切り換えて済んだものもある。ともかく、この検地帳で村域が確立し、村落が公認され、行政村落の地位を与えられた。村落の確立となったものである。すなわち、近世村落の公的発足であった。このとき、村の生産高を示す村高が確定した。そこで改めて大小名の配置があった。樞原地方の村むらやそれぞれの村高については、章を改めて述べる。

### 八木郷と今井郷

**八木市** 八木は中街道（下ツ道）と大坂街道（横大路）との交差点に位した。この要衝に中世に市場が設けられた。伝説によれば、文武天皇は、大宝元年（七〇一）に諸国に市をはじめられたが、八木にはじめて市夷神を祀ったといわれる。八木市の開設を飛鳥時代に求める伝説である。もとより、中世の例である市夷神などを掲げることなどで誤りは明らかだが、古代でも市が開かれた地といえよう。しかし、この八木市が史上に現われるのは中世後期のことである。すでに鎌倉時代には、市場機能が發揮されていただろうが、常設市場化したのが室町時代のことといえるのである。

応永十八年（一四二一）十一月のこと、八木の土蔵が興福寺から処罰されている。二階屋を構築したことで処罰されたらしい（「東院光」）。当時、土蔵というのは、倉庫業者であって、金融業を営んでいたものである。質屋の一種であった。このとき、竜田の土蔵が破却されている。八木・竜田は交通の要地であり、商業がここに発達してきたことを示している。

この交通の要地という関係から、交通運輸労働者の馬借が現われ、馬借集団を組織している。その一部に駄賃座と称せられるものもできている。

八木には、南大和あるいは遠く吉野方面から、物産を携えた商人が来集した。領主統制の厳しかった時代のこととて、品物によっては八木に持ち込むことは許されなかったし、この地の商人がそれを買取って商売することを禁ぜられたものもあるが、かなり多くの物資が取引されたようである。とくに、油の中買座が有名である。これは興福寺大乘院門跡に属した座衆であつて、国中および吉野から胡麻や木実を買入れ、それを奈良符坂油座に売り込むのである。応永十二年には、座衆一五名が数えられる。この座衆は、近傍農村の在存者もあつたが、本拠は八木としたものである。

そのころ、この地方の農村商品生産には、五井庄の酒麴座（五位庄飯室座）、軽庄の煎米座などがあつた。この煎米座というのは、糖を製造、販売するのである。社寺の縁日などに出張した。その煎米座衆にして、八木に住するものもあつた。やがて糖売座として独立をはかつている。八木の住民が商売に長じたのがわかる（『飛鳥誌』<sup>四</sup>二〇頁）。さらに、八木住民で、この盗み売りをして処罰された例も見える。なお、八木に鳥餅座商人の在つたことも知られている（『永正年中記』）。種々の商人農民が往来したので、そのうち居住してしまつたもの、あるいは住民にして商人化するものもあつたのである。ここに、その一端が示されている。

文明十八年（一四八六）十一月、高取城の越智家栄は、八木に市屋形数百間を建て、同十三日より十二月十三日に至る一カ月間、毎日、開市しようとしている。これは市場税の収益をはかつたものである。奈良においてすら、三市が三日に一回、それで毎日一市ずつが開かれていたに過ぎないころ、地方で毎日の開市を強行したのである。店舗商業の未成熟な時代のことだから事情も異なるかもしれぬが、毎日開市は少しく無理であつたらう。もっぱら収税のた

めのものであったことが知れる。しかし、すでに八木の市場商業がかなり発展していたので、越智氏が軍費を得るために食指を動かしたとはいえよう。越智氏は、当時がむしろ、最盛時代であった。興福寺一乗院門跡の領主権を無視し去り、財源の獲得に着眼したもののだが、城下でもなかったもので、八木市を確保することはできなかった。もとより、連日の常設市場の必要性はなかったといえよう。

間もなく、明応二年（一四九三）四月のこと、十市氏のために八木市は焼かれてしまった。当時、大和の武士たちは河内両畠山氏の合戦に捲きこまれ、一進一退の戦いを繰り返していたときであり、戦国の世の開幕期であった。越智氏らに逐われた十市氏が十市郷を回復して、この地方に勢力を張ろうとしたさいの闘事であった。ここで、八木市の屋形も灰燼となり、常設市場としての発展には、若干支障を来したろうが、市を開くことは容易だし、八木郷住民の商人化は進んだことである。さきに述べた商人らの活動は、このあとのことである。

ともかく、八木の集落は町場化し、商業もさかんとなり、南和随一の商業中心地となったことが知れよう。しかしなお農村から脱脚したものではない。

八木郷 八木はながく郷の称が用いられていた。至徳三年（一三八〇）の一乗院門跡反銭注文に「八木郷一丁五反」と見え、その後の「越智郷反銭帳」にも同じく見える。この地方は、ながく国衙領であったことが分かる。やがて、興福寺が荘園を設定し、その一乗院門跡が所領としたのが、この八木郷の一部の地だったらしい。この地域に大荘園が設立されていないし、後世の八木領から推測すると、一乗院門跡領八木郷は狭少であったと思われる。なお、南八木庄という荘園が見られる。

八木郷は、交通の要衝だから、早くから集落が発達したことと思われるが、その独立はさほど古くはなからう。しかもその周辺に耕地が存在したものであろう。なお、八木の名は八木寺として見えるのが古い。永保二年（二〇八二）

の一文書に見えるが〔平安遺文七〕なお若干はさかのぼれる。しかし、この寺地は明らかでない。あるいは国分寺のことかとも思われるが詳らかでない。

ここでは、農民が早くから交通運輸労働に携わったことだし、商業に携わるものが次第に多くなった。しかし、なお農商の分化は見られない。天正十四年の興福寺領四条領検地帳によると、八木の農民の出作も見える。したがって、周辺農村へかなり出作していたといつてよからう。

なお、中世の商工業は、強力な莊園領主統制のもとにあったから、そこで商人は領主を本所とした座に加入せしめられ、その人身支配をうけた。油中買座衆など、興福寺大乘院跡の家来となるのである。

莊園領主の衰退によって、郷民は地侍の支配をうけた。しかし、八木郷などでは、地侍の支配権が確立しなかった。そこで、朝暮に支配者が変わり、その送迎に忙殺されていたといえよう。したがって、商人らの発展も、いちじるしくはなかったものだろう。あながち、莊園領主側の史料が欠如したためでもなからう。やがて、西方に隣接する今井庄において、商人らが呼集されて商業が発達すると、これに繁栄を譲ることになった。

**今井郷** 今井庄も八木郷と同じころの成立であろう。これも、国衙領に開発が進み、立荘されたものと思われる。南北混動乱のころから、今井氏という武士がおこり、一乗院門跡に属して国民に列せられた。当時は葛城地方の豪族らしい。これが高市郡の当地に移ったかとも思われるが詳らかでない。ともかく、さほど武士として発展していない。

戦国の世、天文年間に、この今井に本願寺御坊が建立され、本願寺一門の今井兵部卿（豊寿）が住持した。この今井兵部卿は、国民今井氏とは無関係の本願寺衆と考えられる。ところで、この兵部卿の時代、今井庄に寺内町今井郷が成立した。この郷は社寺の境内地の称であって、八木郷の郷とは少し性格がちがう。そして、寺内町は大坂の石山本願寺の寺内町にならったものである。本願寺は畿内各地に寺内町を建設したが、その一つが今井であった。本願寺

の教勢拡大の所産であった。

新興仏教は、大和に布教進出することは困難であった。大和は南都仏教の牙城だからである。

たまたま応仁の大乱前後の社会変革期に当たって、宗教がさかんに民衆に迎えられたとき、本願寺には蓮如上人が在り、畿内布教を展開しはじめた。ときに莊園領主化した南都寺院は衰退した。ここに蓮如上人が大和に布教進出したのである。しかし、それでも、大和平野部の国中へは進出できない。ようやく、吉野の上市（飯貝本誓寺）・下市（願行寺）に御坊を建立することに成功し、その前進基地とすることができた。これと大坂石山の本願寺との往来がさかんになり、その路線に沿って本願寺門徒が出現した（河内から北條・秋篠などを経て南下する路線が生じた）。しかも、先進地の奈良において、町人のうちに門徒が生じてきた。この奈良町人が大坂に呼応して、本願寺政敵の筒井順興勢力を奈良から一掃するために一向一揆をおこし、興福寺に乱入した。天文元年のことである。この一向一揆は鎮圧され、興福寺の本願寺門徒掃討が強化された。翌二年、今井・四条のあたりで門徒の小屋が越智氏のために破却されている。越智氏は、興福寺の命を奉じたものだが、むしろ、越智氏はもともと門徒を弾圧していたらしい。越智氏の支配下であった南葛地方へは、河内から本願寺の教勢がおよんできた。高市郡へも進出してきた。これは、支配権を本願寺に奪われるものと危惧された。そこで、弾圧を加えてきたのであろう。さきの奈良一向一揆の蜂起のさい、その一隊が高取城に迫ったという伝説もある。この地方の門徒の蜂起もあったのかも知れない。その報復の意味もあって、配下の四条・今井の小屋すなわち談義所を破却したのであろう。

しかし、本願寺の進出は防げなかった。南大和では、各地に談義所が設立された。農民屋敷の利用ぐらいのことだから、越智氏以外の南和の武士は摘発するほどでもないとしたろう。むしろ、その蜂起をおそれたとはいえよう。大々的に道場を建設した場合は、興福寺の手前もあり、これを却けるといのが実情であった。ともかく、南大和で門

徒数は増大した。

この天文元年の一揆ののち、十年を経ぬうちに今井に御坊が建立されてしまった。近傍の門徒の総力結集だったわけである。このとき、越智氏はこれを傍観している。不思議といわねばならないが、越智氏に没落期が訪れたさいのことであった。さきに越智氏は下市御坊を攻略しようとしたが、失敗したこともあったし、なお本願寺与党大名から戒告されたものかとも思われる。ここで、興福寺が弾圧を命ずべきだったが、それも見られない。このころ、興福寺では、衆徒の棟梁となった中坊氏が本願寺門徒化していたのである。中坊氏は筒井氏の代官だったが、自立をはかっていた。衆徒国民の大小名たちの角逐を利用し、その勢力を張ったものである。興福寺でも、本願寺の弾圧をはかる首謀者は若輩たちであった。中坊氏がこれを抑えてしまったといえよう。一方、本願寺が門主の一家衆を今井郷に送り込んだことで、興福寺僧綱らはその貴族性に好感を寄せ、黙認したというのが実情であろう。当時、興福寺では北国の寺領莊園の年貢確保を本願寺に依頼したりしている。つまりは、本願寺に土地・領民を奪われるのを危惧する有力武士が今井付近には無かったのが幸いだったといえる。平穩裡に、今井御坊は設立されたのである。

ところが、永祿年間となると、武士の乱闘がいつそう激しくなった。永祿二年（一五三二）に三好長慶の家老で、信貴山城主となっていた松永久秀が大和に乱入して、筒井氏の当主である少年の順慶を追い、翌三年奈良多聞山に築城して本拠とした。そして大和の征服をはかったのである。これに対し、松永久秀の同僚であった三好三人衆が反久秀軍をおこし、筒井順慶に同調したので、和泉・摂津・河内・大和が戦雲につつまれ、一進一退の戦いがつづけられた。同十年、三好三人衆が陣営した東大寺大仏殿が久秀のために焼かれるという不祥事も生じた。

このとき、今井御坊は安泰であった。本願寺勢力が久秀や三人衆のいずれをも上回っていたので、今井に乱入するようなことはできなかった。まして、興福寺などもひっそくし、これらの武士の了解なしには、武力を用いることは

できない。第一、興福寺の武力は、大和の武士らである。かれらは生存のための戦いに忙殺されていたのである。興福寺から命令されても立ち上がれない。だから、今井は、むしろ戦争のエア・ポケットとなり、大和では随一の平和安全地帯となったのである。そこで、商人らの移住が多くなったし、浪人などが今井に逃げこんだ。むしろ、それ以前から、商人らは、本願寺の勢力を頼りにして、今井へ移住したこともあったろう。

今井は、もとは農村であった。しかし、今井御坊の創建以来、その周辺に集落が拡充されたことであろう。そこへ商人や浪人が入ってきた。そこで急速に町場化したことと思われる。しかも、その郷民たちは、平和を望むものであった。このことから、郷民の自治が大いに進んだ。

もとより、自衛もはからねばならない。これは農村でも同じことだが、集落に環濠をめぐらしたのである。環濠は古くから自然発生的に現われてきたが、自衛を意識し、環濠を強化したのは戦国の世のことである。今井郷でも、これにならったものである。しかも、農民もあるが、商人や浪人が郷民の中枢をなしていた。それらはいわば町人化していたのである。当時、自治都市として繁栄をうたわれた堺にならい、今井郷は小「堺」の餽があったのである。商人は堺へ往来せねばならなかった時代のことだし、堺商人も今井郷へ出入したことが考えられる。

今井郷へ亡命した名族としては、十市氏がある。後世、その一族の子孫が惣年寄今西氏や上田氏となる因縁であった。同様に、商人らの移住で今井郷の商業が発達したため、八木郷の商業はここに奪われた感があった。興福寺などでは、南大和の年貢米は今井に送らせ、ここの商人に売買を委ねている。当時、今井郷は奈良に次ぐ繁栄の町となつたのである。この伝統で、明治初期まで今井は南大和の経済の中心地となつた。明治初年、奈良県出張所がここに置かれ、南大和を所管したほどである。

ところで、戦国乱世の末尾をかざり、この地方の戦いの最後となつたのが、天正二年（一五七四）、今井郷民の織田

信長に対する抗戦であった。これは、大坂本願寺が信長に抗戦したことに関連する。

信長が入京したのは永禄十一年（一五六八）のことだが、本願寺は信長と反信長軍の三好党との戦いには中立を保った。しかし、三好党に本願寺は好意を寄せていた。信長も本願寺武力を絶えず危惧していたという実情であった。このころ、大和は松永久秀に与えられていた。久秀と三好三人衆および筒井順慶との争いの最中に信長は入京したが、三好三人衆が信長に敵対したので、久秀が信長に用いられたというわけである。

三好党の抗戦は意外に強烈だったし、將軍足利義昭と信長との仲がしっくりしない。しかも諸国で反信長軍がさかんであった。そこで元亀元年（一五七〇）、本願寺は信長に挑戦した。これはいったん和睦となったが、天正元年（一五七三）に將軍義昭が信長を除こうとして本願寺を誘った。ここで、義昭が逐われて足利幕府は滅亡するのだが、本願寺に反信長軍総司令部が設置されたようなかたちとなった。本願寺は諸国大名に倣して蹶起させ、天正八年まで信長を苦しめたのである。

本願寺は諸国に一向一揆を蜂起させた。その伊勢・長島の一向一揆が信長軍と激戦し、遂に敗れたのが翌二年のことである。この長島一揆の敗走者のうちで今井郷に入ったものもある。すでに今井郷民は信長の進軍を予想して、濠を深くし、矢倉を構築して抗戦体勢にあったが、長島一揆の精銳も加わったのでいっそう戦意を高揚した。信長もこれを棄てて置けず、畿内奉行の明智光秀を大将とし、その配下になっていた筒井順慶に今井郷討伐を命じた。しかし、これを包圍するにとどめ、無血降参をはかっている。

翌天正三年、信長は遠江長篠合戦で武田勝頼の野望をくじき、越前の一向一揆を掃討した。信長打倒作戦が頓挫した本願寺は休戦を申し入れた。同じく今井郷も降参する。

今井郷は堺町人の天王寺屋津田宗及を頼って光秀に降参した。光秀が津田宗及を起用、今井郷民に降参を勧告させ

たのかもしれない。今井郷は当時繁栄をきわめた堺の支店ともいえるものだった。同九月二日、宗及は光秀が今井郷を赦免したことに對する礼状を堺から呈上している。なお、朔日付で今井郷に隣接する高田郷の高田丹後守為房が宗及の來訪を謝するとともに今井郷の早速の落着を祝っている。宗及が今井郷に乗込んで調略したのがわかる。光秀からは家老の藤田伝五が下向したことかと思われる。ちなみに、高田城主は高田三河守為成、丹後守為房はその弟らしい。当時、堺近傍の大小名らはその子弟を堺に送りこんで物資の売買に当らせた。為房も堺に移住する（宗及茶會記紙背文書）。

同二十七日、光秀は今井郷に信長の赦免を伝えた。今井郷が宗及の調略によって、土居構え（要塞）をくずし、郷民は武器を棄てて土民となれという信長の命令の遵守を誓って降参したのを承認、なお今井郷の治安警備を保証している。次いで十一月九日付で信長の赦免状が授与された。大坂同前に今井郷を保護するという文言である（称念寺文書）。ちなみに、大坂石山本願寺は十月二十一日に信長から赦免された。

ところで、今井御坊の今井兵部卿豊寿の動静はわからない。光秀の赦免状の宛名の今井郷惣中に並んで河瀬兵部丞という名が見えるが、これは後世の追記である。ここに今井兵部卿の名が見えないのは示寂したためかと思われる。なお、今井郷の降参を調略したのは津田宗及ではなくて今井宗久ではないかとの疑問も生じた。今井宗久は堺町人の最長老として信長に信任されるし、本願寺門徒として大藏卿法印を称した。近江の出身だが、堺の富豪茶匠の武野紹鷗の女婿となって出世した。おりから本願寺は信長に反抗する。宗久は苦境に陥ったわけだが、信長への参仕は毫も変化はなかったらしい。この本願寺の降参赦免のおりには御札に宗久は信長のもとに参上しているが、本願寺の問題には深入りを避けたいらしい。今井郷の調略などは僚友の津田宗及に委ねたいらしい。宗及が光秀と今井郷との講和を調略したという史料も両三発見された。宗及か宗久かという疑問は解消する。

信長時代、今井御坊は廃されて一道場と化したらしい。秀吉時代、天正十一年に今井御坊が復興された。秀吉の猶子が坊主に送りこまれたという噂もある。実は今井宗久の子息が兵部卿鶴寿を称して御坊を再興したのである。ところで文禄二年に宗久が死去したあと、嫡子の宗薫に遺領は安堵されたが(時慶卿記)、翌年にその堺五か庄三千石の代官職が鶴寿に改めて授与される。茶匠の宗薫が伊達政宗らの走狗となったのが忌まれたものだが、このことから鶴寿が宗久の子息だということがわかる。なお、宗久の子息が初代兵部卿豊寿の遺跡をついだことから、宗久と豊寿とは同族である可能性も強い。宗久が今井郷出身というのは誤りだが、今井郷と有縁となったのはたしかである。今井町には宗久茶室が伝来、近代に小田原市松永耳庵邸に移されたが、近年堺市大仙公園に移建、黄梅庵と称される。宗久のゆかりが知られる。

なお、敗戦で今井郷は打撃をうけたにはちがいないが、それはもっぱら武力の剝奪であり、郷民の商業活動などは黙認されたい。なお郷民も農業に携わるもの(とくに地主的存在)が多かったのである。たとえば天正十四年の興福寺領四条領検地帳を見ても、今井郷民の出作がかなり多い。ともかく、戦火に遭わなかったことで、今井郷は立ち直れたといえる。同十二年のことだが、越智郷(この場合高市郡)の春日社神供反米八〇石を、大和守護筒井定次の家臣らが今井郷において興福寺使に渡しているのである。今井郷に筒井氏の家来が常駐していたらしいし、今井郷が南大和の中心地だったことが知れる。

今井郷は、二世今井兵部卿(鶴寿)のもとで、これ以後大いに発達した。なお、文禄検地においては、今井町も八木と同様、村としての公称を与えられた。公的には今井村と呼ばれた。土地経済強化時代だったからだし、今井町がいぜん農業的要素を排除していなかったからである。いわばなお農村の町場と見なされるべきものであった。ちなみに、今井町の発達については、すでに『今井町史』があるので詳説はしない。

## 第二節 莊園の様相(区分は最初記載の領主による)

### 東大寺領莊園

飛驒庄(飛駄庄・飛太庄) 現飛驒町

東大寺領莊園。天平勝宝八年(七五六)六月十二日の孝謙天皇東大寺飛驒坂所施入勅書案(内閣文庫、『東大寺文書』)に、

高市郡飛驒坂所

地陸町玖段参伯参拾壹歩林三町七段百五十一歩 四至川東百姓家并口分田、南北西并百佰家口分田

田壹町参段貳佰玖拾貳歩、乘田七段二百卅歩、壑田六段五十二歩

屋参宇・倉参宇(下略)

とある。飛驒庄は天平勅施入(孝謙天皇)田にもとづく東大寺領莊園と考えられる。

一面天平勝宝八年十二月十三日の飛驒庄覺光所進文書(筒井寛聖氏所藏、『東大寺文書』)には、

〔東大寺印藏御公驗案文〕

〔正文在文図、件文載大和所々庄之〕

飛驒坂所

壹町参段貳佰玖拾貳歩在処図内

乗田七段二百四十歩

攀田六段五十二歩

天平勝宝八歳十二月十三日

高市郡擬少領無位高市連広君

擬大領從七位上高市連守屋

上件三処勘国司

正七位上行大目船連心庶呂(應)

從五位下行介大倭伊美吉束也

とある。これによると飛驒庄の一部に覚光相伝の私領が考えられる。右文書と関連して久安元年(一一四五)の東大寺下文(東大寺文書、『平安遺文』六の二五六四号)に「可令早任公驗相伝理、覚光大法師領掌田畠并執行庄務事(下略)」とあり、庄内に覚光の私領をみうるが、おそらく彼は同庄預所であったものであろう。

天曆四年(九五〇)の東大寺封戸庄園并寺用帳(東南院文書、『平安遺文』一の二五二第)では、飛驒庄田数は七町六段三四七歩とみえる。

嘉応元年(一一六九)の飛駄庄内檢帳(尊勝院文書、『平安遺文』七の三五二六号)では、飛駄庄は六く八段の名七か名、下司畠・本家御佃等からなり、田数は八町三段四〇歩内となっており、田地を中心とした均等名莊園と考えられる。

なお天仁元年(一一〇八)の飛駄庄文書目録(東大寺文書、『平安遺文』四の一七〇三号)に「喜殿庄内飛驒庄調度文書等」として一〇通あるうちの一通には「閔白左大臣家政所御下文并立券坪付、内驗帳、大和国郡司在地随近与判等、已案文」とみえ、飛驒庄はもと摂関家領喜殿庄(↓喜殿庄)内であったが、同庄から分離独立、立券されたのではな

いかとも考えられる。

またその所在は右のとおり喜殿庄内という点と庄号からみると、高市郡東二六条一里の東辺、現飛驒町辺りに比定される。

一方至徳三年（二三八〇）の一乗院長昭維摩会講師段銭帳（二乗院文書）に「飛太庄三丁一反大」とあり興福寺一乗院領もあつた。その所在は庄号からみると飛驒町辺りに比定されるが、両庄の關係は不明である。

鎌倉中期と考えられる東大寺注進状案（東大寺文書、久年、『飛鳥誌』）には「飛駄庄」等が「為興福寺甲乙寺僧以下国民等被押之間、寺用米如無自今以後歎被停止之矣」とみえ、東大寺領飛駄庄が興福寺僧や国民等の侵害を受けている状況がうかがえる。

前記のとおり、飛駄庄が均等名荘園と考えられる点について考えてみる。

嘉応元年（一一六九）の飛駄庄内検帳（『平安遺文』七の三五・一六号）にみられる田堵（名主か）の保有田畠の状況はつぎのとおりである。また表のとおり。

〔（端裏）比太庄検田帳嘉応元一〕

注進 嘉応元年飛駄御庄田畠内検帳事

合

貞延八段百<sub>ト</sub>内 田三反小<sub>才</sub>一反半<sub>（種）</sub> 所当五斗五升  
畠四反三百<sub>ト</sub>内 田畠半 定畠四段百六十<sub>ト</sub>

道元六段三百<sub>卅</sub>ト内 田三反百廿<sub>才</sub>一反百五十<sub>ト</sub>  
畠三反半<sub>内</sub> 田一反半<sub>定畠二反</sub>

莊園の様相

安則七段六十卜内 田三反才一反所当六斗  
畠四段内 田二反大 定畠一反小

則国七段大内 田三反小才一反半  
畠四段小内 田一反小 所当五斗五升  
定畠三反

則貞六段三百卅卜内 田三反百五十步 才一反百五十卜  
畠三反半 田三反 畠半

武貞八段三百卜内 田三反小才一反大所当五斗  
畠五段半 田二反 定畠二反半

包久六段六十卜内 田三反小才一反大所当五斗  
畠二反三百卜内 田三百卜 定畠二反

下司畠七段

本家御佃一丁五反

下司給免三反

池内六段 荒

都合捌町参段肆拾步内

定田貳町三反小内 才一丁小 所当三石九斗内 三斗神祭  
畠一丁三反 新

畠三町五段百卜内 田畠一丁三百卜  
定畠二丁四反百六十卜内

除畠三段内

一反寺敷 一反神祭料 一反庄屋敷

定畠二町一反六十ト

右、注進如件、

十月十八日

これらには名とは記されていないが、時期は一二世紀後半であり、田堵の名とみて違いないもので、田堵の名と考えておく。

まず表からみて明らかのように、名田数は三段一二〇歩でほぼ統一されており、そこに寺家の作為がうかがえる。この調整は内検帳のうちに、たとえば道元の畠について「畠三反半内田一反半定畠二反」とみえることから一応知られる。つまり田地を畠地として取扱うことによって、調整したものといえよう。

貞延の場合は「畠四反三百ト内田畠半定畠四段百六十歩」となっている。田畠は畠地化した田地であろう。その反対かも知れないが、この点ともかくとして、以上の調整は所当と関係するものであろう。畠地ないし田畠地への所当の記載はみられないが、何等かの公事が賦課されたものであろう。田地には所当がみられるが、段別五斗・五斗五升・六斗の三段階が、田地毎でなく名毎にそれぞれ賦課されている。オ(損)は内検当年のものか例損か不明である。いずれにしても、それも調整の一環とみなしえよう。

以上によると飛駄庄の名田構成には、寺家の作為(調整)がみられる。

名田数がほぼ均等化している点からみると、いわゆる均等名化の作為を否定はできないにしても、それ以外の作為が諸調整のなかにうかがわれ、こうした作為は名別賦課という観点のみでなく、名再生産の確保という立場からの配

表 飛駄庄の名田構成

名号	名田畠	名 田				名 畠			名田畠 合 計
		損 田	得 田	合 計	得 所 田当	田畠・田	定 畠	合 計	
貞延 道元 安則 則国 則貞 武貞 包久 下司	段	1.180	1.340	3.120	斗	田畠 0.180	段 4.160	段 4.300	段 8.100
		1.150	2.000	3.120	6.00	田 1.180	2.000	3.180	6.330
		1.000	2.000	3.000	6.00	田 2.240	1.120	4.000	7.060
		1.180	1.300	3.120	5.50	田 1.120	3.000	4.120	7.240
		1.150	2.000	3.150	6.00	田 3.000	0.180	3.180	6.330
		1.240	1.240	3.120	5.00	田 2.000	2.180	5.180	8.300
		1.240	1.240	3.120	5.00	田 0.300	2.000	2.300	6.060
				3.000	—		7.000	7.000	10.000
合 計		10.120	13.000	23.120	—	田畠 10.300	24.160 除畠 3.000	35.100	62.040

莊園の様相

〔註〕表は内検帳の数字をそのまま記入したもので、誤記・誤算があるがそのままにした。それでも一応寺家の作為（調整）はうかがえよう。  
なお名田畠合計の6町2段40歩は内検帳の都合8町3段40歩から本家佃1町5段、池内6段を引いた残である。

慮もうかがわしめるものがあるう。

また、名田畠合計田数は六段代から一町までであり、同名についても均等名とするむきもあるが、その当否はともかく、この合計田数は自然発生的なものであるう。

下司畠七段・下司給免三段（田地か）も、もともと自然発生的なもので、そのうち三段を給田として、残る七段を畠として認定したものであろう。いわば分米は賦課しないということではなからうか。勿論畠七段には畠地もあったものであろう。

飛駄庄の田堵の名について考察してみたが、そこにみられた寺家の名に対する配慮は、東大寺雑役免庄の田堵の名についても考えられる。たとえば、高殿庄諸吉名等は分米八斗であったが、則末名は分米四斗である（高殿庄名主得分注文、『鎌倉遺文』一三の九三八一号）。

以上飛駄庄の均等名について考察してみたが、田堵の名には寺家の一定の作為がみられた。それは名

田島の均等化もみられたにしても、名の再生産確保といった観点からの調整もあったとみられる。しかし興福寺領荘園（進官庄）の田堵の名と比較した場合の大きな違いは、東大寺領では寺僧領・給田・除田等が名内に存在していたことである。

#### 高殿庄 現高殿町等

嘉応二年（一一七〇）の興福寺西金堂滿衆等解案（筒井寛聖氏所藏、『平安遺文』七の三五四七号）には東大寺灯油料所についてつぎのとおりみえる。

一院宣長者宣被仰下旨、依難遁避、不論去年大旱魃損亡、可令究濟高殿庄負所東大寺御油并副米事、

右、東大寺御油者、聖武天皇以天平勝宝二年割置六十六町料田、遍宛大和一国諸郡令勤給之間、源頼親朝臣之時、停一國配分之例、以五箇所私領六十六町寄入件御油免田、所弁来也、今高殿庄者五箇所私領隨一也、所領免

田僅貳拾伍町也、所當御油貳斛伍斗・副米伍斛、每年無懈怠弁納<sup>（兼）</sup>大寺、（下略）

これによると東大寺灯油料は天平勝宝二年（七五〇、大仏完成の翌年）以来、本願聖武天皇により勅施入されたものと推測されるが、この点については、寛平年中（八八九〜八九八）の東大寺諸国封物来納帳（『平安遺文』一八三号）に「大和国 油六斛八升八合」とあるほか伊賀国等一〇か所から計二石六斗五升八合の油が「中男作物油」として納められている。前掲の「天平勝宝二年割置六十六町料田」というのは、後述の源頼親の私領六六町にちなむ投影である。寛平以後の大和国からの灯油については『延喜式』主税上の項に、

凡東大寺年料油六斛四斗八升五合大仏殿灯料七斗六升八合、千手堂、観音堂、吉祥堂、戒壇堂各三斗八升四合、万灯料四石、戒壇十師供養料一斗八升一合、並九月以前送、（中略）大和国交

易送<sup>三</sup>寺家、其直用<sup>三</sup>正税、

とみえ、少なくとも延喜以降は大和国衙が正税をもって灯油を交易（購入）して寺家に給付していたことがうかがえ

る。しかしその後東大寺灯油料に関してつぎの史料がみられる。長保二年（二〇〇〇）の東大寺灯油納所返抄（佐々木信綱氏所蔵、『平安遺文』二の三九六―四〇一号）であるが、そのうちの一点はつぎのとおりである。

東大寺灯油納所返抄 高市郡南郷

檢納灯油卷斗事 （裏） 「高市南貞包上」

右灯油当年料、内蔵秋丸名所進檢納如件、故返抄、

長保貳年十月九日 預堂達「禪因」

上座威儀師

これは東大寺灯油料の領收書であり、高市郡南郷宛となっているが、この点前掲解案の「大和一国諸郡令勤給」と一致している。これによると少なくとも一〇世紀末には右のような形で灯油が給付されるように変わっていたものと考えられる。

しかし滿衆等解案によると、その後源頼親の五か所に及ぶ私領六六町に御油免田が設定され、段別一升の灯油と段別二升の副米が賦課されるようになったことがうかがえる。また五か所の一が高殿庄二五町である。

源頼親は一一世紀前半の間三度にわたって大和守に任じているが、私領の獲得の關係その他からみると六六町の私領に灯油料所が設定されたのは二度目の在任中ではなかったかと推測される。とするとそれは長元二年（二〇二九）春の除日から同年八月頃の間と、一応考えられる。この時期万寿四年（二〇二七）には東大寺香菜免が半浮免化し香菜免庄になっており（永久四年の東大寺請文案、『平安遺文』五の一八五四号）、灯油料所も半浮免の雑役免荘として糸里坪が明確化したものと推測される。その詳細は不明であるが、五か所はこのとき庄園（雑役免荘）になったと考えられる。なお副米段別二升の賦課は滿衆等解案の時期の一二世紀後半のことであり、当初の雑役免は灯油のみであったら

う。嘉応元年の勸学院政所下文（東大寺文書、『平安遺文』七の三五二〇号）には「所当只油町別一斗許也」とみえる。

また満衆等解案には、前掲のほかに「凡当庄者、不限東大一寺、有多負所、所謂春日二季彼岸不断法華経并神通寺・海竜王寺・菓師寺・西金堂不断香役等是也」とみえ、高殿庄内には不輸免田としての社寺田が多く存在していたことがうかがえるが、これら社寺田にも雑役免としての灯油料は賦課されたものと考えられる。なおおそらく右のほかに公田畠もあつたものと推測されるが、それとして同解案には興福寺西金堂領について「右件庄者、伊予三位国明（高殿庄）後家私領也、仍為滅罪生善被施入当堂（西金堂）畢、天承二年長者宣寺家下文国司判免以顕然也」とみえる。右の冒頭の件庄は伊予三位藤原国明後家の私領をさし、もと公田畠内にあつたと推測される。それは寄進を契機に長者宣と国司判免によって興福寺西金堂の不輸免田としての手続きがとられたことによるものである。寺田となつたからである。これが前掲社寺田のうち西金堂不断香役料所と考えられる。なお、この西金堂領は元暦元年（一一八四）の勸学院政所下文案（東大寺文書、『平安遺文』八の四三三九号）によると田数は三町である。西金堂領へも雑役免としての灯油料が賦課されたことは前記のとおりである。

つぎに、高殿庄の領主については、本家は摂関家と考えられるが、同家領のうちにはみられない。嘉応元年（一一六九）の勸学院政所下文（東大寺文書、『平安遺文』七の三五二〇号）には、東西両喜殿庄住人陳狀に「当庄（高殿庄）ハ者年来本家未蒙裁定之間、乍愁所弁也」とあり、正式に摂関家領として裁定されてはいなかったものと推測される。一方陳狀には「当庄者は源宰相家御領」ともみえる。源宰相家は、右の時期雅通と考えられるが、系譜的にみれば村上源氏の源師房家にいたるものである。彼は村上皇子具平親王の長子であり、藤原頼通の猶子となり、彼の妹隆姫女王は頼通正室（高倉北政所）であり、王族として最初に藤原氏にくい込んだ人物で、延久元年（一一六九）から承暦元年（一一七七）まで右大臣の地位にあり、同年太政大臣に任ずるとともに没した。この源師房家は領家と考えられる

が、前掲引用文からみると実質本家ともみなしうる、そういう複雑な立場にあったものと考えられる。因みに嘉応二年の西金堂満衆等解案には「領家は当時内大臣家也」とある。内大臣は当時源雅通と考えられるが、彼は師房流である。以上からみると高殿庄本家は実質摂関家、領家は源師房家流と、一応考えられよう。なお源頼親が高殿庄を寄進したのは、摂関家であったにしても、直接的には源師房であったかも知れないとも考えられる。このように考える根拠として、『中右記』大治五年（一一三〇）八月十一日条に「此庄（新庄）ハ土御門右大臣殿為左衛門督時、源頼成式部丞奉寄也（下略）」とある。この新庄は北葛城郡新庄町地域にあったと、いちおう考えられる莊園であるが、寄進したのは源頼成の子頼成で、寄進を受けたのは土御門右大臣、つまり源師房であり、その時期は彼が左衛門督のとき、治安年間（一〇二〇～一〇三三）以後頃と考えられる。この新庄は、おそらく摂関家（頼通）への寄進を見透して、その猶子源師房に寄進したと考えられるものである。以上からみると同庄と同時期に寄進された高殿庄が直接師房に寄進された可能性もありえよう。

つぎに、鎌倉初期頃には北白川院（藤原陳子）領となっていたとみなしうる。室町院御領目録（八代恒治氏藏、『御料地史稿』）に、

室町院御領 大和国高殿庄北白川院領、院（式乾門院カ）御分

とある。これによると高殿庄の本家職は北白川院藤原陳子と考えられる。同院は藤原頼通の弟頼宗流の持明院基家の息女、後高倉院妃、後堀河天皇母であるが、高殿庄が同院領となった経緯は未詳である。本家職は同院以後、高倉院皇女式乾門院をへて室町院（御堀河天皇皇女）へと相承され、室町院没後持明院統系莊園になったものと考えられる。

ここに室町院の時期の高殿庄等東大寺灯油料所の動きがうかがえる史料として東大寺注進状案（『飛鳥誌』、欠年、鎌倉中期）をあげておく。

大仏殿灯油并万灯会御油庄々々

高殿庄

右庄者寺家室町女院也、而年々御油寄事於損亡、不全所濟之間、不論旱水損亡、可令究濟、若天下一同大損亡之時者、地主名主等可立入之由被下院宣并令旨事及度々了、然猶以不法之間、常灯油以下令闕如者也、所詮被懸申本家、定不可致懈怠矣、

西喜殿 東喜殿 水本<sup>(杉力)</sup> 城戸 北越智 和田 中六徳 河西

右八箇所御油所々也、為甲乙国民等寄事於自由異様、毎年不致究濟之營、同歎被経御沙汰矣、

とみえるが、これによると高殿庄を始めとする東大寺灯油料所の存続はみとめうるが、甲乙国民等在地武士の反抗によつて灯油以下の上納が懈怠している状況がうかがえる。

その後については文和二年（一二三三）の「重注 東大寺領大和国散在田地并抑留交名事」（日本地名学研究所蔵東大寺文書）に、

御油庄内 タカトノ、シヤウ油一石五斗、西キトノ油三斗五升、シヤウト油九升、カワニシ油七升、スキノモト油一斗五升、ナカクロ油八升、ヲチ油一斗、ワタ油七升、

とあり、御油庄々の一応の存続をみとめうるが、そのうちに高殿庄がみられる。

しかし室町期になると高殿庄は興福寺西金堂領矢田庄・鳥見庄とともに興福寺東北院領（領家か）ともなったようである。同期の「広橋仲光奉足利義満御教書」（天理図書館保井文庫）には、

東北院領鳥見・矢田・高殿等段銭事、一円被付東北院候、可存知之由、可有御下知寺門之旨、被仰下候也、恐惶

謹言

二月廿三日

曇 寂奉

大乘院殿

とある。これは前記西金堂領分（三町）についてのことであろう。そのほか高殿庄は「東寺仏聖并八幡御供料所」ともなっており（『東寺文書』）、東寺の得分もあった。

また高殿庄の田数は冒頭の西金堂満衆等解案にみられるとおり二五町であるが、仁安三年（一一六八）の高殿庄内東大寺油作人日記（東大寺文書、『平安遺文』七の三四五〇号）によると二八か名と負田二町からなっていた。一例をあげると「重末名九升作人九升重末作手、今子共沙汰也」とみえる。これら名は田堵の名と考えられ、同日記によるとすでに作手の譲渡・売買が進んでおり、灯油上納責任者は複雑化している。右の重末名の場合は譲渡を示すものであるが、一部の作手を売却したと考えられる例はつぎのとおりである。

近正名一斗四升内作人一斗二升近正作手、二升近則作手、但有武元名内

またつぎの場合は譲渡か売却か不明であるが、おそらく譲渡であろう。

武行名四升作人四升友永作手

なお名は私領主（もと負名）の私領にも設定されていた。文永二年（一二六五）の高殿庄名主得分注分（平岡定海氏所蔵、『鎌倉遺文』一三の九三八一号）には東大寺僧権少都聖宴が、高殿庄内に持っていた私領三町三段余を一〇か寺と春日社等に寄進したことが記されているが、そのうち東大寺へ寄進した三段分を抄出するとつぎのとおりである。

三段諸吉名〇田一段 分米八斗

東大寺 重松名上分田一段 分米八斗

梅黒坪一町内一段 分米一石一斗但此所当三箇年以後可進之

## 已上所当米二石七斗本器定

もっとも寄進分は所当米のうちどれだけかは、この限りでは不明である。

つぎに高殿庄の所在であるが、前掲史料の梅黒坪（現法花寺町小字メグロか）のほか、長承三年（一一三四）の僧某田地処分状（東大寺文書、『平安遺文』五の二三〇九号）にみえる庄内田地四段の所在、高市郡北郷東二四条二里一七坪字野田（醜鞠町）・同二八坪字庄坪（同前）、仁治二年（一二四二）の尼願蓮田地寄進状（東大寺文書、『鎌倉遺文』八の五九五八号）にみえる庄内田地七段の所在、高市郡東二五条二里一七坪字西角田（高殿町）・同二六条二里二四坪字南石田（同前）からみると、高殿庄は現高殿町およびその周辺にかけて、その田畠が散在していたものと考えられる。右の二四・二五条の一里・二里には喜殿庄の田畠も存在していたので（↓喜殿庄）、同庄と交錯していたものであろう。

## 東喜殿庄 現上飛驒町

東大寺灯油料所五か庄の一つで、その田数は一〇町である（↓西喜殿庄）。所在は大治三年（一一二八）の東喜殿庄坪付図（東大寺文書、『日本荘園絵図集成』）によると、高市郡東二六条二里七・一八・一九坪、二七条二里一〇〜一六・二二〜二四・二七・二八坪内であり、現上飛驒町に比定される。

また「東喜殿庄近傍図」（同前書）には「タケチ河」がみられるが、これは飛鳥川であろう。田畠はその西岸にも及んでおり、近傍図には「東喜殿庄、長講堂御談義領」と記されている。同図の作成年次は不明であるが、「南喜殿庄」（興福寺一乘院領、↓南喜殿庄）の記載もみえ、両庄間の用水争論関係図と推測される。用水争論については嘉元元年（一一三〇）の東喜殿御灯油聖申状（『東大寺文書』）に「南木殿立新井、令抑留東木殿往古用水之間、庄内旱魃田畠損亡、仍御油無之而難弁之云々」とみえる。この用水争論は飛鳥川に新井堰を設けて南喜殿庄が用水を奪おうとして起こったものであろう。

一方至徳三年（一三八六）の一乗院良昭維摩会講師段錢帳（一乗院文書）に「東喜殿庄十一町二段三十歩」とある。これは興福寺一乗院領で、庄号からみるとその所在は東大寺領と同じ地域と考えられ、田数も似ているが、これは一乗院による東大寺領東喜殿庄の押領の結果であろうか。

ちなみに文和二年十月三日の「大仏殿灯油料所未進押領人交名」（『東大寺文書』）によると、小山庄（興福寺領か）下司源次郎が押領しており、同年十月六日の東大寺文書（日本地名學研究所藏）の東大寺御油庄のうちにはその存在がみられなくなっている（↓高殿庄）。

西喜殿庄 現城殿町

東大寺灯油料所五か庄の一である。久安三年（一二四七）の東大寺御油莊公事注進狀（東大寺文書、『平安遺文』六の二六二四号）に、

東大寺御油庄六十六町事

（高殿庄カ）

□五町、副米紅花菓子薪近來不弁之、

西喜殿庄（川カ）五町之中見作三町八段、段成

東喜殿庄（川カ）十町之中、一町二段土佐姫君妨、

城戸庄（川カ）十三町八段之中、五町三段

波多庄十二町二段

已上五箇庄、同在大和国高市郡内、

町別御油一斗八合斗

副米二斗二升納斗 万灯会酒肴新

土毛米四斗九合斗

菓子五合万灯会新 薪五束（たき）温油新

紅花三十枚七月結解時弁之近來不弁、

結解米四升

合米四十三石五斗六升之中

万灯会酒肴料五石

預所得分二十二石九斗六升

庄々定使料六石六斗

右御（油力）并副物等、注進如件、

久安三年七月 日

とあるなかに西喜殿庄がうかがえる。同庄は、十一世紀前半に大和守源頼親の私領に設定された東大寺灯油料所（雑役免庄か）と考えられる。その所在は庄号などからみると現城殿町に比定される。

その後鎌倉中期、南北朝期にその存続をみることができ（↓高殿庄）。一面至徳三年（一三八六）の一乗院良昭維摩会講師段銭帳（一乗院文書）に「西喜殿庄現二十一町六十歩」とある。これは興福寺一乗院領であるが、鎌倉中期の簡要類聚鈔（京都大学所蔵一乗院文書）には見当らない。同期以降一乗院領になったものであろうが、その所在は庄号などからみると東大寺領と同じく城殿町に比定される。もっともこの両庄の關係は不明。

城戸庄（常門庄）・城土郷 現一町

東大寺灯油料所五か庄の一〔城戸庄〕である（↓高殿庄、↓西喜殿庄）。田数は一三町八段であり、その所在は庄号からみると近世の常問ないし常門村と考えられ、現一町に比定される。

寿永元年（一一八二）の東大寺御油荘田堵注文（東大寺文書、『平安遺文』八の四〇三〇号）には、

常内六人 川西四人 稻本七人<sup>（杉カ）</sup>之内庄本三人、根成カキニ三 南ヲチニ四人 北ヲチニ六人 和田庄三人<sup>内二人は</sup>高市コオ

リノ内ニ、一人ハ カチケノコ  
カチ上コオリニ候 常門内田堵一人 カチケノコ  
オリニ在

之ハ庄々ニハ注シ候トモ常内一庄内ナリ<sup>（門カ）</sup>

寿永元年六月十九日

真相房上

常内御庄御油東大寺下司<sup>（門カ）</sup>

とある。右の常内庄は前記城戸庄のことであろう。城戸庄の灯油負担の田堵（名主）は現一町・川西町・北越智町・和田町、大和高田市大字根成柿、高取町大字越智に存在し、極めて散的であり、灯油料所というのも作人の掌握を中心とするものようであるが、彼等は名主であったと考えられる。この点高殿庄の場合も同様といえよう（↓高殿庄）。平安末期すでに説輸入道の妨げがあり（↓西喜殿庄）、鎌倉中期以降になると在地武士の国民甲乙人が灯油を抑留する動きがみられるが、南北朝期の「御油庄内」のうちに「シャウト油九升」と、一応その存在を確認できる（↓高殿庄）。その後の動きは明らかでない。なお城戸庄は大和守源頼親の私領に設定された東大寺灯油料所（雑役免庄か）の一である（↓高殿庄）。

『三箇院家抄』に「城土郷高市郡、寺門反錢六丁六反大」とみえる。これは興福寺大乘院領と考えられ、前記城戸庄とは別であろう。

なお元応元年（一一三九）の日吉神社領注進（日吉神社文書）に「大和国常門荘 二宮十禪師大行事三社神供料所」

とあり、日吉大社（現大津市）の庄園常門荘もみられる。この両所も庄号などからみればその所在は一応一町辺りに比定されよう。

#### 豊田庄 現豊田町

東大寺領莊園。文応元年（一二六〇）の顯胤奉書（東大寺文書、『鎌倉遺文』一二の八五二五号）に「豊田・新口間事」とみえ、文和二年（一二三三）の東大寺領大和国散在田地并抑留交名事（日本地名学研究所蔵東大寺文書）の「受戒会料所」のうちに「一所十市郡豊田庄十市八郎コレヲ、サウ」とあり、同寺受戒会料所豊田庄があったと考えられ、その所在は庄号からみると現豊田町に比定される。十市氏は興福寺大乘院方国民であり、その侵害の状況がうかがえる。一方応永六年（一三九九）の興福寺造管段米田数帳（『春日大社文書』）の十市郡に「一乘院方豊田三町三段小」、同三十四年の一乘院昭円講師反錢納帳（天理図書館保井文庫）の十市郡には「豊田庄十丁三反小」とある。この豊田庄は興福寺一乘院領莊園である。田数の相違は段米・段錢賦課の關係であらうか。

『三箇院家抄』の「松南院負所田」の康正二年（一四五六）の検帳に「一反塔本豊田ノ左近次郎平三ウリ」「二反タカノ一石トヨタ斗トヨタ免一斗二升」とあるが、塔本は現豊田町小字トノモト、タカクロは同高ゴロであらう。これら田地は興福寺松南院の負所田であるが同寺大乘院領であらう。なお興福寺寺務領飯高進官入地三町があった（↓飯高庄）。そのほか金峯山寺吉水院領豊田庄があった（吉水神社文書）が詳細不明。

#### 春日社領莊園

#### 八木庄 現八木町

中臣祐重記（『春日社記録』）の寿永二年（一一八三）正月十五日条に「大福・八木二ケ度、各六本立、御菓子八種・

御菜十六種・汁ニタ、ミイモ・御鏡・御酒杯・餉折敷居、八木庄也」とあり、八木庄は平安期以来正月十五日に神供料を献じており春日社領と考えられる。

明応七年（一四九八）の春日若宮供米料所注進（春日大社文書、『飛鳥誌』）に、

八木庄十五町段別一斗一升、十合升定

淨蓮名四町分米四石四斗 一郎名三町内膳一郎名  
七郎分米三石三斗

藤六郎名二町定賢房 教職房名四町今井一郎  
分米三石二斗 分米四石四斗

以上十四石三斗此外口米一石一斗  
定使節料六斗四升

都合十六石四升歟（中略）

一御供米未進事、正月十五日過之時ハ被行清被先規也、及石事也、

一御供米究済之時於納所四人沙汰一人献有其沙汰毎年事也、

以上

とみえ、八木庄は春日若宮の供米料所でもあったと考えられる。田数・名の存在がうかがえる。八木庄は庄号からみると現八木町に比定されよう。

春日社進官領大和諸郷納高帳（天理図書館保井文庫）に「合三斗越智郷方八木領大西領」とみえるが、この八木大西領の所在は飛鳥川に沿った今井領田畠に比定される（近世の今井周辺絵図）。

そのほか至徳三年（一三八六）の一乗院良昭維摩会講師段錢帳（一乗院文書）には「八木郷一丁五反半」とある。この八木郷は八木庄と別であるうが所在は現八木町に比定されよう。

なお『大乘院寺社雜事記』の長祿三年（一四五九）八月十六日条に「当門跡油寄人矢木住人等」とみえ、矢木（八

木)には興福寺大乘院方油寄人がいた。

大嶋庄 現五条野町

春日社領莊園。永保二年(一〇八二)大和国僧某家地売券案(東寺百合文書、『平安遺文』四の二一九一号)に、

(増纂書)

「大嶋庄新券案文并本券目錄」

謹解 申売買家地立券之事

合家地貳町 四至限東石墓八木寺地  
限西公田并桜井家主地 限南公田  
限北同家主氏山

在高市郡東卅条一里卅三坪一町 二里五坪一町

便宜要門田貳町參段柒拾步

同条一里廿八坪六段三百卅步 卅三坪四段九十步在地 二里四坪一段百卅步 五坪三段三百步在地 八坪一反二

百八十步 十七坪五段(下略)

とある。これは僧某が興福寺僧慶義に売却した家地と便宜要門田の記録であるが、その所在は坪付からみると現五条野町となる。同町には小字ヲシマがある。

その後慶義はこれを春日社に寄進したが、保安四年(一一三三)の春日社領大嶋庄下司解(東寺百合文書、『平安遺文』五の二九八七号)には、

春日御社御供所下司伴常国重解 申請 本家政所裁事

請被蒙 恩裁、任道理糺返給、為川原寺住人等押妨山地畠貳段事、(下略)

とみえる。これによると荘内の山地畠二段を川原寺(東寺末寺、現明日香村)住人らが押妨したので、大嶋庄下司が東寺政所に訴えていることがうかがえる。

越智郷段銭算用帳（春日大社文書）には「五師方大嶋郷三町近年一町五反」とみえる。大嶋郷は五師方である点からみると興福寺寺務領であり、大嶋庄とは別と考えられるが、所在は同じであろう。

興福寺寺務領莊園

十市庄 現十市町等

本願田をふくむ興福寺雑役免莊園。延久二年（一〇七〇）の興福寺雑役免帳の十市東郷に「十市庄卅町九反大 不輸免田畠十六町七反小 公田畠十四町二反小」とある。不輸免田畠の内訳と条里（括弧内は坪数）は、本願田一五町が二〇条一里（一）・二里（八）・三里（五）・四里（二）、三二条三里（二）、左馬寮田八段が二〇条三里（一）、二一条一里（一）、勸学院田四段小が二一条一里（一）、二二条三里（一）、右馬寮田五段が二一条三里（一）である。公田畠の条里は西二一条一里（三）、東一九条二里（一）・三里（三）、二〇条一里（六）・二里（一）・三里（五）、二一条一里（二）・二里（一）・三里（四）・四里（一）、二二条三里（二）、二三条三里（一）である。以上の条里によると十市庄はきわめて散在的な庄園であり、その所在は現十市町のほか太田市・東竹田・中・葛本・新口・常盤の諸町と田原本町大字味間にも田畠が散在していたことになる。本願田は藤原不比等の施入田というが、官省符庄であったものか。

延久以後については、『大乘院寺社雜事記』文明十四年（一四八二）閏七月二十三日条に「仏聖領（中略）十市庄」とあり、興福寺寺務領になったと考えられる。ほかに、十市庄内には、同じく寺務領坊城・中村両庄の一部が交錯していたと考えられる（↓中村庄・坊城庄）。

なお、『経覚私要抄』宝徳三年（一四五二）九月二十三日条に「松南院領十市庄事、此間廿石（遺清）十市請申了」とあり、興福寺松南院領十市庄もあった。十市氏が年貢二〇石で代官職を請負っている。『大乘院寺社雜事記』文明二年

(一四七〇) 六月二十条には「十市以下在々所々松南院領、(中略) 抑松南院領事、被号別相伝者也、此条無其謂者也、其故ハ、松南院・日輪院等ハ大乘院門徒也、一円門跡自専也」とみえる。これによると松南院では十市庄を興福寺大乘院の別相伝領と考えているのに対して、大乘院では松南院が同院の門徒であるので十市庄は大乘院自専の莊園としてその知行下におこうとしている動きがうかがえるが、『三箇院家抄』には「松南院分 二十石 負所大器也、在々所々ニ田地在之」とみえる。同抄は大乘院領莊園の記録であるが、松南院分については二〇石の給分があるのみで、大乘院が知行する莊園として記されていることがうかがえる。『大乘院寺社雜事記』文明十六年十月二日条には「安位寺殿号御借下、十市郷散在田畠松南院領」ともみえる。この「御借下」は松南院へ貸下げているの意味で、本来は大乘院知行の莊園であるといっているものであろう。古くは借は貸の意味をもっていた。なお、この十市庄と寺務領との関係は不詳。

一方天平宝字五年(七六一)の大和国十市郡司売買地券文解(東南院文書、『寧楽遺文』中)によると、左京七条二坊の息長丹生真人広長が東大寺布施屋に「十市郡池上郷」の「合地二区」(ともに屋地)を売却しているが、同解には「十市庄券東大寺」の表題がある。また弘仁六年(八一五)の東大寺請納文(東南院文書、『平安遺文』一の一四〇号)には「大和国十市庄」とみえる。これらによると、八世紀後半から九世紀にかけて東大寺十市庄の存在が考えられるが具體的なことは不明。所在は現十市町内か。十市郡内池上郷の所在は不詳。

また南に隣接している現葛本町西部を中心に東大寺雑役免(香菜免)莊園十市庄があった。欠年(長寛二年か)の大和国石名莊坪付案(東大寺文書、『平安遺文』七の三二七一号)に、

十市庄八町九反六十歩 紀市安

不輸租田一丁五反

左京職田 廿一条一里十七坪五反

梵福寺田 廿条二里卅坪一丁

公田畠廿一条一里十七坪三反 十八坪三反百八十步 十九坪九段 廿四坪一丁 〔同カ〕 廿二

条一里十三坪八反大 十四坪一丁 十五坪一丁 廿三坪一丁

とある。紀市安は負名であらう。梵福寺については現奈良市鹿野園町に寺跡がある。

そのほか、建久二年（一一九二）の西大寺所領莊園注文（西大寺文書、『平安遺文』一の五三四号）には「大体有名無実」な莊園として「十市庄四町九反三百七步」とあり、西大寺領十市庄もあつたが詳細は不明。

橋本庄・楠本庄（葛本庄） 現葛本町等

興福寺雜役免莊園。延久二年（一一〇七）の興福寺雜役免帳の十市東郷に「橋本庄十四町七反大 此外山坊之下地ニ 進官相懸□者也、不

輸免田畠三町二反三百步 公田畠十一町四反二百八十步」とある。不輸免田畠の内訳と条里（括弧内は坪数）は、無主

位一町八段大が二二条一里（田畠）（一）・二里（一）、（寺）勸覚院田四段が二三条二里（一）、（河カ）阿原寺（現明日香村）田が一町四段

二八〇步（条里の記載なし）である。公田畠の条里は二二条一里（一）・二里（一）、（二カ）三三条一里（八）・二里（四）・三里

（一）である。以上の条里によると橋本庄田畠は耳成山周辺（南を除く）に散在しており、現葛本町南部・新賀町・木原町・山之坊町・常盤町に比定される。

正治二年（一一二〇）の興福寺維摩大会料帳の寺務領のうちに「橋本庄米三石五斗一升定納二石 餅百卅枚 定納百十 枚」とみえ、延久以後は興福寺寺務領として存続していたことがうかがえる。

その後については天文十九年（一五五〇）の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷進官庄々事、納所会所目代方」（京都大学所蔵一乗院文書）に、

橋本 葛本・山坊ニ在之、沙汰人 ヤマノハツ 助二郎

古帳四石十六合、此外小公事色々在之、去年分全未進、近年成一石五斗

とある。また天文五年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷内進官庄々事、納所三目代方」(同前文書)には「橋本庄進官下地内藤本方無沙汰、名主取沙汰」ともみえる。これらによると橋本庄は延久以後興福寺寺務領として同寺務内三目代の知行下であり、春日若宮祭礼と興福寺十二大会の料所であったことが知れよう。庄内の名主と考えられる藤本氏の存在もうかがえるが、実質当庄は十市氏の支配下にあった(↓坊城庄)。

なお天文十五年の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」(同前文書)には「同(新賀)領式町橋本入地」「同(山坊)領 橋本進官入地、五町三反七反切」橋本進官入地八反、反別三斗宛」とあり、橋本庄進官入地が新賀・山之坊・常盤にもあったことがうかがえるが、このことは葛本のそれもふくめて進官庄橋本庄は、延久以来の雜役免莊園に系譜することを示すものといえよう。庄号の訓は「ちぢばなもと」か「きつもと」か不明。因みに葛本町には小字橋田がある。

橋本庄とは別に、現葛本町には興福寺大乘院領莊園橋本庄もあったと考えられる。『三箇院家抄』の莊園目録には「四十二楠本庄十二丁七反十市郡」とみえる。この楠本庄は応永六年(一三九九)の興福寺造管段米田数帳(『春日大社文書』)の十市郡には「大乘院方 葛本庄十一町七段」と記されている。楠本庄は葛本庄とも称したといえよう。また『三箇院家抄』の楠本庄の項には「今大乘院ト云在所在之云々、此地歟」とみえる。この地名「大乘院」に類似する地名として現葛本町に小字「大乘」がある。条里では十市郡東二条二里四坪となる。この両地名が同一とすると大乘院領橋本庄は前記寺務領橋本庄の北に位置していたと推測される。この限り両庄は別の莊園といえよう。

なお『三箇院家抄』の楠本庄の項では、

四十二楠本庄十二町七反十二名也

とみえるが、別の大乗院文書（成實堂文庫）には、

或記云

楠本庄十二町改十名也 一名一町宛

此内二名荒 仍十名十町也（下略）

とみえる。もと一町宛二名であったが、二名が荒れとなり一〇名一〇町になったことが知られる。また右の数値からみると楠本庄は完全均等名莊園とみなしえよう。

また坊人給分（『三箇院家抄』）の「十市分」のうちに「楠本庄下司」とあり、十市氏が下司であったことが知られる。

坊城庄 現山之坊町等

興福寺雑役莊園。延久二年（一〇七〇）の興福寺雑役免帳の十市東郷に「坊城庄十二町三反半 不輪田畠一町二反 公田畠十一町一反半」とある。不輪田畠の内訳と条里（括弧内は坪数）は、左京田五段が二〇条一里（一）、無主位田七段が二〇条一里（二）である。公田畠の条里は二〇条一里（三）、二一条二里（一）、二一条一里（二）・二里（九）、二三条二里（三）、二四条二里（一）である。以上の条里によると坊城庄は散在性莊園であり、その所在は現十市町（二〇条一里）、葛本町（二・二・二条一・二里）、山之坊町（三・二・二条二里）辺りに比定される。

正治二年（一一〇〇）の興福寺雜摩大会料帳の寺務領のうちに「〇坊城庄米五石五斗七升五合定納二石五斗 餅二百二十三枚定納八十枚 見三枚」とみえ、延久以後は興福寺寺務料として存続していたことがうかがえる。

その後は天文十五年（一五四六）の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」（京都大学所蔵一乘院文書）に、

十市庄領坊城進官九反七反切 反別三斗負

山坊領 坊城進官入地五町三反七反切  
反別六斗宛

葛本領 坊城進官入地九反半 反別三斗宛  
此外二反アレ 家地蔵前

とある。

また天文五年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷内進官庄々事、納所三目代方」(同前文書)には「坊城庄山坊二在之 未進在之」、天文十九年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷進官庄々事、納所会所目代方」(同前文書)には「坊城庄一石十六合 去年且百文上、小目代<sup>(福田力)</sup>□□方分」とみえる。これらによると坊城庄は延久以後興福寺寺務領となり、同寺三目代の知行下にあったものと考えられるが、実際には十市氏の知行下にあったものといえよう。この点と関係して、ここに十市郷進官庄全体について天文十九年の「若宮祭礼并十二大会料所」(同前文書) からうかがうに、「十市郷庄々進官近年成米錢三目代分百斗ノ算用」として「修理目代分米錢合七十二石七斗小目代木守方迄加之、会所目代方米錢合五十九石六斗二升小目代方加之、公文目代方米錢合卅九石五斗七升小目代方加之、会勾当方米錢合壹石七斗一升、以上合百七十三石六斗、去年十市郷進官依点役等之儀有名無実之間十市新次郎方籠名之処種々熟望条庄々進官成納結写進遣其注文下書当目代分別ニ注之、色々依詔三目代之前四十貫文分ニテ落居了、向後之儀者不致無沙汰候様堅可申付候旨十市奉行四人請状沙汰之、天文十九年 庚戌 九月十六日四十貫文分到候間、於修理目代成福院支配之」とみえる。

これらによると進官庄は興福寺寺務領として、同寺務内三目代の知行下にあったが、実質は十市氏がおそらく代官として支配に任じたと考えられる。十市郷とは同氏の支配勢力圏であり、十市郷のほか山辺郡などの地域もふくみ、それは春日若宮祭礼の六党の一であった長谷川党(刀禰、十市氏)の領域とも考えられよう。従って春日若宮祭礼料所

であったが一面興福寺十二大会の料所でもあった。また三目代・小目代等の得分地ともなっていた。坊城庄には小目代の得分があった。進官庄のうちには延久の雑役免莊園に系譜していると考えられる莊園があるが、そのうちとして坊城庄があげられる。同庄は延久時と天文期とで所在の裨が一致している。

中村庄 現中町等

興福寺寺務領のうちの進官庄。同寺三目代の一の会所目代が納所となっており、春日若宮の祭礼や興福寺十二大会の料所。天文十九年（一五五〇）の「若宮祭礼并十二大会料所十市郷進官庄々事、納所会所目代方」（京都大学所蔵一乘院文書）に、

中村庄 近年六斗十六合小公事料在之、三斗、去年三斗以上、同一斗三升小舛上、とある。田数など不明。所在は庄号からみると現中町に比定される。

天文十五年の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」（同文書）には、

十市庄領中村進官入地三町三反、伊地知被懸由自庄下注進、

大田市中村進官入地 此外大田市惣屋敷 式町六反七反切 ヨリ一斗二升沙汰之、

とある。これによると隣庄の十市庄（現十市町）・大田市（太田市町）にも中村庄の領域のあったことがうかがえるが系譜する莊園は不明。

小南庄 現太田市町等

興福寺雑役免莊園。延久二年（一〇七〇）の興福寺雑役免帳の十市東郷に「小南庄八町五反三百歩 不輸田畠七町八反三百歩 公田畠七反」とある。不輸田畠の内訳と条里（畿脱カ）は、左京田一町九段小が二〇条二里（二）・三里（三）・四里（二）、右兵衛府田七段が二〇条三里（一）、右馬寮田三町八段六〇歩が二〇条三里（四）、左馬寮田一町四

段小が二〇条三里(二)、二一条一里(一)である。公田畠の条里は二〇条一里(二)、二一条一里(一)・三里(一)である。この条里によると小南庄の所在は現太田市町を中心とするが、周辺にも田畠が散在していた。庄号に因む地名は近くでは南に隣接する現東竹田町に小字小南田(城上郡二一条一里六坪)がある。

正治二年(一一二〇)の興福寺維摩大会料帳の寺務領のうちに「南小南庄米四石八斗皆納餅百九十枚皆納見三枚」とみえ、延久以後は興福寺寺務領南小南庄として存続したものと考えられる。南を冠したのは、添下郡の小南庄と区別する関係であろうか。

#### 南大垣庄 現新口町

興福寺常楽会料所をふくむ同寺雑役免荘園。延久二年(一一七〇)の興福寺雑役免帳の十市郡西郷に「南大垣庄七町五段六十歩 不輸免田四町七段百廿歩 公田畠二町七段三百歩」とある。不輸免田の内訳と条里(括弧内は坪数)は常楽会免田三町が二一条一里(四)・二里(二)、二三条一里(一)、左京職田九段一二〇歩が二一条一里(二)・二里(一)、薬師寺田九段が二一条一里(二)である。公田畠の条里は二一条一里(七)、二三条一里(三)である。以上の条里によると南大垣庄の所在は現新口町を中心とし、その南方内膳町にも田畠が散在していた。

延久以後については、『大乘院寺社雑事記』長禄元年(一二五七)十二月九日条によれば進官庄として興福寺寺務領南大垣庄(↓西大垣庄)・同新口庄(↓新口庄)になったと考えられる。

#### 新賀庄 現新賀町等

興福寺雑役免荘園。延久二年(一一七〇)の興福寺雑役免帳の十市郡西郷に「新賀庄田畠廿五町二百八十歩 不輸(租)祖田七町六段百八十歩 公田畠十七町四段百歩」とある。不輸租田の内訳と条里(括弧内は坪数)は右馬寮田一町八段一二〇歩が東二三条一里(二)、左馬寮田二段が東二三条一里(一)、無主位田三町二段が東二三条一里(一)・二

里(一)、西二条二里(一)、勸学院田四段が東二三条一里(一)、川原寺(現明日香村)田三段が東二四条三里(一)、掃部寺(寺跡、当麻町大字加守)田七段半が東二四条三里(二)、薬師寺田九段が西二〇条一里(三)である。公田畠の条里は東二一条一里(一)、二一条一里(二〇)・三里(一)、二三条一里(八)、二四条一里(一)、西二一条一里(一)、二二条一里(一)・二里(一)、二三条一里(八)、二四条一里(四)である。以上の条里によると新賀庄は十市東西両郷にかかる散在性庄園であるが、その所在は現新賀町を中心とし、その周辺(葛本町・石原田町・常盤町・木原町・北八木町・上吉寺町等)に田畠が散在していたといえよう。

正治二年(一一二〇)の興福寺維摩大会料帳の寺務領のうちに、

△中新賀庄米二石七斗定納一石 餅百八枚 定納四十枚  
見三枚

＼西新賀庄米一石八斗五升六合定納一石 餅七十枚 定納四十枚  
見二枚

＼東新賀庄米四石六斗六升 定納一石、建久五  
六兩年七斗五升納 餅百八十四枚 定納三十枚  
見三枚

とみえ、延久以後は中・西・東の三か莊園に分かれたが、いずれも興福寺寺務領として存続していたことがうかがえる。

その後については、天文十五年(一五四六)の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」(京都大学所蔵一乘院文書)に「新賀式町三段、此内畠三反」「東西宮新賀進官入地式町八段」「常盤(中略)又新賀進官入地八反」とある。これによると進官庄としての新賀庄が現新賀町のほかに常盤町、桜井市大字西之宮にも入地として存在していたことがうかがえるが、西之宮分は延久以後加納田の形成が進んだことによるものと推測されるが不詳。その他は延久以来の雑役免庄新賀庄に系譜するものであろう。天文期も興福寺寺務領であり、春日若宮の祭礼や興福寺十二大会料所となっていた。

『大乘院神社雜事記』延徳三年（一四九二）九月晦日条に「進官新賀庄之内、進官之外新賀得分地号進官地、自修理日代掠知行事及數年云々、十市并新賀知行悉以越智方押領（下略）」とみえ、進官新賀庄内に新賀氏の得分地であったことがうかがえる。

新賀氏については、至徳三年（一三八〇）の長川流鐮馬日記（天理図書館保井文庫）に「新賀殿」とみえ、在地武士と考えられる。「寺門事条々聞書」（内閣文庫所蔵）の応永二十一年（一四二四）六月二十日付の「和州国民交名」のうち「新賀<sup>十市</sup>庶子」とあり、十市氏一族であった。また室町初期の「御兵士引付」（内閣文庫所蔵）には「新賀遠長」とみえ、十市庶子とは遠長とみなしえよう。

坊人給分（三箇院家抄）には「同新賀分<sup>十市</sup> 古木本庄下司給主 森屋庄下司給主」とあり、新賀氏は十市氏の配下で古木本庄等の下司であった。

なお応永六年の興福寺造管段米田数帳（『春日大社文書』）の十市郡の一乗院方に「新賀五町二段」とみえ、興福寺一乗院領新賀庄のあったことがうかがえるが、進官庄とは別であろう。

#### 西大垣庄 現大垣町等

興福寺常樂会料所をふくむ同寺雜役免莊園。延久二年（一〇七〇）の興福寺雜役免帳の十市郡西郷に「西大垣庄田畠四十三町五段九十二歩 不輸免田十八町二段十歩 公田畠廿五町三段八十二歩」とある。不輸免田の内訳と条里（括弧内は坪数）は、常樂会免田一二町が二〇条一里（七）・二里（二一）、薬師寺田六段が二一条一里（一）、元興寺田三町一段が二一条二里（二）、梵福寺（寺跡、現奈良市鹿野園町）田二町四段一〇歩が二一条二里（二）・三里（四）である。公田畠の条里は一九条三里（一）・四里（五）、二〇条二里（八）・三里（二七）、二一条一里（五）・二里（七）である。以上の条里によると、西大垣庄の所在は現大垣町・飯高町・西新堂町・豊田町北部・新口町、田原本町大字多に比定さ

れるが（以上二〇・二一条一〜三里）、同町大字満田（一九条四里）にも及んでいた。

正治二年（一二〇〇）の興福寺維摩大会料帳の寺務領のうちに「西大垣庄米十一石六斗六升之内十二石案餅五百六枚定納五百枚」とみえ、延久以後は興福寺寺務領として存続していたことがうかがえる。

関連して『大乘院寺社雜事記』長祿元年（一四五七）十一月十一日条には「進官西大垣庄年貢事令未進間、三目代就祭礼致訴訟之間、衆中ヨリ使ヲ付云々、仍寺務ヨリモ同神人・御房木守ヲ可付之由加下知了、下司飯高云々」とあり、西大垣庄は寺務領進官として室町期にも存続し、三目代の知行下にあったことがうかがえる。下司は飯高氏（現飯高町在地武士か）であった。また同記同年十二月九日条には「進官西大垣 南大垣 東大垣 石河四ヶ所ノ算田、昨日事畢テ上使善性罷上了」とみえる。

なお『三箇院家抄』に「西大垣庄田畠四十三町五反九十歩、十市郡、進官帳面」として雑役免帳の記事が記されており、興福寺大乘院領もあつた。前記寺務領と一体的と推測されるが、詳細不明。

上品寺庄 現上品寺町

興福寺寺務領のうちの進官庄。天文五年（一五三〇）の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷内進官庄々事、納所三目代方」（京都大学所蔵一乗院文書）に「上品寺庄沙汰人吾四郎」、同十五年の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市諸庄郷注文」（同文書）には「上品寺四町反別二斗宛」とみえる。これらによると上品寺庄は小規模莊園で、その所在は庄号によると現上品寺町に比定される。とすると進官上品寺庄は雑役新賀庄の現上品寺町分とその加納田に係譜すると考えられるが不詳。

弘安二年（一二七九）の松女田地寄進状（百卷本東大寺文書、『鎌倉遺文』一八の二三九五号）には「奉寄進 大仏殿灯油田事 合水田（町カ）菑田者在<sup>字者上法院</sup>大和国十市郡西廿二条一里十九坪内（下略）」とあるが、この字上法院は坪付からみると、現

上品寺町に比定される。

雲飛庄・大窪寺(庄) 現畝傍町・大久保町

本願田(官省符莊か)をふくむ興福寺雜役免莊園。延久二年(一〇七〇)の興福寺雜役免帳の高市郡に「雲飛庄田畠十六町三段百〇〇步(冊八九)本願田八町一段百廿三歩 不輪祖田(祖)五町九段百七十歩、公田畠二町二段二百五歩」とある。

藤原不比等の施入になるといわれる本願田の条里(括弧内は坪数)は、路西二六条一里(一)、二七条一里(四)、二八条一里(三)、二九条一里(三)・二里(四)である。

不輪租田の内訳と条里は、八木寺田四段一〇歩が二五条一〇里(一)、藤三位殿位田一町七段が二六条一里(一)、兵部大補位田一町が二六条一里(一)、勸学院田五段が二七条一里(一)、左京職田五段が二六条二里(一)、二七条一里(一)、坂田寺三段が二七条一里(一)、穀倉院田八段が二七条一里(一)、大窪寺田七段一六〇歩が二七条一里(三)・二里(一)である。

公田畠の条里は二五条三里(一)、二六条一里(二)・二里(一)、二七条一里(二)・二里(一)である。以上の条里によると雲飛庄は路西二五条から二九条の一里・二里を中心に展開していた極めて散在性のつよい莊園で、その所在は現兵部町・四条町から南は畝傍町・久米町に至る地域に比定される。

延久以後については『大乘院寺社雜事記』文明十四年(一四八二)閏七月二十三日条の興福寺仏聖領のうちに「雲飛庄」とあり、興福寺寺務領のうちの仏聖領になったことがうかがえる。

至徳三年(一三八六)の一乘院良昭維摩会講師段錢帳(一乘院文書)に「大窪寺四町八反半」とある。この一乘院領大窪寺(庄)は前記同寺田の発展したものであろうか。同寺跡は現大久保町にある。

曲河庄・鈎河北庄 現曲川町

興福寺寺務領莊園。同寺仏聖灯油料所。『大乘院寺社雜事記』文明十四年（一四八二）閏七月二十三日条の「同御油庄々」のうち「（曲之）典河庄号西菓子庄」とある。その所在は庄号からみて現曲川町に比定される。西菓子庄とも称したとあるが、現大和高田市・御所市に広く散在した別の西菓子庄が存在するので、その庄号にちなんだものであるか。

なお欠年の「春日社本談義屋談義田算用状」（春日大社文書一四の九〇四号）に「曲川領」とあり、春日社の得分もあつたと考えられる。

そのほか応永六年（一三九九）の興福寺造管段米田數帳（春日大社文書）の葛下郡に「一乘院方 鈎河北庄十八町九反大」とあり、興福寺一乘院領鈎河北庄の存在もうかがいうる。これはその庄号からみて前記寺務領の北にあったものであろう。

当庄内には一乘院方の麴室座があつたことが考えられる。欠年の一乘院門跡御教書案（天理図書館保井文庫）に「今度曲川郷麴室座錢事、曲川方は使津主儀相紛被申ニ付而、彼郷役錢無沙汰由注進申候条、先度高田三河守へ被仰出候処ニ曲事旨則曲川へ被申届候間、如在来運上候」とある。高田三河守の存在をうかがいうるが、在地には曲川氏がいちたものである。『蓮成院記録』天正十七年（一五八九）六月条には「注進当年若宮祭礼流鏝馬交名事」のうちに「曲川左衛門尉次郎」がみられる。越智党の内である。

### 興福寺一乘院領莊園

興富庄 現木原町等

興福寺雜役免莊園。延久二年（一〇七〇）の興福寺雜役免帳の十市東郷に「興富庄二町五反 不輸田畠二反二百二歩

公田島二町二反百五十八歩」とある。不輪田島は左京職田でその条里（括弧内は坪数）は二三条一里（三）・二里（二）である。公田島の条里は二三条一里（五）・二里（二）である。以上の条里によると興富庄の所在は現木原町を中心とし、山之坊町・新賀町にもその田島が散在していたといえよう。

正治二年（二二〇〇）の興福寺維摩大会料帳の「一乗院別符御庄々」のうち「十市興富庄米一石一斗二升三合定納三斗、餅四十五枚不濟」とみえ、延久以後は興福寺一乗院領になったと考えられる。

正治以後については鎌倉中期の簡要類聚鈔（京都大学所蔵一乗院文書）に「興富末庄 十市興富」とあり、現斑鳩町の一乗院領興富庄の末庄となっていたことがうかがえる。これは両庄の負名が同一人であった関係によるものである。

その後応永三十四年（一四二七）の一乗院昭円講師反銭納帳（天理図書館保井文庫）の十市郡に「重色三丁七反小 十市興富四ヶ郷」とある。この時期も一乗院領であるが、末庄の立場は脱却していたものと推測される。四ヶ郷は前記木原町などと考えられるが不詳。

なお進官庄の木原庄（↓木原庄）は雑役免庄興富庄の現木原町分に系譜するのではないかと推測される。

#### 木原庄 現木原町

応永六年（二二九九）の興福寺造宮段米田数帳（『春日大社文書』）の十市郡に「一乗院方 木原庄三町」とあり、木原庄は興福寺一乗院領荘園と考えられる。庄号によると現木原町に比定される。

天文十五年（一五四六）の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」（京都大学所蔵一乗院文書）に「木原貳町、反別三斗宛」、同十九年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷進官庄々事、納所会所目代方」には「木原庄一石十六合 去年且百文上、同庄小目代宗舜方分一石十六合 去年且二斗五升」とみえる。これらによるとこ

ろの木原庄は興福寺寺務領のうちの進官庄で、同寺務内の会所目代の知行下にあり、春日若宮祭礼や興福寺十二大会の料所であり、小目代の得分のあったこともうかがえる。庄号からみるとその所在は木原町に比定されるが、この限り同庄は延久の雑役免庄興富庄（↓檀原市の興富庄）の木原町内分に系譜するものと一応考えられる。

至徳三年（一三八〇）の長川流鏑馬日記（天理図書館保井文庫）には「木原殿」がみえる。同氏は木原の在地武士と考えられ、おそらく十市氏のもとにあり、長谷川党として春日若宮の祭礼には流鏑馬をつとめたものであろう。居館など明らかでないが、「大和国中古城図」には「常盤木原主殿」とあり、この限り隣の常盤町に城館があったと考えられる。

飯高郷・飯高庄 現飯高町・新口町等

応永六年（一三九九）の興福寺造管段米田数帳（『春日大社文書』）の十市郡に「一乗院方 飯高八町五段」、同三十四年の一乗院昭円講師反銭納帳（天理図書館保井文庫）の十市郡には「八丁二反小飯高郷三貫文納之」とみえる。これらによると、飯高郷は興福寺一乗院領と考えられる。田数の相違は段銭賦課の関係によるものであるうか。所在は郷名によると現飯高町に比定される。

『三箇院家抄』には、十市郡として「五飯高庄間田八反小垣内石蔵、三反三斗代 歳末七十六文宛 堯懃房 五反三斗代 歳末七十六文宛 湯行事田」とあり、興福寺大乘院領として飯高庄間田があった。田数は僅かで、寺僧給分などになっていたことがうかがえる。その所在は現田原本町大字薬王寺小垣内の同町満田上・下両石蔵と考えられる。『大乘院寺社雜事記』寛正五年（一四六四）九月九日条には「当門跡領飯高間田一町之内、毎年無沙汰之間、以成身院問答之、仍請文進之」として、飯田春永の請文（略）もあり、飯高氏（現飯高町の在地武士か）が代官支配に任じていたことがうかがえる。

右のほか天文十五年（一五四六）の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」（京都大学所

藏一乘院文書)のうちに「多庄領飯高進官入地十三町五反半」「新口領飯高進官入地壹町六反半」「新堂領飯高進官入地四町四反」「豊田飯高進官入地三町、反別三斗宛」「大垣領飯高進官入地五町貳反」「上品寺飯高進官入地一町二反」とみえる。これらによると飯高進官庄領が多庄(現田原本町)・新口・新堂(現西新堂町)・豊田・大垣・上品寺に入地として存在し、二九町に及ぶものであったことが知れる。現飯高町には当庄領はなかったようである。天文十九年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷進官庄々事、納所会所目代方」(同文書)には「飯高庄進官下地、十市郷庄々入地子、去年依点役無沙汰也」とみえる。飯高進官庄は興福寺寺務内の会所目代方の知行下にあり、寺務領と考えられる。天文五年の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷内進官庄々事、納所三目代方」(同文書)には「飯高進官下地十市郷へ入地進官一色之下地之処、丸ニ点役被相懸之間進官米無沙汰也」とみえ、進官入地は一色下地であったことも知れよう。飯高進官庄は極めて散在的であり、この点延久の雑役免荘(進官庄)に似ているが、前記の所在からみると雑役庄大垣庄(東・西・南)等に系譜するのではないかと、一応推測される。

#### 今井庄 現今井町

興福寺一乘院領莊園。至徳三年(一三八六)の一乘院長昭維摩会講師段銭帳(一乘院文書)に「今井七丁三反」とみえ、越智郷段銭算用帳(春日大社文書)にも同様に記されている。その所在は庄号によると現今井町に比定される。

#### 五位庄 現五井町

興福寺大乘院領莊園。『三箇院家抄』に、

五十五位庄寄進大乘院二町寺反米一町五反分

一 御後見雜紙沙汰、自般若寺取継之云々、二貫文

一 正願院方  
カウシノサ 中司分百文

飯室座公事（下略）

とある。田数二町の小莊園であり、大乘院からの賦課のほかに、寺門への段米、大乘院後見への雑紙なども課せられていた。また庄内には大乘院方の飯室座があったが、正願院（大乘院末寺正曆寺の別院）がその預所となっていたものである。

その所在は庄号からみると現五井町に比定される。

小畦庄・畦庄 現櫃原市内

小畦庄は興福寺領莊園。寿永二年（一一八三）の興福寺政所下文（内閣文庫、『平安遺文』八の四〇八一号）に、

寛賀領伊賀公

小畦庄高市郡十四町、所当九斗八升内

「之内智禪房一町知行、即段米自其方出畢云々、二町高殿押領也云々、二町高殿庄押領、一町福田院御師収公、一町春日小畦庄押領之外六町四反大也云々、（下略）」

とある。このうち伊賀公は給主（預所）と考えられるが、そのもとにある智禪房等は負名であろう。同庄の所在は明らかでないが、高殿庄からの押領の記事からみると、同庄に隣接していたものと一応は考えられ、現櫃原市内と推測される。現地名に小畦は見当らない。

また春日社領小畦庄もあった。同庄からの押領も文中にみえる。

一寿永以後については至徳三年（一一三六）の一乘院良昭維摩会講師段錢帳（『一乘院文書』）には「小畦庄二丁半」とある。室町期には、一部は興福寺一乘院領になったものか。

右のほか中臣祐定記（『春日社記録』）の嘉禎二年（一一三六）十月十三日条に「畦庄御油今日被抑留候了」とあり、

春日社領畦庄の存在がうかがえる。前記段銭帳には「畦庄廿一町八段三百歩」と記されており、一乘院領もみられるが、この両庄は一体的なもので、春日社の御油は得分的なものではなかったかと推測される。その所在は庄号からみると小畦庄辺りかと考えられる。

雲梯庄・宇那手・宇那手新堂 現雲梯町・新堂町

寿永二年（一一八三）の興福寺政所下文（内閣文庫、『平安遺文』八の四〇八一号）に「朝惠領和泉公雲<sup>(梯)</sup>拵庄高市郡田四町五段」とある。雲拵庄は興福寺領莊園で、平安末期同寺僧朝惠は給主と考えられる。

嘉祿三年（一二二七）の大法師清信去状（大東家旧蔵、『鎌倉遺文』六の三六〇一号）には雲拵庄内田地一町<sup>(梯)</sup>（二筆）の所在について「在大和国高市郡北郷廿伍条四里廿八坪五段字官田」「廿七条五里玖坪之内五段字屋居」とみえるが、この坪付によると現曾我町小字早田と雲梯町小字ヤイに比定される。またこの一町の田地について「件水田者、自先師朝惠之手、令相伝清信私領也」とみえ、前記雲拵庄と同一莊園とみなされ、同庄は雲梯町から曾我町にかけての地域に比定される。

その後は『三箇院家抄』に「宇那手正願院寄」とみえ、興福寺大乘院領莊園になったと考えられる。正願院（現奈良市菩提山町の正曆寺別院）は預所であろう。

また至徳三年（一二八六）の一乘院良昭維摩会講師段銭帳（一乘院文書）には「宇那手新堂五丁三反」とみえ、興福寺一乘院領莊園宇那手新堂もあった。その所在は庄号によると現雲梯町西隣の新堂町辺りであろう。

忌部庄 現忌部町

興福寺一乘院領莊園。寛元三年（一二四五）の一乘院実信御教書（天理図書館保井文庫）に、

陽円五師訴申西金堂領忌部・山本兩名主職事、早任相伝之文書道理、可為陽円五師沙汰之由、可令下知給之旨、

御気色所候也、仍執達如件、

六月十四日

從儀師觀□

公文寺主御房

とある。興福寺西金堂は預所であろう。

越智郷段錢算用帳（『春日大社文書』）では、当庄は三町三段とあり、その所在は庄号によると現忌部町に比定される。

ほかに護国院御神殿造宮錢日記（『談山神社文書』）に「諸郷分奉加錢」として「一貫文上 忌部庄」、欠年の預所押領目録（同文書）に「忌部庄越智方へ押領」とあり、多武峯寺領も存在した。前記一乗院領と同一莊園であったものか未詳。

箸喰庄（榛庄） 現光陽町

興福寺一乗院領莊園である。至徳三年（一三八六）の一乗院長昭維摩会講師段錢帳（一乗院文書）に「箸喰庄四丁」とある。また護国院御神殿造宮錢日記（『談山神社文書』）の永正十六年（一五二九）の「諸郷反錢納分」には「一貫五百文上、箸喰庄皆納」とあり、多武峯寺領箸喰庄もあった。同庄は同寺寄郷であり、反錢は百文である点からみると、その田数は一町五反と考えられる。

同庄の所在は永正七年の箸喰庄差図（『談山神社文書』）の「六ノツボ」が高市郡西二九条五里六坪と考えられることからみると榎原市光陽町（旧天満村箸喰）に比定される。

越智郷段錢算用帳（『春日大社文書』）に「多武峯榛庄四町」とあるから、一乗院領と多武峯寺領とは同一莊園であったと考えられるが未詳。

## 興福寺大乘院領莊園

### 土橋庄 現土橋町

「三箇院家抄」の莊園目錄に「十五土橋庄大乘院寄四丁五反 高市郡」とみえ、本文には「十五土橋庄 四丁五反 白布二十貫 俱志羅給」とあり、土橋庄は興福寺大乘院領莊園と考えられ、所在は庄号から現土橋町に比定される。一方越智郷段錢算用帳（『春日大社文書』）に「土橋庄 廿二町六段大」とみえ、この土橋庄は田數では前者より大きく、前掲の「大乘院寄」とは当庄の一部寄進と考えられ、とすると後者は興福寺寺務領と一応推測される。なお大乘院方に給分をもつ俱志羅氏は同院国民（『大乘院寺社雜事記』）であり、現御所市大字櫛羅の在地武士と考えられる。

### 新堂庄 現西新堂町

興福寺大乘院領莊園。応永六年（一三九九）の興福寺造管段米田數帳（『春日大社文書』）の十市郡に「大乘院方 新堂七町三段小」とみえる。この新堂（庄）は庄号などによると現西新堂町に比定される。

また同町には興福寺寺務領進官多庄の飛地があった。

なお天福元年（一一三三）の法隆寺文書（森野旧薬園所蔵）によると、西新堂町には法隆寺田の存在が一応考えられる。つぎのとおりである。

### 処分 法隆寺領地事

合一段二百七十歩者新堂領内

右件領先師□和上幸儼大法師存生之時松石丸仁讓給了、即讓狀明白也、仍門弟義放証文之狀如件、

天福元年十二月十八日

門徒□

僧幸(假之)□(花押)  
(ほか八人略)

これは僧幸儼が松石丸に一段余の田地を譲渡したものであるが、ここに法隆寺田の存在がうかがえる。因みにこの新堂には法隆寺末の新堂寺(太子伝玉林抄)があったのではないかと推測される。

小垣内・正覚寺(庄) 現十市町

寛正四年(一四六三)の諸庄段銭成足帳(成管堂文庫大乘院文書)の十市郡に「小垣内八十七丁八反半」「正覚寺三丁四反 此田數小垣内在之」とある。これによると小垣内・正覚寺はともに興福寺大乘院領と考えられ、正覚寺(庄)は小垣内にあったとみなしえよう。

応永六年(一三九九)の興福寺造宮段米田數帳(春日大社文書)の十市郡には「大乘院方 十市小垣内十七町八段半」「大乘院方 正覚寺田數不知、(付箋)三丁四反ト云々」とみえる。これでは十市小垣内とある。また寺院正覚寺は現十市町に廢寺として現存しており、『大乘院寺社雜事記』寛正三年三月十一条には「十市正覚寺」がみえる。これからみると小垣内・正覚寺(庄)はともに現十市町にあったと一応考えられる。もっとも現田原本町大字薬王寺には小字小垣内があり、小垣内・正覚寺(庄)の所在は薬王寺と考える余地もあるがいずれか未詳。

新口庄 現新口町

応永六年(一三九九)の興福寺造宮段米田數帳(春日大社文書)の十市郡に「大乘院方 新口庄六町六反大」とあり、新口庄は興福寺大乘院領莊園と考えられる。『三箇院家抄』の「散在田」のうちに「御油沙汰在所 新口号新堂十市郡西郡廿一条一里十六坪廿坪各屋敷也(西大垣庄之内也)」とみえる。この両坪は延久の雜役免帳の西大垣庄の公田畠と同坪(現新口町内)で、同庄内との記載もみえるが、大乘院領新口庄は西大垣庄の現新口町分に系譜すると一応考えられる。

(↓西大垣庄)。新堂と号すとみえるのは、新口庄が新堂にも及んでいたか、または西大垣庄は現西新堂町にも田畠が存在していたことによるものか不詳。

『大乘院寺社雜事記』では長祿二年(一四五八)四月二十九日条の「大乘院家御油帳」のうちに「三斗十二月分新堂号新口」とみえる。  
納所賢秀」

右のほか天文五年(一五三六)の「若宮祭礼并十二大会料所、十市郷内進官庄々事、納所三目代方」(京都大学所蔵一乗院文書)に「新口庄 未進在之 沙汰人奥方」とあり、また天文十五年の「若宮祭礼并十二大会以下所出料所、進官米庄々、十市郷諸庄注文」(同前文書)には「新口五町式段被出了給人西山方」とみえる。この新口庄は興福寺寺務領のうちの進官庄で、同寺三目代方の知行下にあった。なお同注文には「内膳新口進官入地合四反、反別式斗宛」ともあり、現内膳町にも飛地のあったことがうかがえる。この進官は新口庄、内膳(現内膳町、西一条三三里)に飛地のある点からみると、雑役免莊園南大垣庄の一部に系譜すると一応考えられる(↓南大垣庄)。

なお応永三十四年の一乗院昭円講師反錢納帳(天理図書館保井文庫)の十市郡に「号大乘院方新口」とあり、前記大乘院領新口庄には一乗院からの段錢賦課権もあったようである。

以上のほか金峯山寺吉水院領新口庄もあった(吉水神社文書)が詳細不明。

#### 常葉庄 現常盤町

興福寺大乘院領莊園。応永六年(一三九九)の興福寺造管段米田数帳(春日大社文書)の十市郡に「大乘院方常葉庄三町七段」、『三箇院家抄』に「十九常葉間田五反三七反内、千菊丸・火子丸知行分」とみえる。これらによると三町七段のうち五段は間田で千菊丸らの給分であったことが知られる。同庄の所在は庄号からみると現常盤町に比定される。なお常盤町には興福寺寺務領の橋本進官入地・新賀進官入地があった(↓橋本庄・新賀庄)。また木原氏の居館が

あったようである(↓木原庄)。

古木本庄 現四条町

興福寺大乘院領莊園。『三箇院家抄』に「五十九古木本庄北円堂八丁八反高市郡、反銭壹貫八百文」とある。興福寺北円堂は預所で、同抄には「後鳥羽院御願、瑜伽論檢校号北円堂供、古木本庄」ともみえ、北円堂でおこなわれる瑜伽論会の檢校の供僧料所であった。段銭は大乗院への納付分であろう。

古木本庄土帳(内閣文庫)と古木本・古木新両庄土帳(広島大学所蔵、猪熊信男氏旧蔵)がある。ともに断簡といわれているが、両帳をあわせると両庄の全貌(坪付は北円堂供分のみ)がうかがえる。本庄土帳には、

古木本庄高市郡并十市郡在之

四丁二反北円堂供六口、口別七反

二町佃 新賀給

八反 同給分

一町 河成云々、可糺明

合八町

八反 畠在之(下略)

とある。下司の新賀氏は十市氏一党で大乘院方国民である。

右の土帳の坪付によると同庄田畠の所在は高市郡西二六条一里一三・二五・三三〇三五坪、同二里三坪(現兵部町・今井町・四条町)、六筆合計二町八反である。そのほか本・新両庄土帳では、本庄の田畠は右のほかに十市郡東二四條四里一五・二二坪(桜井市大字西之宮・橿原市出垣内町の境に横大路辺り)にもあった。二筆の合計は一町四反、とも

に北円堂供料所であり、前記とあわせると四町二反となる。

本庄は北円堂の瑜伽論檢校である六人の供僧に七反ずつ宛ておこなわれている。ほか新賀給等があるが、七反の名(供田)六名から成り、一応この点均等性を有する。作人は四条と西宮在住である。

#### 南喜殿庄 現城殿町等

興福寺雑役免莊園。延久二年(一〇七〇)の興福寺雑役免帳の高市郡に「南喜殿庄田畠六十町一段三百歩 不輪祖田(租)廿七町八段六十歩 公田畠卅二町三反百卅歩」とある。不輪祖田の内訳と条里(括弧内は坪数)は、薬師寺田一町七段一八〇歩が二七条一里(四)、坂田寺田一六町一八〇歩が二七条一里(六)、二八条一里(九)・二里(五)・三里(二)、掃守寺田二町六段六〇歩が二七条一里(二)、二八条一里(二)、左京職田八段三〇〇歩が二七条二里(二)、二八条一里(二)、川原寺田八段が二八条一里(二)、葛木寺田二町九段六〇歩が二八条二里(四)、宗親院田九段が二八条二里(二)、大蔵省田九段一八〇歩が二八条二里(二)、豊浦寺田九段半が二八条三里(二)である。

公田畠の条里は二七条一里(七)・二里(八)、二八条一里(七)・二里(二)・三里(二)、(二九)一九条一里(四)である。

南喜殿庄は雑役免帳の西諸郡のうちに記されているので、右の条里は西諸郡内のはずであるが、これはおそらく誤りですべて東諸郡内の条里とすべきであろう。この限り同庄は高市郡東二七・二八条の一〜三里のうちにあり、その所在は現城殿町・和田町・石川町辺りとなる。

延久以後については『三箇院家抄』に、

二十五南喜殿庄本家大乗院  
領家一乘院 高市郡

四十四丁八反二十五名也

本六十丁一反二百歩、進官帳面

寺門反錢四十六丁六反大

本十八石云々十三石四斗四升 負所米 東金堂報恩会御寄進

とあり、同庄はもと一条院領であったが、信円が一乘院主から大乘院主となった関係で本家大乘院、領家一乘院となつたものであろう。田数四四町余、二五名からなる。また東金堂報恩会料所ともなっていた。

なお一乘院坊人用錢・給分支配状(天理図書館保井文庫)に「五貫文加留新 南喜殿庄内長講堂領拾七石」とあり、長講堂(京都市、後白河法皇建立の持仏堂)の得分もあったが、加留新の給分となっていたものか。

また建武元年(一一三三・四)の坊領証文紛失状(吉水神社文書)に「金峯山吉水院 南喜殿」とあり、吉水院領もあったが詳細不明。

そのほか延久の雜役免帳には、南喜殿庄のほかに、北喜殿庄(山辺郡)・中喜殿庄(城下東郷)がある。南とする基準は北喜殿庄にもとづくものである。

吉殿庄 現吉田町等

興福寺雜役免莊園。延久二年(一一七〇)の興福寺雜役免帳の高市郡に「吉殿庄田島<sup>(廿九)</sup>町七段三百卅歩 不輸租<sup>(租)</sup>田十町八段九十歩 公田島十町九段百卅歩」とある。不輸租田の内訳と条里(括弧内は坪数)は、輕寺一町一段一二〇歩が二七条三里(一)、橋寺田一町三段二〇〇歩が二八条三里(一)、左京田一町六段一九〇歩が二八条三里(三)・四里(三)、勸学院田一町四段一八〇歩が二八条三里(一)、二九条三里(一)、左衛門府田一町七段二二〇歩が二八条四里(二)、無主位田二町が二八条四里(二)、左衛門督殿位田一丁六段が二八条四里(二)である。

公田島の条里は、二七条三里(一)、二八条三里(二)・四里(二)、二九条三里(八)・四里(四)・五里(二)・二里<sup>(一、二)</sup>である。以上の条里によると吉殿庄の所在は畝傍山の西の地域で、現吉田町・大谷町・慈明寺町辺りに比定さ

れる。

延久以後については未詳であるが、寛正四年（一四六三）の諸庄段銭成足帳（成實堂文庫大乘院文書）の高市郡にみられる興福寺大乘院領「中吉田二丁八反大」などになったのではないか。もっとも庄号吉殿の訓は「よしどの」か「きちでん」か「きどの」か不詳。

#### 軽 庄 現大軽町

興福寺大乘院領莊園。『三箇院家抄』に高市郡として、

十八軽庄大乘院（町カ）五名六名云々、寺門反銭二丁四反大

同軽国府一町二反寺反米四丁八反也

（中略）

#### 請口十貫文 安位寺御知行

とある。軽庄の所在は庄号からみると、現大軽町に比定されよう。軽国府は当庄の末庄であろう（↓軽国府）。田数は五町と考えられ、六名からなる。公事等に名別賦課のものが多く、均等名莊園であろう。大乘院の賦課のほかに寺門からも段銭が賦課されているが、越智郷段銭算用帳（『春日大社文書』）にも「加留庄二町四反大」とみえる。

室町期には安位寺が知行したことがみえるが、安位寺は大乘院門跡経覚である。実際には在地武士賀留氏が知行に任じた。『大乘院寺社雜事記』明応二年（一四九三）正月晦日条に「越智一族賀留分 軽庄一円代官」とみえ、請料が一〇貫文である。なお一乗院坊人用銭・給分支配状（天理図書館保井文庫）に「加留新」がみえる。賀留氏の一党である。

また永正年中記（興福寺文書、『大日本史料』）には「苜座煎米座年具事、（中略）合吉貫文者カルノ庄」とあり、庄内に

は大乗院方の煎米座があった。

ほかに西大寺領莊園加留庄があった。建久二年（一一九二）の西大寺所領莊園注文（西大寺文書、『鎌倉遺文』一の五三四号）の「大体有名無実」な莊園のうち「高市郡加留庄畠一町二段半」とある。鎌倉初頭に有名無実化しているが、これは興福寺の侵害によるものであるうか。

輕国府 現西池尻町

嘉保二年（一〇九五）の大江公仲処分状案（大江仲子解文、『平安遺文』四の一三三八号）に「国府庄在大和国本名池尻」とみえるが、これによると国府庄は大江氏相伝の庄園であったと考えられる。その所在は本名が池尻庄であった点も考慮すると、現西池尻町小字輕古辺りに比定される。

『三箇院家抄』の輕庄の項に「同輕国府一町二反寺反米四丁八反也」とあるので、この輕国府は輕庄の末庄であったものであろう（↓輕庄）。したがって興福寺大乗院領庄園といえよう。その所在は庄号からみると前記国府庄に同じと考えられるが、寄進により大乗院領になったものであるうか。

越智郷段錢算用帳（『春日大社文書』）には「同国府一町二段」とみえる。

なお国府庄の所在地に比定した小字輕古は大和守源頼親の国府の推定所在地の一とされているが未詳。

その他の莊園

喜殿庄 現城殿町

摂関家領莊園。後掲の承保三年（一一七〇）の高市郡刀禰解案に、豊瀬庄（喜殿庄）内の私領は「故肥前守源頼房（頼親二男）朝臣相伝所領也」とあるところからみると、喜殿庄は、もと源頼親の私領であったといえよう。おそらく、

頼親が、二回目の大和守の時期、長元二年（一〇二九）春の除目で補任されてから同四年八月頃辞任するまでの間に、藤原頼通に寄進することによって摂関家領になったものである。荘園としては雑役免庄ではなかったかと推測されるがなお後述したい。

喜殿庄内頼親私領は、その後、前掲のとおり彼の子頼房に相伝され、ついでその女子と女孀と考えられる業房（高階氏）らに相続されたが相論となり、業房が関白左大臣（藤原師実）家政所に訴えた。承保三年（一〇七六）の関白左大臣家政所下文案（東大寺文書、『平安遺文』三の一一三二号）には、

右、業房朝臣今月三日解状稱、件庄田畠山野等元者故肥前守源朝臣頼房所領也、而去延久六年八月之比、相副本公驗条里坪付等、所充給女子并業房等也、随則任処分帳、擬領宰之処、件処分田畠等入交女子之分、成相論者、被下遣政所御使、在郡司等相共、任本公驗并処分帳、被糺定給者、將断相論者、所仰如件、在郡刀禰等承知、任公驗理、早令立券進、公驗有限、不可阿容、故下、

承保三年九月三日

案主中臣近季

とある。これによると政所からの使者が在地の郡司等とともに、公驗と処分帳にもとづいて厳密に調査の上立券せよとの趣旨がうかがえる。これに対し同年の大和高市郡司刀禰等解案（東大寺文書、『平安遺文』三の一一三四号）には、

大和高市郡司并在地刀禰等解 申立券進越後權守

高階朝臣業房所領田畠堰并山野池等事

合

在大和高市并十市東郷□字豊瀬飛鳥輕庄元興寺、

田畠

堰築箇処

字木葉堰・豊浦堰・大堰・今堰・  
橋堰・飛田堰・佐味堰

山野 池字佐志池・椽井池・劍池・輕池・伊立池

惣数坪付留畢、飛驒庄内檢帳之坪付許也、

右、件豊瀬御庄田畠山野池堰等、故肥前守源頼房朝臣相伝所領也、領掌之間無他妨、而以去延久六年八月之比、  
処分女子并越後後才守高階業房朝臣女子小野分者、高市郡東廿四五六七条以一里為女子分、業房朝臣領東廿四条二  
里・同廿五条二里・同廿五条二里・東廿八条一里・二里・四里、十市（マ）飼条一里・同廿六条・同廿九条、高市廿九  
条一二三四里、同卅条一二三四里、同卅一条一二三里等処分業房朝臣既了、而女子分有論之上、依有旁論、為絶  
論訴、申関白殿下政所下家司助教共、任次第公驗調度文書理、在地郡司諸郷刀禰等、任道理立券言上如件、以  
解、

承保参年九月十日

在地住人等

巨勢在判

藤原在判

尾張飯高在判

大判官代高志

十市郡司刀禰等

宿院司藤原在判

同院司藤原在判

高市郡刀禰

播磨掾久米

右大臣殿御庄司某

刀禰僧在判

郡判

惣大判官代兼郡司但波在判

とある。これによると、女子分と業房分とがうかがえるが、そのように改めて立券されたものであろう。高階業房は宗像神社（桜井市大字外山）の神主家としての高階氏出身かどうか不詳。また喜殿庄は豊瀬庄（浦九）とも称されたようである。そのほか同庄の全容も知られる。条里の記載については一部に問題があるが、一応、北は耳成山南麓辺り（二四一条一・二里）から南は明日香村大字岡附近（三〇条四里）・同立部（三一条三里）にいたる間となる。もっとも、右のうちには飛驒・南喜殿・西喜殿の諸庄もふくまれており、右の領域が一円的に喜殿庄であったのではなく、同庄田畠は右の諸庄や公領のそれと交錯していたものであろう。

なお堰・池・山の記載もあるが、堰は飛鳥川の井堰であり、冒頭の木葉堰は現明日香村大字木ノ葉、末尾の佐味堰は城殿町字サミイデにあったものであろう。

ところで、前記の頼房の女子と業房のあと喜殿庄内の私領の相伝は不明であるが、元久元年（一二〇四）の後鳥羽院庁下文案（春日大社文書、『鎌倉遺文』三の一四六七号）に、

重治雖賜百千長者宣、全不可知行件庄（宇野庄）也、頼基法師相統頼俊之跡、大和国所領等皆悉知行、凡当庄親治・頼基父子二代知行、四十六箇年無相違、（下略、傍点筆者）

とみえる。これは宇野庄（現五條市宇野町）をめぐる、源頼基（頼房五代目の子孫）とその甥重治の争論に関する記録の一部であるが、これによると頼基は宇野庄のみならず、大和国の所領（私領）等全体の知行を認められているも

のと考えられる。この限りでは喜殿庄内の前記業房ら以後の私領も頼基が相伝したものと推測されるが詳細は不明である。

一方喜殿庄の本来職等に関しては、弘長元年（一二六一）の大和国喜殿田永庄百姓申状（千鳥家文書、『鎌倉遺文』一二一の八六七四号）に「当庄者四条宮御時立券」とある。この点については建長五年（一二五三）の近衛家所領目録（近衛家文書、『鎌倉遺文』一〇の七六三二号）によると、喜殿庄の相承次第は、藤原頼通―四条宮（藤原寛子、頼通女子）―知足院殿（忠実）―高陽院（藤原泰子）―法性寺殿（忠通）―六条殿（基実）―普賢寺殿（基通）―猪隈殿（近衛家実）―大殿（兼経）となり、その後も近衛家に相伝されたものと考えられる。右のうち高陽院領については「四条宮跡領、自知足院殿被讓之、今号高陽院領是也」と記されており、また「高陽院領内 大和国喜殿・田永」ともみえる。

以上は喜殿庄本家職相承次第であるが、前掲の「四条宮御時立券」の意味は不明である。もっとも、推測すれば、それ以前雑役免庄であったものが、このとき官物も給付されて一円的莊園になったのではなからうか。雑役免庄の段階では、雑役だけが免除給付され、官物は国衙に納付しなければならなかった。それが、四条宮家に給付されるようになったということである。四条宮は後冷泉天皇皇后藤原寛子の別称で、立后は永承六年（一一〇五）である。

つぎに、平治元年（一一五九）の大和国目代知状案（東大寺文書、『平安遺文』六の三〇二四号）に、

宿院御領 殿下御領 喜殿御庄 田永御庄

件両所御領、子細先日被仰下了、

とみえる。この件両所御領は喜殿・田永両庄のことであるが、いずれも殿下御領であるこというまでもない。冒頭の宿院はおそらく預所であろう。この点前掲の承保三年の高市郡刀禰等解案の末尾の「在地住人等」のうちに宿院司二人が署判していることと関係があるろう。そのほか「右大臣殿御庄司某」ともみえる。この右大臣は、村上天皇の孫、

村上源氏の祖となった源師房であり、藤原頼通の猶子となり、撰関家に王族が食い込む先がけとなった人物である。そのもとの某が庄司であったもので、源師房家は領家であったらうと推測される（参考、高殿庄）。

曾我庄・北曾我庄 現曾我町・小槻町

皇室領荘園。嘉元四年（一二三〇）の昭慶門院御領目録（竹内文平氏文書）の「大宮御領」のうちに「大和国曾我庄高橋宮御領内也、（下略）」とあり、所在は庄号から現曾我町と考えられる。相承次第は、高橋宮（土御門天皇皇子尊守法親王）―大宮院（後嵯峨天皇中宮）―後宇多天皇―昭慶門院（龜山外皇皇女）と考えられるがその後は不明。

一方正治二年（一二〇〇）の興福寺維摩大会料帳の寺務領のうちに「曾我庄米四石一斗二升五合定納二石 餅百六十五枚定納八十枚」とみえるが、この曾我庄は興福寺寺務領で、維摩会に際しては供物の上納をおこなったことが知れよう。

その後については『三箇院家抄』に「蘇我庄高市郡寺門反錢五町」、寛正四年（一四六三）の諸庄段錢成足帳（成簀堂文庫大乘院文書）には「蘇我庄五丁」とみえる。これらによると正治以後興福寺大乘院領になったと考えられる。寺門（寺務）段錢の賦課があるのは、もと寺務領の名残であろうか。また欠年の西金堂領田注文（春日大社文書）四の九〇八号）に「曾我庄」とある。この両庄は別であろう。西金堂は一乘院方である。また、いずれも皇室領との関係は不明。

なお建武元年（一一三三）の吉水神社文書に吉水院領「曾我庄」がみられる。また「高山寺縁起」には、督三位局が「大和国曾我庄」内にもっていた私領（田園）を同寺に「仏聖常灯并人供料」として寄進した旨が記されている。この両庄の關係及び前記諸庄との關係も不明。しかしいずれも現曾我町内であったものであろう。

以上のほか西大寺田園目録（『寺誌叢書』）には「高市郡西廿一条三里廿八坪内一町字生丸、北曾我庄内アリノラック」

とある。字生丸は現小槻町小字正丸と考えられる。この一町は北曾我庄内の西大寺領田である。

また文永十二年（一二七五）の現然房門弟等連署遺領田地寄進状（百卷本東大寺文書、『鎌倉遺文』一六の二一八七九号）には「寄進 大仏殿灯明料田事 合卷段者字北曾我庄内小佃中町 在大和国高市郡廿二条二里廿二坪内」とある。小佃中町を小字中ノ町とすれば、現小槻町内となる。この一段は東大寺灯油料田である。以上によると北曾我庄は小槻町に比定され、曾我庄の北にあたる。当庄の領主等詳細は不明。

『大乘院寺社雜事記』明応八年（一四九九）十二月十五日「曾我民部入道」とみえる。曾我の在地武士と考えられる。

佐位庄 現常盤町等

弘福寺領莊園。寛弘三年（一〇〇六）の弘福寺牒（『平安遺文』二の四四四号）に、

佐位庄 十市郡見作六町五段三百歩  
白七段百冊

東廿二条三里八葛野田一町、九麻田一町、廿九西戒本田一町

廿三条二里卅五会工一町、三里二柏原田一町、七里十九東戒本田八段三百廿

廿四条六里三板門田一町、二里廿廿地島弁田三段百八十歩、三里十五坪二段、廿二坪二段

とある。同庄は「天智天皇御施入、經数代也」（同文書）ともあり、勅施入の田地に始まる莊園といわれている。田数は見作六町五段余で小規模であるが、前掲の坪付からみると極めて散在的な田畠の集合体といえる。東二条三里八・九・二九坪は現常盤町、二三条二里三五坪は山之坊町、同三里二坪は常盤町高塚、同七里十九坪は桜井市大字川合、二四条六里三坪は同市大字東新堂、同二里二〇坪は檜原市醍醐町、同三里一五・二二坪は同市出合町に比定される。寛弘以後については不明。

膳夫庄 現膳夫町

多武峯寺領莊園。護国院御神殿造宮錢日記（『談山神社文書』）の「己卯諸郷反錢納分」に、

五十貫<sup>(イ)</sup>六百卅二文上 膳夫庄、

六十四貫八百卅二文之内一貫八百文 荒田・宮田・虚空蔵田御免、又六貫三百文 庄屋作分御免、二百文 田  
数二反錢、又五貫六百文 分一庄屋給三反依盗人菟損亡、所殘皆納、

とある。これは神殿造宮の段錢上納状況の記録であるが、膳夫庄は寄郷であり、一段に一〇〇文となっている。これ  
からみると同庄田数は六四町余と考えられる。荒田以下の免除分があるので上納分は五〇貫余となっている。同庄の  
所在はその庄号からみると現膳夫町と考えられるが、永正十二年の膳夫庄差図（談山神社所蔵）がある。同図によると  
同庄は十市郡路東二四三条三・四里、同二五条一・二里の間にあつたと考えられ、大字・小字・四至・段別等の記載が  
ある。「東吉備領」（現桜井市大字吉備）・「西タカトノ領」（高殿町）・「南西八釣領」（下八釣町）は周辺諸庄で、北は「横  
大路」で限られている。また「出垣内里」（出垣内町）・「出合里」（出合町）・「池尻鋸里」（東池尻町）などが同庄の領域  
となっているが、このうちに現膳夫町も含まれる。川の記載もあるが米川と中の川が西北部で合流しており、「出合  
橋詰」とみえる。ほぼ中央に「南口膳夫寺北口」とあり、庄号は寺号によるものである。膳夫寺については近世の  
『和州寺社記』に「仁階堂退転して年久敷且礎のあとのみ残り。これはいにしへ聖徳太子の後膳夫妃養母古勢女と  
いひしを太子めして宮中にして諸事を弁し、老て剃髪し、太子入阿弥と名付給ひしが、死して後本の草廬に移し菩提  
のために膳夫妃此堂を建、虚空蔵を安置し、仁階堂と名付給ふと也」とある。前記虚空蔵田は当堂領田であろう。

興田庄 現観音寺町

もと竹林寺（現明日香村）領莊園。康平元年（一〇五八）の大和国竹林寺解案（東大寺文書、『平安遺文』三の九一一号）

に「興福寺別院竹林寺解（中略）忍海郡興田庄卅一条一里（下略）」とあり、五ノ八坪・十六ノ二一坪の十か坪に各一町ずつ計十町の田島が存在。この条里によると興田庄の所在は現観音寺町となる。また興福寺別院として末寺化して以後は竹林寺は預所となり、興福寺が領主になったと考えられる。この興田庄の西に十一世紀後半には興福寺雑役免莊園興田庄（現御所市大字出屋敷）があったが、当庄とは別。なお右の雑役免庄興田庄には竹林寺田が一町存在した（御所市の興田庄）。

宮所庄 現法花寺町

藤原宮出土木簡（「飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報」七）の（D）に、

弘仁<sup>（八一）</sup>二年正月廿六日下百五十七束之中

在庄東廊□□又□<sup>（雜）</sup>柴□

□□□進丁京持行人功食一束

又在奈良馬船并厨子棚板及步板等

宮所庄持運車引建万呂六箇日

食并酒料三束日別一升六合食

又酒日別一升

とみえるうちに「宮所庄」とある。その所在は庄号によると現法花寺町か桜井市大字戒重のいずれかと考えられる。両所に小字「宮所」があることによる。このうち前者とすると小字宮所は高市郡路東二五条三里三〇坪であるが、その北東に隣接する同条里二〇坪は藤原大極殿跡である。後者は十市郡路東二三条六里十四坪である。

当庄の領主・田数など詳細不明。

〔註〕文中に頻出する左記の史料は略記するとともに所蔵者名等は省略した。

- 1 延久二年・興福寺大和国雑役免坪付帳（興福寺・天理図書館所蔵、『平安遺文』九の四六三九・四六四〇号）↓興福寺雑役免帳または進官帳。
- 2 正治二年・興福寺維摩大会不足米餅等定案（興福寺所蔵、『鎌倉遺文』二〇の一五五九〇号）↓興福寺維摩大会料帳。
- 3 応永九年・興福寺造宮料大和国八郡段米田數注進状（春日大社所蔵、『春日大社文書』四の七七七号）↓興福寺造宮段米田數帳。

（朝倉 弘）

### 第三節 国衆の活躍

橿原市域は大和平野の南部を占めている。近世の郡名でみれば十市郡の南部ないし西部、それに高市郡の北部がそれに相当している。そして中世、この地域で勢力のあったのは十市郡に威をふるう十市氏とその傘下の新賀・木原・飯尾氏ら、高市郡に勢力のある越智氏とその傘下の五条野・鳥屋・興田・曲川・加留・池尻・坊城氏らである。

ことに越智氏については、室町後期と推定される「越智郷段銭算用帳」（『春日大社文書』）に一〇三にのぼる庄、郷などがあり、そのうち現在の市域に所在するものには次の三一がある。大窪寺・吉田庄・明王寺・今井庄・八木庄・一岐別所・小綱郷・榛庄・中曹司庄・大嶋郷・五位庄・曾我庄・慈明寺・東坊城庄・城土郷・河西庄・加留庄・同国符・中吉田庄・南喜殿庄・高殿庄・醍醐方・四分方・小槻庄・忌部庄・宇那手路・山本庄・土橋庄・五条野庄・宇那手新堂・和田庄である。しかも越智郷全体ではひと桁の面積が多いのに、高殿庄は八五町六反、南喜殿庄は四六町六反大、醍醐方は二六町四反あり、市域の庄・郷の占める割合は実質的にかなり高い。

いずれにせよ市域の中世の情勢をつかむには、十市と越智の両氏を軸にした行動を追うことが基本である。

## 十市氏の発展

興福寺の被官として　十市氏は古くからの氏族で、十市郡に拡がっていた磯城郡県主の流れをくむといわれる。皇室とも関係が深かったがそれ以後の動向はよく分かっていない。その姿がはっきりとみえるのは南北朝時代である。貞和三年（一三四七）の「興福寺造管段米并田数帳」のなかで、大乘院領常葉庄とま、十市小垣内の段米を十市新次郎入道が留めたとみえる〔春日神社文書〕貞和三年二月。ついで永和四年（一三七八）十月、十市遠康が官方として興福寺領を犯したので、同寺は幕府に訴えて出兵となった。「寺門物念、十一日学侶・六方内山三下向、為発向十市遠康入道也」〔大乘院日記目録〕永和四年十月九日〕とあるのが、このことを物語っている。また幕府は康暦元年（一三七九）二月、斯波義将以下に十市退治の出兵を命じた。それでも事はすまなかったようで、同年八月に興福寺は再度神木を奉じて入洛している。至徳元年（一三八四）四月の春日若宮祭礼の願主人には越智・十市の両氏がみえる。

応永十三年（一四〇六）二月、十市党が筒井郷を焼き払ったので、將軍義持の命により箸尾氏とともに発向の憂き目にあっている。正長二年（一四二九）四月、八幡造宮について内々に申し入れるために十市氏が上洛している。七日、衆徒豊田中坊と衆徒井戸の間に合戦が起こり、筒井・十市の両氏は井戸氏を援け、越智・箸尾両氏の支援する豊田氏と対立した。十一月には筒井・十市氏と越智・箸尾・万才・沢・秋山氏以下が戦い、筒井派が打ち負けている。そして十二月には筒井・十市領内がすべて焼き払われた。しかし幕府の介入により越智派の屈服で終りを告げたが、永享十二年（一四四〇）五月、幕府軍の一色氏が自害し、その四日後に十市氏も自害している。十市氏の死の理由は堂塔仏像炎上の罰とされる。しかし一色氏にせよ十市氏にせよ越智追討に功があったのに切腹を命じられたのは理解

できない。將軍義教の専制支配の犠牲となったのであろう。翌年八月、十市跡が実子加賀寿丸（遠清）に安堵された。これは当時河内国に没落していた畠山持国の援助によるといわれる。嘉吉二年（一四四二）三月には、十市加賀寿丸に龍花院領三个井殿以下が宛行われた。

同三年五月、興福寺前大僧正経覚は遠清に衆徒の代表である衆中との対立の子細を述べている。遠清は経覚にかなり信頼されていたのであろう。翌年一月、衆徒国民一六人に筒井追討の沙汰が下った。当時筒井氏では、河上五ヶ関代官職を奪おうとした光宣と順永に対して一族の順弘が反対し、この順弘に経覚はじめ越智・古市・豊田氏らが味方して争っていた。順弘は殺されたが、経覚は幕府の支持をえて光宣・順永を罪科に処した。このとき遠清は右の一人のなかにみえている。文安四年（一四四七）八月、伊勢国司北畠教具の上洛の知らせがあったが、今日その儀はないと遠清から古市胤仙に述べている。同六年一月、十市一族の味間氏と森屋の有野氏が争い、味間氏が有野氏を斬ったので、遠清は責任をとらせ味間氏を切腹させている。二月、越智氏と十市氏の間で全面的な合戦となり、越智家衆は遠清を攻めて散郷一二郷を焼き払った。さらに十市・新賀なども焼いた。宝徳二年（一四五〇）四月にも合戦があり、十市方数十人が負傷している。享徳二年（一四五三）二月には十市氏が越智氏を攻めたが、不成功だったようである。「越智方得理」（『経覚私要鈔』享徳二年二月十五日）と記されている。越智氏との合戦は間もなく終わったようである。これから応仁大乱まで目立った抗争はない。長禄三年（一四五九）六月に、幕府は筒井順永・光宣について事があるさいには寺家に忠節をつくすようにと命令している。そしてこの頃から筒井氏と十市氏は手を結ぶようになる。翌年十月、畠山義就の行方を尋ねるため筒井・十市氏らが河内国に行った。寛正五年（一四六〇）五月、長柄氏と合戦があったが、たいしたことではなかった。同七年十一月には筒井・越智両氏の仲直りを十市氏が計略している。

この間の興福寺との関係を見ると以下のようなようである。康正三年（一四五七）四月、大乘院門跡領反銭未進につき、

興福寺の訴訟により若槻・番条氏らの追罰が十市氏らの衆徒・国民二三人に命じられた。十一日、後南朝蜂起に対し忠功が求められている。同月、楊本庄損免について下司が緩怠したので、矢負を出すことを十市氏に命じた。長禄四年四月、菩提山壺銭の無沙汰に対し、成身院と相談し忠節を尽すよう十市・檜原両氏に奉書を出している。七月、若槻庄日次瓜無沙汰のため十市氏に矢負二〇人出すことを命じている。十月、釜口惣山が用銭に異議を唱えたので発向することになったが、それにつき十市代官が、私弓矢停止せよとの屋形の命がありどうすべきかと尋ねたところ、大乘院尋尊は断固発向を命じた。寛正元年十二月、田楽頭方用銭につき釜口がまた反対したので十市氏に進発を命じ、これにおそれた釜口は用銭をすすめた。翌年五月、大神神社おほみの神宮寺である平等寺の禅衆・学衆の確執の仲人として、十市氏が出むいて成敗している。この争いはその後年末までつづいたが解決できず、十市氏も手をあげた。そして翌年三月、尋尊の要請によってようやくけりがついたようである。ただ後始末は十市氏が付けている。その間十二月には羽津里井・草川両庄の検断職を十市遠清に命じている。同三年九月、多分門跡友銭だろうが、頼みに思っていると尋尊は十市氏に懇ろに申している。十月には反銭無沙汰の荘園発向を十市氏に命じた。そして具体的に井殿庄・羽津里井庄・倉庄の名があげられている。文正元年（一四六〇）十一月には、長屋庄が当年損免に異議を申ししたので、十市・古市・豊田氏に矢負を以て催促するよう命じた。

以上は興福寺の命令に忠実に従っている事例であるが、次に年貢押領などの不法行為をみることにする。宝徳三年九月、遠清が松南院領十市庄を二〇石に請けおったのに年貢を無沙汰した。そこで享徳二年二月、神人を下して責任を追求している。康正三年四月には大乘院門跡領一反銭未進のために十市党が訴えられた。七月、松南院領内多武峯清浄院作田の年貢犯用をした十市被官人が責められている。長禄二年十一月、寺務領佐井庄地主分六町六反余が無沙汰となり、そのうちに三町六反七反切下司田、十市とみえる。寛正三年四月、学侶と六方が神水集会をし、名字以下

を籠めることになった。理由は六方知行の穴世山に關係した件で、十市氏が辻子郷に放火したからである。五月になり、六方は京都に訴えて退治を申し入れた。そして十市名字を書き両堂修正手水釜にいれ、呪咀することになった。穴世山の件というのは、十市新左衛門尉が山木を盗んだことをいうらしい。これに対して遠清は、山木の件につき上洛を仰せられたが持病再発し、また河内国物忌につき出陣したので行けぬ、もし何もなく帰陣すれば代官をすすめると返事している。二日後、京都から十市氏の言い分は了解できぬ、早く上意を伺うようにと奉行が連絡して来た。この後十市側に立って筒井氏が上洛した。そして六方集会で筒井氏は釈明した。ついで京都からまた十市氏の行動がにぶい、早々参洛するようにと召文が来ている。六月になり、六方は十市に過錢五〇貫を出すこと、十市屋形を放火するために近日下向し、両堂御幡を出すというまでになった。二週間後に成身院光宣が折中し、過錢五〇貫を穴世郷に給うとし、十市郷の市屋形に六方衆三〇人が向い、放火の形だけすると申し出たが、今度は十市氏が納得しなかつた。その後どうなったかは不明である。同六年二月、一乗院領唐古今里庄に十市家子の田原本南氏が諸公事をかけるので、十市氏に綺をとどめるようにいつている。

これらを見ると、がいして興福寺には忠実であるが、違乱もみえる。ただし穴世山木をめぐる以外はそれ程の不法行為はなかったといえる。

**自立化への動き**　十市氏の当主遠清は春日若宮祭礼の祭祀組織である長谷川党の領袖である。政治的には筒井氏に近いが、いずれにも加わらない面も強い。以下応仁大乱の時代を中心とするその行動をおうことにする。

応仁三年（一四六九）四月、長柄氏と福智堂氏の抗争が起こり、長柄氏には十市氏、福智堂氏には豊田氏が味方し、そのあげく筒井・古市氏以下の国衆がほとんど出陣となった。文明二年（一四七〇）東軍が没落し、細川勝元の被官一二人が西軍に降参した。筒井・箸尾・十市・檜原は自城で生涯するかとされたが間もなく復し、翌年七月、筒井・

十市・箸尾氏らは河内国に出陣している。閏八月、布施氏と万才氏の抗争となり、布施方には箸尾・檜原・俱志羅・十市・筒井・前高田氏が、万才方には越智・八田・飯高・古市・吐田・小泉・当高田氏が参加した。飯高氏は十市配下なのだが、越智方に属している。同九年八月になると畠山義就の大和・河内両国への進発が必死とされ、筒井・成身院氏が弱っている。衆徒・国民ら一六・七人は同心して義就の与力となり、なかでも十市氏は随一とされている。九月義就は三五〇騎と二〇〇〇余名をひきいて京都を出発した。

大和国では越智弾正父子・古市兄弟・高山各右衛門佐方帳本也、筒井・箸尾・宝来各左衛門佐方帳本也、とある（『大乘院寺社雜事記』文明九年九月二十三日）。なお両方何衆には十市・龍田・秋篠・片岡氏以下があり、十市衆は両軍に属している。同十一年二月、多武峯で学侶と脇戸衆（禪衆）が対立し、学侶が敗れた。普通学侶というのは寺院の上層部を、禪衆は中下層部の僧侶を意味するが、ここでは学侶は越智方に属し、禪衆は筒井・十市方に属している。これら両者の抗争はさらにつづくのである。閏九月に十市氏は戒重氏と合戦した。この頃筒井・十市氏の力は強く、両勢の足輕以下が国中に満ち、古市氏に合力する万才・高田氏らの兵糧運送が出来なくなったといわれた。十月、福住で筒井・箸尾・十市・蓮花院氏が合会して、河内国出陣は迷惑だから退こうと話しあった。十一月、河内国守護と甲斐庄一族が対立し、筒井・十市・箸尾氏以下の出陣が話されている。十四年三月、細川政元・畠山政長らが義就を討つために山城宝寺に出陣し、筒井・十市・箸尾氏以下が加わった。九月、越智氏が十市郷を攻めて焼き払った。箸尾郷も大焼亡となり、筒井・十市・箸尾氏ら山崎へ出陣したものは全く無力となっている。十七年十月、筒井・十市氏ら大和国を追放された面々は山城国光明寺山辺に出張した。十九年五月に、十市没落は文明十一年からであり当年で九年になると記される。大乱中十市氏はおおむね筒井氏らとともに東軍に参加しており、勝ったり負けたりをくり返している。

この間興福寺との関係は以下のようである。応仁二年（一四六八）閏十月、小泉と筒井両氏の和与仲人となった。同十二月には、院入庄の反銭無沙汰をとがめるため矢負五人をすすめている。文明二年（一四七〇）一月、符坂油座と矢木座衆が争い、符坂の荷を矢木座衆が抑留したので、十市氏にまず荷をとり出し十市在所におくよう申し立てる。三月に中山寺と田原本南氏が争ったさい、経覚からどうしたものかと相談があった。これは四年八月になり、十市新次郎と五大院了憲の計略で無事おさまった。同二年三月には、大乱からの避難だろうが公家たちが京都から下向して来るので、用米を一〇余ヶ所に指定し、それを十市氏が受けとっている。四月、符坂油座へ他国の古麻・木実などが持ちこまれるさい、矢木座が違乱しないよう十市・檜原氏らに命じている。

同三年閏八月、長岳寺にかけた有徳銭は先例がないとして惣山が反対し、大乘院と争論になった。そして過銭無沙汰を責めるために十市勢の出陣となった。四年二月尋尊は、十市氏がすすめた人夫が百人来たと悦んでいる。三月に八条の堂塔供養が盛大に行われ、楽人・怜人の舞などもあったが、すべて十市氏がとりしきった。八月大西へ発向となり、十市・古市氏らの忠節ぶりが披露される。ついで矢木座衆から非座衆である唐古住人の雅意の売買停止の訴えがあり、十市・箸尾・法貴寺氏らに奉書が出された。同五年一月、三条右大臣入道が大乱を避けて十市辺に居住していることがみえる。三月、大市庄と楊本庄の境が混乱したので、土帳目録以下を十市氏のもとへ持参し、糺明を加えた。十二月、内山永久寺の乱行に惣山がなんらの対策をたてないので、厳密の処置を十市氏に命じている。六年二月、十市氏に人夫三〇〇人分を申し付けた。十月、河合庄大乘院三昧供田一町の年貢・反銭が未進なので、十市氏に処置を命じ、百姓を召してきびしく下知した。その結果百姓は一町分の作職まで渡すといい、新百姓をいれるか、門跡として処置するかということになった。これに対して尋尊は成敗神妙なりと申している。十四年十一月、狭竹庄御米を小山戸氏が緩怠したので、その対策を十市・箸尾氏に命じた。以上は十市氏がかなり忠実に職責を果している事

例である。

次は反発の動きである。応仁二年閏十月、十市氏らが各所に私反銭をかけたので六方が蜂起した。文明二年五月には、東御塔仏聖燈明負所の下地に十市・箸尾氏が反銭をかけた。同三年一月、大乘院に所属する田原本の檢物座衆は大略十市被官人であり、近年年貢を無沙汰するとみえる。同三年九月には巻向山をめぐる穴世郷民と多分十市被官の備後氏が争い、郷民らは六方と結んで山木・柴を売ったが、備後氏は買手を阻止したので六方は面目を失った。そこで学侶評定の結果、十市氏を罪科に処すべしということになった。それから少し後に、田原本檢物座と田原本南・中山寺以下の件で、十市名字を五社・七堂に籠めるべしと学侶が一決した。詳細は不明だが座衆がほとんど十市被官人で、年貢無沙汰とあるから、それに関係しているであろうか。十一月には十市郷諸庄反銭無沙汰が問題となっている。

同五年九月、中山寺の件で寺門が成敗している際に十市氏の殿命で山僧が帰山した。このため寺門は面目を失い、十市氏は強く非難された。十月、十市被官人のツクシが寺門反銭に応じないので、学侶発向を命じたところ十市氏は立腹し、神供反銭を半減する事件が起こった。十一月には十市父子の名字を五社・七堂に籠めている。それは東金堂領押領、十市郷の新木庄への違乱、それに中山寺の三か条に關してのためである。同七年十一月、十市氏が近辺在々所々に私反銭をかけ、そこで国中小分限の輩がみな迷惑していると報じられる。十二月には海智庄への十市押領がみえる。

この時代は十市氏の大和国内における行動が、越智・筒井氏らとならんで活発となっている。興福寺との関係では忠実な面もあるが、籠名される行動があり、室町前期にくらべて寺家に服さない行動が目立っている。まだ将来への明確な方向をとらえ、それへ向かってすすんでいるのではないが、積極的な動きをしていることは認められよう。

戦国大名をめざして 長享元年（一四八七）十月、六角高頼治罰につき、衆徒・国民ら三〇余人に十市氏から奉書がくばられた。十一月、十市と越智両氏の和与がなつた。同三年八月には十市郷數十ヶ所逃散、とみえる（『政覚大僧正記』長享三年八月二十日）。延徳元年（一四八九）八月、越智氏と引き組んだということで十市代官の新賀氏が十市氏により殺された。同三年九月、十市と新賀氏の知行地をすべて越智氏が押領した。十二月二十二日、十市遠相が亡くなった。遠清をつぐ位置にありながらの死で、十市氏にとっては大きな傷手となつたろう。明応二年（一四九三）二月、畠山基家治罰のため公方動座が必死となり、これに対して越智・古市氏らも出撃し、そのため国中は仰天し雑物どもを持ち運ぶなどの大混乱となつた。箸尾氏の財宝三〇余荷を十市牢人が没収していることもみえる。四月、戒重・楊木氏と十市氏の足軽が戦い、十市氏は敗れて宇多郡に逃げた。同四年十月十三日、当主の遠清が亡くなつた。大乱をはさんだ前後の困難な時代を背負つた当人が没した。後をつぐのは孫であり、心残りがさぞ大きかつたろうと思う。

同六年八月、越智氏が牢人となっている筒井氏を取りたて、古市氏が同じく牢人となっている十市氏を取りたてる動きがあり、牢人共が出頭する時節となつた。八月、先に死亡した遠相の子が山城国賀茂で亡くなつた。これは長子で、そこで次子家がすぎ遠治を名乗つた。九月、畠山政長の子尚順が正覚寺へ入る用意をしているとされ、そのショックで筒井・十市氏らも帰国しようとした。十月、文明八・九年より二十年に及ぶ牢人名が公にされたが、そのなかに成身院・筒井・箸尾・檜原・布施氏ら二四氏がみえる。また没落衆には秋篠・十市・長谷川党ら十一氏がある。十一月に尚順と畠山義就の子義豊（基家）が戦いを交わし、十市一族五、六〇人が殺されている。この少し前壺坂寺にあつた越智氏を十市氏が攻撃している。これを見ると、十市氏はかなりの地力をもっているといえる。だから没落というのは、城館からは追われたが知行する地域と縁が切れたのではないとみたい。年末に長谷寺・釜口・三輪で徳

政が実施された。十市被官と馬借が寄せて来たからとされる。また「國中土民蜂起、十市長本也」ともある。ここにみえる馬借とか土民蜂起とかの背後には十市氏がいる。自らの勢力拡張のために馬借や土民を利用したのである。

同七年八月、小夫氏おとこと十市・箸尾氏しづえそれに多武峯衆が戦った。この頃十市氏は新関を立てて関銭をとり、律僧殺害などの悪行をしている。この後楊本庄への違乱もみえる。同八年十月、越智・十市・筒井・成身院・榎原氏ら三〇余人が和睦を申しあわせ、河内国での戦いに参加しないことを誓った。これは京軍である赤沢宗益の大和国侵入に備えたのである。こうして国衆は興福寺に代って大和国の防衛と治安維持にあたることになった。永正二年（一五〇五）十一月、宗益軍の侵入を布施・箸尾・越智・筒井・十市氏が防ごうとした。しかし翌年八月宗益の攻撃により、越智・十市氏は自らの館にひきこもってしまった。四年九月、十市・箸尾氏らは奈良防禦に出むいた。十月、十市・箸尾・筒井氏らは没落した。同十三年十月、畠山尚順と義豊の子義英の戦いのおおりをうけ、筒井・越智両氏が抗争した。同十七年八月、両畠山が和し、筒井・越智・古市氏も戦いをやめている。この頃十市遠治は筒井党をはなれ、京都へ向かった。享禄元年（一五二八）閏九月、柳本賢治が大和国へ侵入した。天文三年（一五二四）遠治の子遠忠が家をつぎ、畠山義英の家臣木沢長政と争うことになった。遠忠は竜王山城に、長政は信貴山城によって激戦を展開したのである。

同十一年三月、長政は河内国太平寺で討死し、信貴山城も陥落し、十年にわたる大和国支配も終った。十月、十市・筒井勢は河内国飯盛城に出陣した。遠忠はこれを機に十市・式上・山辺三郡を支配した。この時代が十市氏の最盛期で、現在の十市町の城畑に館があったとされる。近くに北垣内・南垣内・市場・中殿の地名が残っている。これは城下の名残りであろう。遠忠は歌人であり書家でもあった。「百五番目歌合」をつくり、多くの歌がある。かれは同十四年九月十六日に亡くなり、その後を遠勝がついだ。遠勝は興福寺に対して低姿勢をとっている。十市領内の反

錢・反米の納入をちかい、私反錢・私点役の停止をいい、これに応える形で大乘院は内山永久寺の南北両座の争いの調停を遠勝に求めている。

永禄期（一五五八〜一五七〇）になると、外部勢力の大和国侵略がつづくようになる。同二年松永久秀が入部し、信貴山城に拠り十市遠勝も服した。この頃遠勝は宇多郡の秋山氏と争い、このことで多聞山にいる久秀のところへ訴えにいった。同十年、筒井・三好三人衆の連合軍と久秀軍が戦い、大仏殿焼打ちがあり三人衆は没落した。しかし間もなく復し、翌年七月に信貴山城を陥し、久秀は後退する。

同十一年九月、織田信長が上落した。久秀は信長の助けをえて大和国経略をすすめる。筒井・十市連合軍はこれに對抗したが敗れ、十一日には十市衆の守った大西城が落ちた。同十二年十月に遠勝は死去し、正統はたえた。この後遺領問題がからんで、十市氏は久秀につくものと筒井氏につくものとに分裂した（上田義弘『上田家系譜』）。元龜二年（一五七二）五月、久秀は三好三人衆と結び、筒井順慶が信長と結んだ。八月、越智氏が新賀に城をつくり、ここを根拠に十市城を攻める。これに応じて箸尾氏は森屋城を攻めた。こうして十市郷のうち十市・常盤・葛本・味間・八条の五ヶ所のみが十市氏に残され、他の惣郷は越智と箸尾氏がとってしまった。十二月には筒井氏も押しよせる。十市氏両派の対立はおさまらなかつた。今井にあった十市後室と娘の御料おなえは久秀派の柳本城に入り、親筒井派はそれへの備えをかためた。

天正元年（一五七三）久秀は信長に降り、順慶が重用された。そのために親筒井派の十市常陸介の力が伸びて来た。同三年五月、十市郷三分の一は増九郎左衛門尉に、三分の一は久秀、三分の一は常陸介と後室で折半することになった。四年五月に順慶が大和一国の守護となり、五年十月、信長に背いた久秀は信貴山城で亡んだ。七年二月、布施藤政が十市後室の養子となり、御料の婿となって十市新二郎を名乗り、家督を相続した。布施氏は筒井順慶の縁者だか

ら、十市後室も筒井傘下になったのである。十三年八月、順慶の養子定次の伊賀国転封にはこれに従った。一方の十市常陸介は順慶には従ったが、定次の転封には行かず、翌十四年、豊臣秀吉の所払いによって伊予国に移った。文禄二年（一五九三）九月、常陸介は伊予国で亡くなっている。新二郎夫婦は筒井氏没落とともに郷里に戻り、子の二郎藤満は芝村藩に仕え、傍ら農業に従事した。

### 越智氏の発展

**興起** 一一世紀前半、大和守の源頼親は高市郡内の国衙領を足場に宇智郡東部、南葛城郡に勢力を張り、大和源氏を称した。そして一族を庄官に任じていた。鎌倉中期に現われた春日社領の南越智庄庄官の源家弘は越智氏の祖先とされ、越智丘を中心に開発をすすめたといわれる。もっとも『大和国越智家系図』によると、次のようにみえる。宇野親家が元暦元年（一一八四）蒲冠者範頼に属して平氏追討に功があり、一族に大和国掖上・越知・根成柿・柏原を給わった。親家は越智丘に住して自ら越智を称し、これが越智初代になる。その他にも出自については二、三の説もあるが、鎌倉中期頃から越智丘を根拠に在地領主としての基礎を固めていたことは間違いないだろう。

弘安八年（二二八五）の博奕罪科人の摘発にみる「落書起請文」による、橿原市域では以下の悪党が記される。

増田池尻住人

禅寿王左衛門 弟新兵衛 若王 弟親世王

南喜殿

尾張房 姉聳則継衛門入道

室

室九郎入道之子

梨庄尾張房

越智任人

貞家九郎兵衛入道 多田衛門入道 蘇我善了（『春日大社文書』第二卷、弘安八年三月）

かれらは地侍ないし有力名主層で、源家弘を中心にまとまっていたのであろう。

大和国守護の興福寺は軍事警察力の強化をはかり、在地領主を起用して僧兵団を編成した。これが衆徒・国民である。衆徒は興福寺譜代の御家人で北大和に多く、国民は寄人である外様御家人で南大和に多い。越智氏は国民として組み入れられた。一方春日若宮祭に奉仕するため衆徒・国民は六党に組織されたが、その一つ散在党は越智氏を盟主としたものである。戦国時代の同党には五条野・鳥屋・興田・松山・脇田・秦楽寺・曲川・江堤・玉手・加留・池尻の諸氏がみられ（『蓮成院記録』天文二年六月一日～天正二十年六月一日）、その勢力圏が越智郷と称せられる。

南北朝時代に越智氏は官方として行動した。観心擾乱により足利尊氏と弟直義は対立し抗争したが、貞和六年（正平五年（一三五〇））十月、直義は官方に参じ、越智伊予守の許に身をよせた。官方の実力者越智氏の力をかりようとしたのであろう。その前年越智党は河内国東条に出陣して楠氏とあい、馬の喰葉を援助している。同七年閏二月、官方が一時京都を回復したとき、和田・楠・三輪・越智・直木・神宮寺らの諸勢が桂川をこえて七条大宮にすすんだ。延文二年（一三五七）十月、興福寺大乘院と一乗院が合戦したさい、官方の実玄・良玄が一乗院門跡になろうとして禅定院を焼き払った。そのとき実玄に越智伊豆守・吐田兵衛尉らが従っている。応安四年（一三七二）十二月には興福寺衆徒が蜂起し、一乗院を攻め実玄は出奔した。永徳三年（一三三三）には越智家高がみえ、越智惣領として室町初期にかけて活躍している。

維通から家栄へ 応永二十一年（一四一四）幕府は衆徒・国民五〇余輩を京都に召集し、興福寺への忠誠を誓わせるとともに私斗を禁じた。しかし興福寺両門跡の分裂、学侶・六方の寺内自衛武力が寺内の規則を乱す状態にあっては、領主制形成をすすめる衆徒・国民の自立とそれに伴う抗争をとどめることは出来なかった。

正長二年（一四一九）三月、箸尾氏と片岡氏が対立し、管領畠山満家は箸尾氏に合力し、河内国勢が大和国に乱入した。このとき筒井・越智氏以下は片岡氏に合力して戦っている。つい七月、衆徒豊田中坊と衆徒井戸が争ったさい、筒井・十市両氏は井戸氏を援助し、越智・箸尾両氏は豊田中坊氏を支援し、両派の全面的抗争となった。同四年十一月、興福寺の要請に応じ越智討伐のために京都から畠山・赤松勢が下向して来た。しかし將軍義教の富士見の隙を狙って越智氏が筒井館へ発向して焼き払い、加えて竜田社にも放火した。そこで怒った幕府軍は攻撃を強めた。

「和州発向軍勢今日進発也」（『師卿記』永享六年九月二十六日）とあるのがこれである。さらに翌年九月、幕府は再度和泉・備中・伊賀・近江各国の守護に越智維通を討させた。十二月には越智氏が幕府軍の陣に夜討ちをかけ、翌年一月には一色・武田・畠山の諸勢も出陣した。九年七月には義教と將軍職を争って敗れた弟の大覚寺義昭が、山名満時を具して越智氏を頼って来た。幕府軍は総攻撃をかけ、越智氏と結び、また義昭の寄寓が噂された多武峯を攻めて堂社・坊舎を焼いた。その後越智氏を求めて在々所々を糺明し、維通はじめ一族を次つぎと討った。そして十二年六月になると越智氏に味方した輩もほとんど討たれ、幕府軍は大和国から引きあげた。こうして幕府と興福寺の弾圧をうけて越智氏は壊滅的な打撃をうけたのである。

しかし嘉吉元年（一四四一）六月、將軍義教が赤松満祐に殺されると事態は一変した。越智維通の息春童丸が蜂起し、河内国守護畠山持国の援助をうけて越智遺領を支配していた樗原氏を追った。一方筒井氏はこの頃順弘・光宣・順永の内訌が起こり、順弘が没落した。そして順永が惣領となった。しかし光宣は順永と和したので怒った順弘が光

宣を討とうとしたが、却って負けた。このとき越智氏は順弘を支援している。順弘は殺されたが、かれを支持する越智氏は古市・豊田氏それに大乘院経覚らとともに順永・光宣と戦い、順永らを圧迫した。文安二年（一四四五）三月、細川勝元が管領になると順永・光宣は勢いをもり返し、順永は官符衆徒となった。筒井氏の立身は、それと同じ勢力をもっている越智氏の反撻をよび、両氏の抗争はこれ以後一〇〇年以上にわたって展開されるのである。

文安四年十一月、越智春童丸は元服して家栄となった（『経覚私要鈔』文安四年十一月六日）。家栄は越智氏の繁栄を支える立役者である。翌年家栄と布施行種の間合戦にまで至らなかったが対立があったらしい。ついで六年二月には家栄が十市遠清を攻め、散郷一二郷を焼いた。この対立は宝徳二年（一四五〇）までつづいている。

このような大和国の対立抗争は、管領家畠山氏の相統争いに影響されていることもある。享徳三年（一四五四）四月、畠山持国は病み、惣領職をめぐる内紛が起こった。持国には子供がなかったので甥の弥三郎を養子にしたが、妾腹に義就が生れたので、かれに家督を譲ろうとしたのである。これに対して家臣の神保氏らが弥三郎を支持し、弥三郎は家督をついだ。怒った義就は神保父子を殺し弥三郎は細川勝元を頼った。その後將軍義政は義就を召したので弥三郎は出奔した。康正元年（一四五五）三月持国が死ぬと、抗争に拍車がかかる。この頃義就は越智氏と通じたように、越智家栄は南都にまで勢力を伸ばし、鬼蘭山城を根拠地として北大和の支配をはじめた。同三年九月に家栄は義就の命令で木津に出陣している。山城衆一六人は勝元の力を背景にこれと対抗した。しかし長禄三年（一四五九）五月、將軍義政は筒井光宣を免じ、七月佐味で筒井と越智氏が合戦して筒井方が勝利をえた。越智救援のために義就勢が大和国に入り、筒井氏は勝元に連絡した。義政は弥三郎を赦したので、今度は義就が逆に幕府から追われる身になった。寛正二年（一四六二）二月には義就追討の御内書が家栄に下った。しかし家栄は承知していない。弥三郎は長禄三年頃に死亡し、その弟政長が義就と対立することになる。筒井氏は政長方に、家栄は義就方についてその抗争は

一層激しくなるのである。

ところで越智氏の活動についてももう一つ見逃せないのが後南朝との関係である。後南朝というのは、かつての南朝の皇胤たちをいう。明徳三年（一三九二）南北朝合一がなり三種神器が北朝に返還されたが、合一条件を無視した北朝と幕府に対して南朝の皇胤たちは各種の反抗運動を起こした。その最たるものは小倉宮の二度にわたる謀反である。それらはいずれも鎮圧されたが、嘉吉三年九月二十三日に、皇胤を先頭にした南朝二〇〇余の武士が御所に乱入して神璽を奪取した事件が起こった。北朝と幕府が非常なショックをうけ、とり戻すことを必死に画策したのはいうまでもない。そして神璽を奪われたとき警備の任にあった三条公綱は、將軍義教殺害のため亡んだ赤松旧臣の石見太郎左衛門尉らに働らきかけ、神璽を奪還すれば赤松家再興をはかると約束したのである。そこで間島彦太郎・上月左近将監らは康正二年十二月大和国宇智郡に入り、様子をうかがった。そして翌長祿元年十二月二日、吉野奥の北山と河野郷で南方二宮を討ちとり、神璽を奪った。もっともこの時は二宮方にとり返されたが、再びとり戻し、翌年八月に神璽入洛となった。このさい越智家栄と被官人は、赤松旧臣が南方二宮に近づき討ちとる手引をしている。ことに神璽入洛には一役かっている。

越智氏はもともと南朝方であるから、当然後南朝にも味方する筈だが、この事件にはむしろ幕府側に立って行動しているのである。

ここで視角をかえて興福寺との関係をみておきたい。越智氏は興福寺・春日神社の被官であるから、本来はその命令に服する忠実な家来である。しかし時代とともに寺家からはなれ、自立の方向を辿ることは避けられない。それがこの時期にどのようなようになっていくかである。まず寺家に忠実な例としては、一乗院家復興と修理、会所目代の任料などに於いての一乗院と大乘院の争いの調停、講衆と衆中の対立の調停、窪城と高樋両氏の紛争調停、学侶と衆徒の紛

争調停などがある。また菩提山僧の雅意の沙汰、石清水八幡宮の神人の新関設置や神事雅意、越前国河口庄給主の松林院の不当行為、長谷寺散郷新関への山内甲岡の弓矢の企てなどに、越智氏の武力行動が求められている。その反面賀留庄年貢、備前庄反銭についての無沙汰、寺中大転経院坊務をめぐり越智代官備中若党の乱入などがみえる。これらを見ると、若干の服従しない動きもあるが、がいして寺家に信頼されているとみてよからう。

**自立化への動き** 越智氏は終始畠山義就方として行動し、山名宗全に従っている。寛正四年（一四六三）四月、高野山に逃れ、ついで吉野に入った義就は文正元年（一四六六）八月、壺坂寺に現われた。越智家栄はこの義就を支持し助成した。ついで大和・河内両国で政長軍と戦っている。この時期、義就方としては越智弾正忠家栄・吐田・曾我高田・小泉延定房・高山・万才・岡氏らが、一方政長方としては筒井順永・光宣法印・箸尾入道宗信・布施・高田氏、それに多武峯一山らがみえる。義就方は優勢で、布施・高田兄弟は敗れ、筒井氏も箸尾城にこもっている。光宣の知行している宇智郡は越智氏が支配した。十一月になって古市・十市氏の斡旋で筒井と越智両氏の和与、筒井と小泉両氏の仲直りがすすんだ。

応仁大乱となり、越智軍の上洛も論じられたが実現せず河内国に向かった。文明二年（一四七〇）六月、今度は義就軍が敗れ、そこで京都東山・西山をすべて焼き、越智氏は西軍の没落した被官人に兵糧米を送る準備をしている。その後で義就の子が越智館に落ちて来た。しかし七月になると東軍が退却をはじめ、越智軍が出陣して家栄は和泉国守護になるとの噂まで出ている。しばらくして宝来氏と高山・山陵氏らの合戦が告げられ、筒井一門・檜原・箸尾氏らが仲人になるうとしている。八月には河内国で合戦があり、東軍の若江城を西軍が、また同じ東軍の萱田城を越智氏らが攻めた。家栄は和泉国守護になる意志をみせ、尋尊は過分所存なりと言っている。同三年將軍義政から高市郡の知行が認められた。閏八月南都で両陣が対立した。布施方は箸尾・檜原・俱志羅・十市・筒井・前高田氏とあり、越

智方は万才・八田・飯高・古市・吐田・小泉・当高田氏とある。しかし合戦には至らなかったようである。

同五年山名宗全が死亡し、それにつづいて細川勝元も死亡した。そこで東西両軍に和平の気運がみられた。翌年七月、西軍の大内氏が赤松氏に同調する動きをみせ、越智勢が上落した。九月になると、義就の子が母とともに越智館に没落して来た。同七年四月、吐田と榎原両氏の合戦があり、榎原氏を攻めるために越智・十市両氏が用意をととのえている。筒井氏は榎原氏支援のため大安寺に陣をとった。十市氏が仲人になったが、吐田氏は越智氏の求めに応じていない。古市氏と越智代官鳥屋・五条野氏らは新薬師寺に陣をとり、五月に合戦となったが古市方に死傷多く、越智勢は追い散らされている。その後も布施氏と万才・高田氏の合戦があり、越智氏が出陣した。同九年九月河内国で合戦があり、義就方として越智彈正忠父子・古市兄弟・高山氏が、政長方として筒井・箸尾・宝来氏らが、また両方荷担衆として十市・龍田・秋篠・片岡氏らが出陣している。戦いは十月九日までつづき、義就方勝利となって河内・大和両国をほぼ征圧した。そして家栄は南都を占領し、代官下・弓場両氏をおいている。十月下旬、長年の夢である家栄の和泉国守護に義就が反対をとなえ、両者は不和となった。十一月になると土岐成頼が足利義視を奉じて美濃国に下り、大内政弘らも帰国して大乱は終わった。十年六月、義就が越智館へ行き不和は解消されたものの家栄は結局守護になれなかった。

その後も大和国内では戦いがやんでいない。越智氏と多武峯・筒井・十市足輕との抗争などである。また河内国へも出陣している。同十四年六月、朝敵義就治罰のため細川九郎(政元)と畠山政長を遣わすとの奉書が大和国に発され、国中への下知が命じられたが、家栄は拒否している。当時ここでは政長方は番条・窪城氏の外なく、他はすべて義就引渡者とされていた。七月、越智代官鳥屋氏は細川政元に多額の献金をして義就との講和をはかり、政長を窮地においこめた。大乱を含む文明時代は越智氏が優勢で、筒井氏を圧倒していたのである。

一方この時期、後南朝がまた蜂起している。文明元年十一月、南主が吉野奥と熊野で蜂起したとの知らせがあった。翌年三月には南方の御旗が越智郷に上がったと見え、西軍諸大名が同心し、上洛するということになった。七月には南帝が壺坂寺にあり、越智氏が毎日の供御などの世話をしている。そして閏八月には上洛して北野松梅院へ入御するまでになった。山名宗全が夜御衣などをすすめた。同四年一月には東方本城室町殿御所、主上并三種神器御座に對し、西方本城山名入道宗全屋形、南主・今出川殿御座とまで記されている。もともと山名宗全・細川勝元の死と、大乱が終息に迎うにつれ南主も消えてしまったが、一時期その出現が政界を大いに騒がせたことは事実である。南主がこのように大きく浮びあがったのは、越智氏の尽力が大きく貢献しているのである。以前の長祿の変とくらべて相反した行動をとっており、越智氏の態度は不思議であるといわなければならない。

ところで家榮はただ外部勢力に対して戦ってばかりいたのではない。和泉国守護になれなかったが、胸中に興福寺にかわって大和国を支配しようとする意志があったことは確かだと思う。そこでこの問題を、以下興福寺との関係を通じてみることにしたい。

まず興福寺に忠実な場合である。文明六年二月、薪猿楽の不参が問題となった。その理由は、金晴大夫が四目代より糶米の沙汰がないために参れぬというのである。そこで以ての外の緩怠として高間郷にある金晴大夫の住屋進発となり、また四座猿楽の当国への出入を停止し、荷物を没収することになり、越智以下に処置を命じている。同十年九月には四恩院一薦の罪科につき、六方が進発し、越智勢も出陣している。稀有の悪僧といわれる定清僧都が大転経院坊主を所望したが、家榮は承知せず、そのために定清は非常に立腹している。また寺家の求めに応じた調停も少なくない。越田尻庄給主と豊田頼英の相論、檜原氏と玉手氏の水相論、池田庄と井殿庄の相論、そして講衆と衆中との検断相論などの調停である。さらに文明十六年十一月には一国平均に五〇文の反銭がかけられ、棟別・人別銭に加えて

この反銭がかかり、百姓が歎いたさい家栄は仲介にあたっている。

しかしこのような事例以上に寺家との対決例が多い。まず反銭である。これには寺門と門跡反銭があり、いずれも造営はじめ重要行事など特別に費用を要する場合、各荘園に課したのである。だが次第に恒常化したために無沙汰することも多くなる。反対するのは庄官クラスと百姓であり、なかでとくに目立つのは越智氏である。文明二年十月、法花会堅義のために諸庄に反銭を課したさい越智郷は寺命に従わず、門跡反銭も越智郷は無沙汰となっている。同十六年十一月には一国平均に反銭を申し付けたのに、越智氏の反対のため一天無双の法会が違乱となった。同十九年三月に大和一円に六〇〇貫余の反銭を課したさい、越智氏は一三〇〇貫余を無沙汰している。

越智無沙汰の理由は負担増への反撓だけでなく、むしろ利己的な私反銭のためである。同十年九月、南都に進出した力を背景に筒井・箸尾郷などに反別二〇〇文をかけ、また川上田に反銭をかけて前代未聞とされた。同十二月、横田庄と神殿庄への越智反銭がなかったのであえて礼銭を出している。このような異例に対しても門跡はなんの手も打っていない。私反銭を当然視しているのである。同十二年九月には満寺集会で私反銭反対を決議し、越智氏と交渉している。同十四年閏七月、松南院領・新木庄・横田庄への無限の反銭のため、学侶使節が越智方に赴いた。九月には学侶集会の書記役である供目代が、越智氏の私反銭二百文の賦課に希代のことと申ししている。同十五年二月には西服庄、十二月には海智・小林の両庄にもかけた。これに対して何度か私反銭の延引あるいは免除を求めるものの、全く聞きいられていない。

同十二年七月には火鉢作京座の公事銭を奈良座から徴収するように、家栄が言って来た。しかし大乘院門跡の尋尊は拒否した。京座は木津庄住人市若がもっていたが、後に薬師寺の新が買い、被官人である奈良座の西京の者に売らせた。その後越智氏が新を追放し京座を知行して毎月一貫文の公事銭をとったのである。新被官人は多く奈良座衆だ

からである。しかし新が買ったとの証文がなく、新追加後は木津庄住人が京座を復し、西京の者の売買が出来なくなったので、公事銭をとれぬと拒否したのである。これについて家栄は糾明すると返事している。その後は無事におさまったようだが、座にも干渉して来たことに注目される。十四年十月には平田庄田率油につき、庄官布施・細井戸両氏が没落した後、越智が知行したが欠分一五貫文を無沙汰した。

文明十二年六月、畑森新庄給主の越智代官堤が仏聖に引くべき能登・岩井両川用水を新庄に引いたので、通目代と仏聖下司の椿井が堤氏に嚴重に抗議したが受けいれられていない。同十五年七月には両河用水を三橋庄と畑森新庄が初反を申ししたが、例により三橋庄に水文を給わった。ところが新庄下司の越智代官堤が新庄に引いた。円城坊貞覚が仲介したが、結局は押しきられている。同十七年六月、用水を新庄に引いたので、別会五師が四十八丁庄に用水を給わらないのは納得出来ぬとして四十八丁庄百姓とともに抗議した。しかるに新庄給主の越智代官堤方の者が五師使者と四十八丁百姓を追い払い、さらに百姓の在所を焼いた。学侶は言語道断だとして神水し堤氏の籠名を決めたが実行には至っていない。同十九年十一月には氣和井坂をとめて壺坂越えに別道をつくり、伊勢道者から人別二〇文の関錢を徴収し、そのために長谷寺が非常に迷惑している。氣和井坂は長谷寺から与喜浦へ向かう街道であり、伊勢国へ行く主街道である。伊勢參宮はこの頃から盛んになって来るので、その街道をとめ、あえて壺坂越えに道路をつくって通行税をとろうとするのである。ただこの時は伊勢国司の北畠氏が新関を破り、越智氏も引き下がったので、長谷寺は関錢を確保しえた。

以上いくつかの事例について越智氏の行動をおったが、興福寺の權威を無視した姿さえみることが出来る。これは大乱中における諸国の守護と国人の關係とおなじものである。こうして国衆越智は興福寺の權威を一つ一つ削いでいったのである。

戦国大名をめざして

この時期になると、有力国衆の越智・筒井・古市・十市氏ら、また多武峯の間で興福寺に

代る権力確立をめざす戦いが激しくなる。延徳二年（一四九〇）十二月、義就が死亡し子の基家がついだ。管領政長は基家と越智・古市氏らを討つよう命じた。しかしこの頃から中央の情勢が変り、細川勝元の子政元と政長が対立し、政元は越智氏と結ぶようになる。同三年二月、越智代官鳥屋・興田らは摂津国に出兵し、政元の被官になっている。明応二年（一四九三）閏四月に政長は政元に討たれ、子の尚順は没落した。大和国で越智氏の優位は決定的になった。越智氏と十市氏をくらべると、事例は少ないが十市氏と被官飯高の関係に対して、越智氏と被官鳥屋・五条野・興田の關係がうまくいっていることが多い。これが越智優位をもたらした一つであろうと思う。五月、家榮は上洛した。多くの衆徒・国民を従えて京都に上がった費用は一七〇〇貫といわれ、「以之公方ヲ奉輕条、一家高名末代聞云々、誠以希有事也、一天下滅亡不可過之、可歎々々」〔『大乘院寺社雜事記』明応二年五月十八日〕と記されている。

同三年の暮、多武峯が戦場になった。同六年三月、下山衆が多武峯散郷を焼き払った。下山衆というのは多武峯山内にある越智派に属する学衆のことである。ここでは応仁の乱前から学衆と筒井氏に通じる禅衆が対立し、そのあけく越智派が敗れ山内から退去することになった。それからしばらく不明だが、明応六年に下山衆の放火がみえるのである。そしてこれを契機に越智氏と多武峯の合戦となった。九月になり、古市氏の斡旋で和解となり、次の条々が多武峯より申し出された。

- 一、越智氏は墓守吉備の居住跡を奪ってしまったが、元のように還住させること
- 一、越智氏と通じている宝蔵院の頸を切ること
- 一、越智方の軍勢の止住している豊浦郷を焼き払うこと
- 一、一山の年貢を返すこと、今度とり散らした分もである
- 一、今後当山に不屈行為があつてはならぬ、咄文を差し出すこと

これを古市代官松川が越智氏に伝え、一応はおさまった。

その前年の十月、畠山尚順は義就の子義豊（基家）と和泉国で戦っていたが、六年十月に尚順に応じた筒井順盛らは古市澄胤を破り、その後で尚順は義豊を破った。十一月に義豊方の越智家栄は没落した。つい今まで権力を誇っていた越智氏は本拠地の越智郷を焼かれ、壺坂に没落した。没落した様子は「壺坂この五、六日以前は七百人計りあり、その後越智一族以下男女三百人計り、女房、童部ら二百人あり、食物久しくあるべからず、天罰々々」(『大乘院寺社雜事記』明応六年十月二十七日)と記されている。さらに越智氏は吉野から高野山に没落した。

しかし翌年になると勢力を回復した。そして八年十月、越智・十市・筒井・成身院・榑原以下の三〇余の国衆が和睦を宣言し、細川政元の河内国進撃に合力しないことを約束している。これに怒った政元は赤沢宗益を大和国に入れ、これと戦った成身院・筒井・豊田・番条・十市・榑原氏らの大和衆は討たれて没落した。同九年二月二十七日に越智家栄が死去した。永享の乱で没落した家を復し、その後の動乱を生きぬき、一度は大名を凌駕する程の力をもったものの、それは一挙に潰え、しかもまた復するという文字通り波瀾万丈の生涯を終えたのである。もっとも本当の死は同四年十月二十五日ともされる。家栄の後は家令いんまがつく。

文亀元年（一五〇二）五月、学侶・六方が集会し、それに越智・古市また畠山守護代の遊佐越中守が会合をもち、今後の大和一国の処理を計った。これに対して宗益は、大和国は越智・古市・遊佐氏に任ずと伝言した。同二年七月、宗益の大和国寺社領違乱のために南都五社・七大寺が閉門した。越智・古市両氏がとりなしを申し入れたが、集会で反対を決議している。永正元年（一五〇四）二月、国衆和与を宣言した。これは家令の計略によるものである。しかし宗益の再度の侵入により、北大和にある越智氏の根拠地今市城が落ちた。翌年二月には筒井・越智両氏の婚姻がなった。しかも同三年七月には宗益の大軍が大和国に侵入し、国衆はほとんど没落した。越智氏は降り、自らの館

に引きこもってしまった。筒井順賢は逃走し、十市・箸尾・越智氏らは多武峯にこもったが焼かれた。宗益は大和国を完全に支配する意欲をみせた。この頃家令は亡くなり春竹がついだ。かれは家教と推定される。

同四年六月、細川政元は養子の細川澄之らに殺された。丁度丹後国の一色氏を討つために出張していた宗益は、政元の死を聞き忙ぎ引きあげようとしたところ、官津で一揆に殺された。宗益と結んでいた古市澄胤は山城国賀茂に逃げ、没落していた国衆も出頭した。越智・筒井氏らは悦んだ。退勢挽回を計った澄胤は、河内国を攻めていた赤沢長経を大和国に入れ、国衆は協力して対抗したが敗れ、筒井順賢らは河内・和泉両国に奔った。

同五年七月、赤沢長経と古市澄胤は筒井順盛を破った。しかし十日後尚順は長経を大和国初瀬で捕え斬ったので、国衆は故地に戻って来た。同八年義豊の子義英と尚順が争い、義英が敗れ、それに組した越智家教らは壺坂館や高取山城に逃れた。同十三年十月、家教は唐院で筒井順盛と十市清矩を破った。同十四年四月、幕府は大和国の紛争調停のために畠山順興を下している。同十七年十月、遊佐順盛は越智と筒井両氏を法隆寺で和睦させている。大永二年（一五二二）九月、吉野郡龍門庄庄民が年貢をむさぼり運上数を減じ、下知に反抗し、あまつさへ犯過人成敗に派遣した使僧を殺害したので、多武峯の進発になった。しかし本善寺と越智氏のとりなしにより宥免された（『談山神社文書』大永二年九月三十日）。本善寺というのは、本願寺の蓮如により開創された大和国真宗寺院の最高にある寺であろう。

以上、大乱後から大永年間（一五二二～二八）までの争乱の経過をおって来たが、注目したいのは国衆たちの積極的な動きである。ことに外部勢力の干渉に対しては明応八年十月の和睦宣言、文亀元年五月の集会、永正五年三月の和与宣言にみられるように、大和一国の成敗は興福寺をはなれて国衆たちに委ねられているのである。このような国衆の実力を越智氏について別の角度からみておくことにしたい。

長享二年八月、長谷寺と慈恩寺の相論の解決につとめ、延徳二年七月には万才と岡両氏の水論に介入し、十二月には郡山中和古市両氏の争いの調停にあたっている。ついで明応五年二月には、万才弥九郎と下田・三輪の鍋座相論の仲介をしている。また同二年十一月には狭竹庄年貢無実をどうするかにつき、興福寺からの相談に与った。さらに長享三年十月には鳥見・矢田両庄の納所人事の処置をした。しかし寺家に忠実な、あるいはその意に従った行動は、前代にくらべると格段に少なくなっている。

それに反して対決事例が多くなる。延徳三年九月、「越智悪行増倍し、神領正体なし、十市知行地すべて押領」〔大乘院寺社雜事記〕延徳三年九月九日とある。明応三年十月には、一乗院領安堵・興田・簀方庄以下に私反銭がかけられる。しかも注目したいのは、興福寺権力を脅かす行動が目立って来るのである。

長享二年十二月、宇多国衆秋山の件で伊勢国司北畠と対立し、家榮は伊勢神宮参詣路をとめた。先に述べたように文明十九年にも道路をめぐる対立があったが、その時には国司の抗議に屈した。しかし今度は抗争するまでになっている。延徳三年七月には山城道を停めた。これは山城国一揆のさい、両畠山軍の撤退が越智代官岸田の計略によりなされ、そのとき山城国人はかなりの礼物を約束したのに未納のため催促を求めて停めたのである。このような道路の停止というのは道路に関心をもって来たからであり、その底には領域支配との関わりがある。延徳三年二月、荻原関所代官の六方を追放して吐山氏を代官につけた。六方といえば興福寺直属の武力組織である。当然六方は激しく怒り、吐山氏を自分の館にかくまった小夫氏を寺敵として高札にかけようとした。越智氏はそれを阻むために軍勢を出し、そのために沙汰やみとなった。明応元年十一月には、古市氏とくんで南都七大寺に各百貫文を課せようとした。むろん尋尊は強い反撥をみせており、これらを見ると越智氏の傍若無人ぶりが知られる。翌年五月に家榮は上落した。衆徒・国民を主従の如くに引きつれ大名の如しといわれた。その費用一七〇〇〇貫のために一國反銭を下知し、國中

が仰天している。越智家栄は大名としての実力と自覚を背景にして行動しているのである。

越智城下 越智氏の根拠地である貝吹山城は南北朝時代に築城され、その西南山麓に館が営まれた。『大和国越智家系図』によると「越智ノ城、南北山ニシテ西ハ川ヲ限り東細長ク地形鶴ノ嘴ノゴトク、川ヨリ東三丁北へ入ル山間ニ寢殿ヲ造ル、左右ハ諸士ノ家地ナリ、大石ヲ乾木戸トス、光雲寺ノ前、石垣ヨリ中馬場トス、南ニハ南ノ馬場アリ、奥谷ノ前ニ藤左衛門屋敷、寺崎東ニ勘定場、南北ノ大道十間去テ五丁堀トス、此時分越智村南北大道左右軒ヲ並べ、町屋敷遠近ノ商人商物運送シ月三・七ノ市アリ。売買ノ市トス」とみえる。『越智古老伝』には「古来ハ南北大道左右に軒を並し民家也、遠近の商人、農具衣食を運送して月二三七の市をなして売買の津とせり、六十年斗以前洪水の節、民家流失して越智の市終る、東の地ニ民家居住す」とある。いずれも近世の記述であるが、架空のこととは思えない。

現在「オヤシキ」の地名があり、また北西一軒の北越智に「茶屋ノ上」「市ノ山」の地名がある。永享四・六年（一四三三・三四）に越智在所とみえるから（『滿濟准后日記』永享四年十一月二十九日、同六年八月十六日）、この頃に本拠地がつくられたように思う。文明十五年（一四八三）に越智郷寺庵・道場があり、長享元年（一四八七）に巡礼堂が建立されている。世阿弥の子元雅、あるいはその子観世十郎が越智に下って演能を始めたといわれる。この越智観世は戦国時代まで断続的であるがつづき、これが城下の文化的雰囲気をつくっている。越智氏の最盛期は、上洛したときの費用が一七〇〇貫であったとされる明応二年（一四九三）頃であったと思う。したがって右の諸記録にみえる城下の景観もその時分とみるのが妥当ではなかるうか。つまり永享期から城下の建設がはじまり、大乱をへて序々に武士が集住し、商工業者も来て整備されたのであろう。

#### 衰亡

享祿元年（一五二八）、管領畠山高国を追放して権力をにぎった柳本賢治が大和国に入部し、筒井順興を討

った。順興は負け東山中に逃亡している。賢治はまもなく引き上げたので順興は復したが十分に立ち直れず、越智家益も本拠地の越智郷に引きこもった。天文元年（一五三三）七月、奈良をおそった一向一揆は八月に越智氏の居城高取を攻め落した。しかし吐田で越智利之に敗れた。同十二年四月、筒井順昭は古市胤重を破った。ついで順昭は十月、六千余騎の大軍で貝吹山に拠る越智家頼を攻めた。このときは和睦している。

同十八年、將軍義輝を追放して京都を支配した三好長慶は松永久秀を所司代とした。しかし久秀は京都よりも河内・和泉・大和の諸国の支配に意欲をもっていた。永祿二年（一五五九）、大和・河内の国境にある信貴山城を修築し、翌年奈良に多聞山城を築いている。そして筒井・十市氏らの国衆を圧倒した。同六年一月、久秀は十市遠勝のこもった多武峯を攻めた。同十年四月二十五日、大織冠破裂があり、このとき戒重氏との争いが起こったので、大凶事として多武峯は戒重城の攻撃にかかった。越智伊予守は戒重側に立った。久秀という強敵に対しては、一方で共同戦線を張りながら他方で相互に抗争を重ねるといふ、複雑な動きをこどもみせているのである。

永祿十一年九月、織田信長は数万の大軍をひきいて上洛した。信長の登場とともに畿内の戦局も大きく変わる。久秀は当時京都を支配していた三好三人衆と敵対していたので、信長の意にかなない、大和国の支配をまかされた。筒井・十市氏らは久秀に討たれた。翌年四月、久秀は越智討伐のために南へ出陣した。

ところで將軍義昭と信長が不和になるのをみた久秀は信長に反した行動をとった。元龜二年（一五七二）八月、辰市城の攻防戦で久秀は筒井順慶に大敗した。この頃十市と越智両氏の抗争があり、夫々内訌もあった。九月、高取で越智民部少輔家高と女房・男女子が家来の市尾深介により殺されている。天正元年（一五七三）十二月、順慶は信長の支援をえて多聞山城を落し、久秀は大和国を去った。翌年三月、信長は多聞山城へ下向し大和国衆はあげて迎えている。同三年四月、塙九郎左衛門尉直政が大和国守護となり、興福寺の支配は終った。直政は翌年本願寺攻めで戦

死し、順慶が待望の守護になった。

順慶は郡山に築城した。同八年八月、「今日平城破却、当国悉以可破、郡山一城迄可残、諸方以外騒動也」(多聞院日記)天正八年八月十七日)とみえ、二十日には「国中大旨破城、無所残歟」となった。この記事から越智・古市・十市氏を始めとする百余の国人の城館が破却されたことを知りうる。同八年九月二十六日、大和国中の寺社・本所・諸寺・諸山国衆すべてに指出の触があった。一ヶ月後に完了したが、それによると次のようにみえる。「八千石多武峯、三百石釜口、九百石菩提山、千三百余石法隆寺、二千石葉師寺、千五百石東大寺、一万九千石興福寺、千三百石一乘院、九百五十石大乘院、一万四千石箸尾郷、三千五百石片岡、一万二千石越智、三千石高田、二千石岡、千五百石戒重、五百石大仏供、百石吉備、百石河合」。ここにはすべての国人所領が記されているのではないが、越智氏が箸尾氏と並び格段の石高を保持していることに注目したい。

信長の権威を背景に筒井順慶の権力支配は強化され、かつての国人たちは亡ぼされていく。天正十一年八月二十六日に越智玄番守家秀が殺された。殺害したのは内衆の沙汰だが、順慶の了解があったらしい。その後遺子が越智再興を計ったと伝えられるが、明らかでない。越智一族は他の国衆と同じく浪人となるか帰農したのである。